

北九州市障害者支援計画

(平成 24 年度 ~ 29 年度)

最終案

平成 24 年 1 月
北 九 州 市

北九州市障害者支援計画(平成 24 年度～29 年度)

目次

<<総論>>

第一章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等	
(1) これまでの本市の取り組み	5
(2) 国の動き	6
2 計画の位置付け	
(1) 2つの法定計画	8
(2) 基本計画の分野別計画	8
(3) 前計画の成果や課題等を踏まえた計画	9
(4) 北九州市障害児・者等実態調査などを踏まえた計画	9
(5) 北九州市障害者支援計画策定委員会や障害者団体等の 意見、提案の反映	9
3 計画の期間	9
4 計画の推進体制	10
5 障害のある人の状況	
(1) 障害のある人の数	10
(2) 各障害別状況	
身体障害のある人	11
知的障害のある人	13
精神障害のある人	14

第二章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	17
2 計画の構成	18
3 計画の基本目標	18
4 計画の体系	19

<<各論>>

第三章 北九州市障害者計画

基本目標 : 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

<施策の方向性 1 >	相談システムの構築	2 5
<施策の方向性 2 >	早期発見・療育体制の整備	3 4
<施策の方向性 3 >	充実した福祉サービスの提供	5 0
<施策の方向性 4 >	発達障害等に対する取り組み	7 7

基本目標 : 地域で自立して生活できる基盤整備

<施策の方向性 5 >	自立生活のための地域基盤整備	9 5
<施策の方向性 6 >	雇用・就業機会の確保と拡大	1 0 6

基本目標 : 人権の尊重・社会参加の促進

<施策の方向性 7 >	障害のある人の人権の尊重と保障	1 1 7
<施策の方向性 8 >	社会参加の促進	1 2 9

第四章 第 3 期北九州市障害福祉計画

1	策定の経緯	1 4 9
2	計画期間	1 4 9
3	平成 2 6 年度の数値目標の設定	
(1)	施設入所者の地域生活移行についての数値目標	1 5 0
(2)	福祉施設から一般就労への移行	1 5 1
4	障害福祉サービスの見込み量	1 5 2
5	地域生活支援事業の見込み量	1 5 4

資料

1	北九州市障害者支援計画策定委員会委員名簿	1 5 9
(1)	支援体制整備部会	1 6 0
(2)	都市基盤・自立生活支援部会	1 6 1
(3)	人権・社会参加部会	1 6 1
2	北九州市障害者支援計画策定委員会会議等の検討結果	1 6 2
3	用語解説	1 6 5

総論

第一章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) これまでの本市の取り組み

本市では、平成18年に障害者基本法に基づく障害福祉分野の新たな基本計画として、「北九州市障害者支援計画(平成18年度～22年度)」を策定しました。

この計画の策定過程においては、同じ時期に障害者自立支援法の審議が行われており、当時、その詳細は明らかになっていなかったことから、支援計画に障害者自立支援法の内容を反映させることは見送られました。

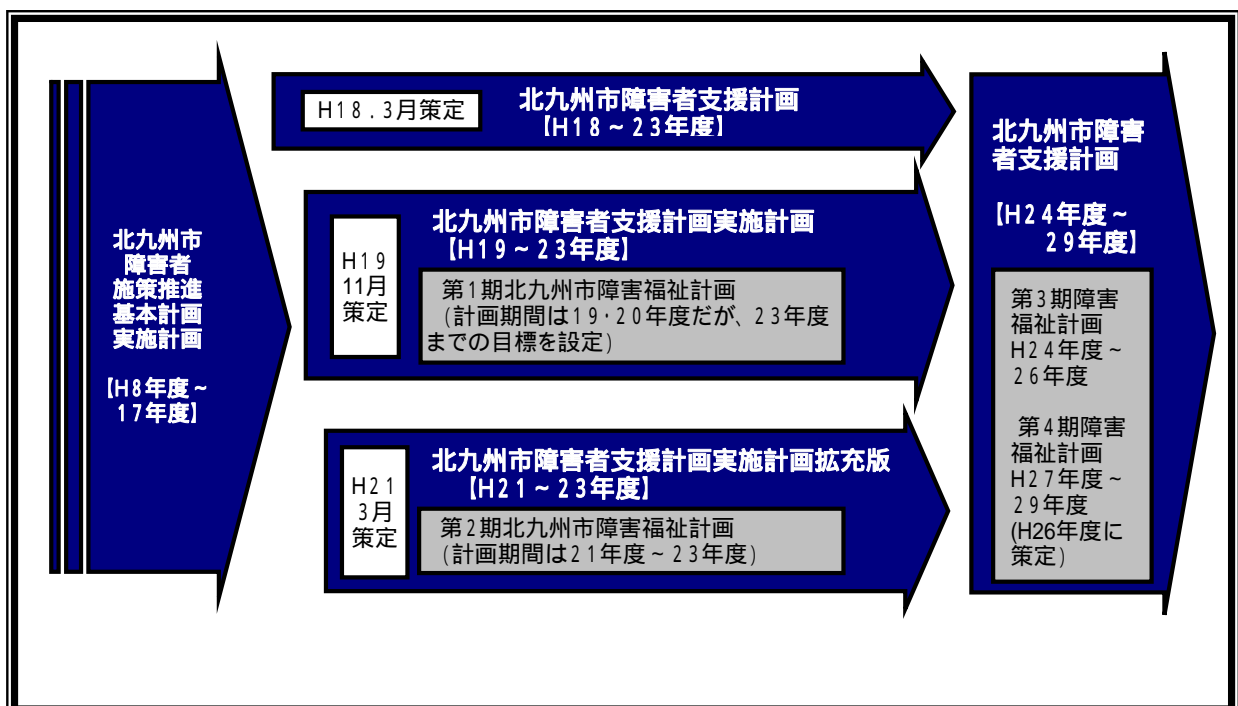
一方、障害者自立支援法では、市町村は平成23年度までの数値目標やサービスの見込み量等を設定した市町村障害福祉計画を策定することが定められました。

こうしたことから、平成19年11月に、障害者自立支援法を反映させた具体的な計画としての「実施計画」と、障害者自立支援法に規定された「障害福祉計画(第1期)」の両方の性格を併せ持った計画として、「北九州市障害者支援計画実施計画(以下「実施計画」という。平成19年度～22年度)」を策定しました。

また、平成21年3月には新たな「障害福祉計画(第2期)」を策定するとともに、実施計画の見直しを行い、「北九州市障害者支援計画実施計画拡充版」を策定しました。

さらに、平成22年には、国の障害福祉制度の抜本的な見直し状況等を勘案し、計画期間を平成23年度まで延長しました。

今回、平成23年度でこの計画期間が終了することから、平成24年度を初年度とする新たな障害者支援計画を策定するものです。



(2) 国の動き

国では、障害者権利条約の締結に必要な制度改革を行うため、平成21年12月の閣議決定により「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置されました。

平成22年1月からは、この推進本部の下に設置された「障がい者制度改革推進会議」(障害のある当事者や有識者等で構成)において、障害者に係る制度の改革についての議論が行われています。

平成22年6月には、推進会議での議論を踏まえて閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)を制定することとされました(平成25年8月を目途に施行予定)。

障害福祉サービスについては、平成18年に施行された「障害者自立支援法」などに基づき、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みの下で、障害のある人の地域生活等の支援が行われていますが、平成22年12月に公布された「障害者自立支援法等改正法」により、障害者自立支援法や児童福祉法が改正されます(平成24年4月1日施行。一部は平成24年4月1日までの政令で定める日及び交付日施行)。

この改正では、利用者負担の見直し(応益負担から応能負担へ)や、相談支援・障害児支援の強化、グループホーム・ケアホームの利用者に対する家賃の助成、重度視覚障害者の移動を支援するサービスの創設など、障害のある人の地域生活を支援する施策のより一層の充実が規定されています。

また、平成23年6月には、家庭や施設、職場で虐待を発見した人に通報を義務付け、自治体などに調査や保護を求める内容などを盛り込んだ「障害者虐待防止法」が成立しました(平成24年10月1日施行予定)。

さらに、平成23年8月には、障害者施策の基本となる法律である「障害者基本法」が改正されました(公布日施行。一部は公布から1年以内に政令で定める日から施行)。この改正では、発達障害者が精神障害者に含まれることが明記されたほか、差別の禁止、防災及び防犯、選挙や司法手続における配慮等が新たに盛り込まれています。

障害福祉制度の変遷（国の動き）

H18年4月～

「障害者自立支援法」施行	身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入	応益負担 等
--------------	--	-----------



H19年9月署名 H23年12月現在 未批准

「障害者の権利に関する条約」に署名	内容 (全50条)	障害者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障。障害に基づく差別を禁止。
-------------------	--------------	--



H21年9月

政権交代	民主党、社会民主党、国民新党による連立政権樹立に当たっての政策合意 「障害者自立支援法」を廃止。応益負担を基本とする総合的な制度をつくる。
------	--



H21年12月

「障がい者制度改革推進本部」を設置	障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備など、障害者制度の集中的な改革を行うため閣議決定により設置。当面5年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ
-------------------	---



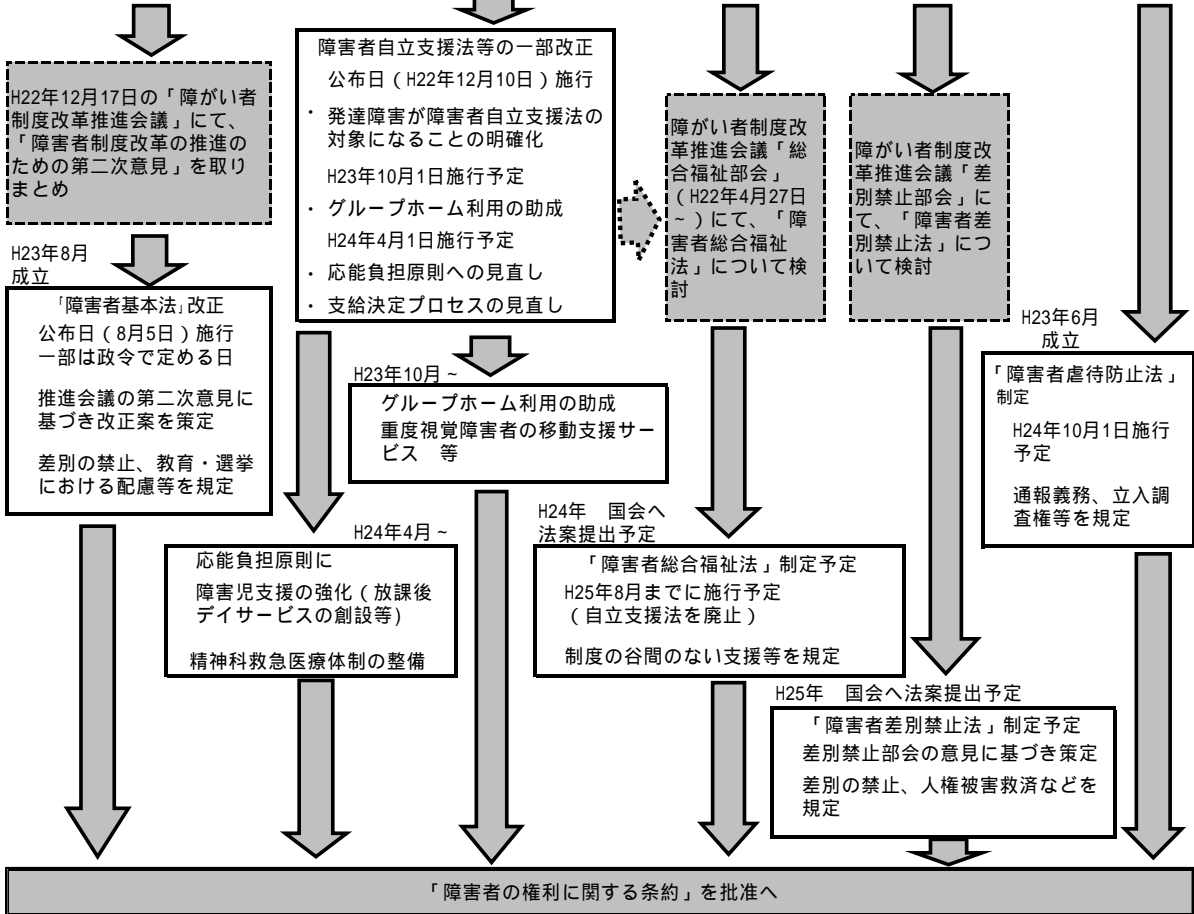
H22年1月～

「障がい者制度改革推進会議」を開催	障害者に係る制度改革をはじめ、障害者施策の推進に関する事項について意見 (障害者の雇用、教育、医療、司法手続、政治参加等について幅広く議論)
-------------------	---



H22年6月

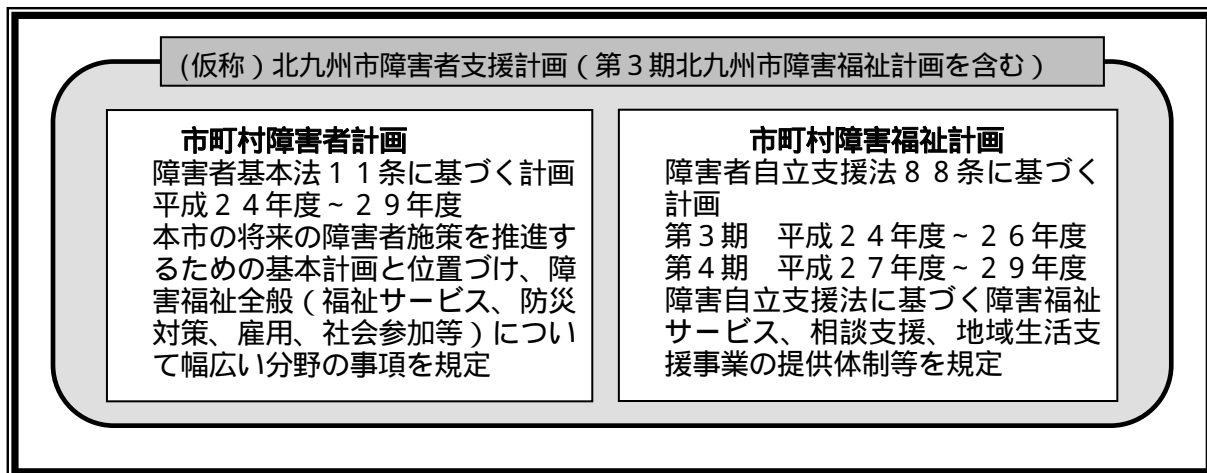
閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重 基本的考え方 障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現	H22年4月～ 障害福祉サービス等に係る低所得者層（市民税非課税世帯）の利用者負担を無料化
--------------------------------	--	---



2 計画の位置付け

(1) 2つの法定計画

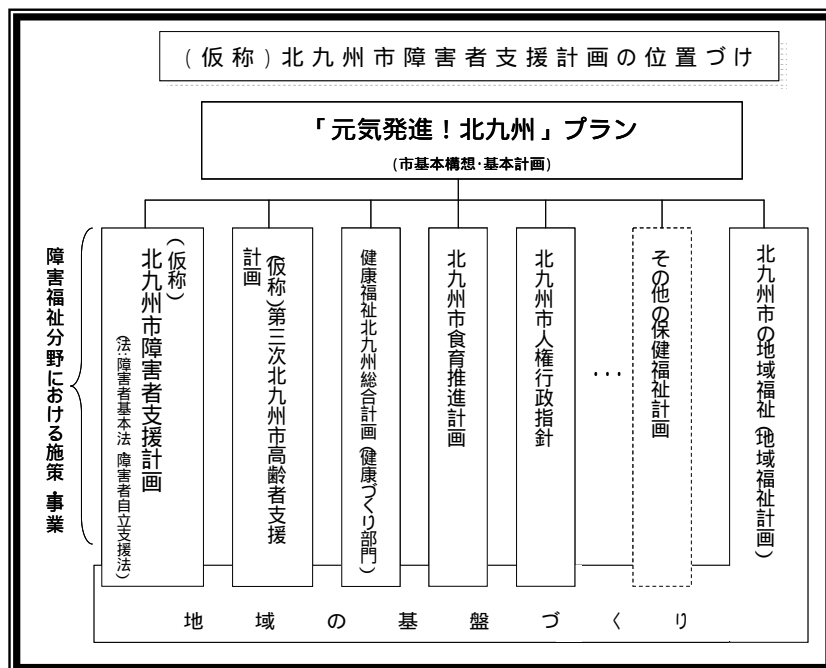
新たな障害者支援計画は「障害者基本法(第11条)」に規定された、本市の障害者施策に関する基本的な計画である「市町村障害者計画」と、「障害者自立支援法(第88条)」に規定された、障害福祉サービス等の見込み量やその確保のための方策などを定めた「市町村障害福祉計画」を包含した計画です。



(2) 基本計画の分野別計画

新たな障害者支援計画は、誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくりを目指した、本市の基本構想・基本計画である「元気発進!北九州」プランに基づく分野別の計画として位置づけられるものです。

したがって、基本計画の各分野別計画である「北九州市の地域福祉(地域福祉計画)」や「(仮称)第三次北九州市高齢者支援計画」などの計画と相互に連携を取りながら、取り組みを進めます。



(3) 前計画の成果や課題等を踏まえた計画

これまで取り組んできた計画（平成18年度～23年度）の理念を引き継ぎ、その成果や課題等を踏まえ、北九州市らしい障害者施策をさらに進めるための計画として策定します。

(4) 北九州市障害児・者等実態調査などを踏まえた計画

市内に在住する障害のある人等に対して、その生活実態やサービス利用状況等についての調査を実施するとともに、市民に対し、障害のある人への理解や関心の程度などについての調査を実施しました（平成23年度に実施）。

今回の計画は、この調査に基づいた課題等を踏まえて策定します。

北九州市障害児・者等実態調査

（身体障害者：2,200人 障害児：400人 知的障害者：1,000人
精神障害者：600人 発達障害児・者：24人 難病患者：16人
合計：4,240人を対象に実施）

北九州市障害者等聴き取り調査

（身体障害者：29人 知的障害者：26人 精神障害者：28人 サービス
支援者：20人 合計：103人を対象に実施）

市政モニターアンケート（150人を対象に実施）

(5) 北九州市障害者支援計画策定委員会や障害者団体等の意見、提案の反映

この計画は「北九州市障害者支援計画策定委員会（障害のある当事者や家族、学識経験者、施設・事業者等で構成。以下「策定委員会」という。）」で出された意見はもとより、障害者団体等からの意見や提案等を可能な限り反映させました。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から29年度までの6年間とします。

ただし、障害者自立支援法の廃止など、今後、国において障害者施策の大きな変革が予定されていることから、国の動向等を踏まえながら必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の推進体制

計画の推進については、障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、意見提言や調査審議を行うことを目的に条例で設置された「北九州市障害者施策推進協議会」の専門委員会として「北九州市障害者支援計画フォローアップ委員会」を設置し、進捗状況に対応した意見を伺うなど定期的に評価・検証を行います。

また、「障害者自立支援法」における「障害福祉計画」を踏まえ、各事業の目標値の設定や、見直しを行います。

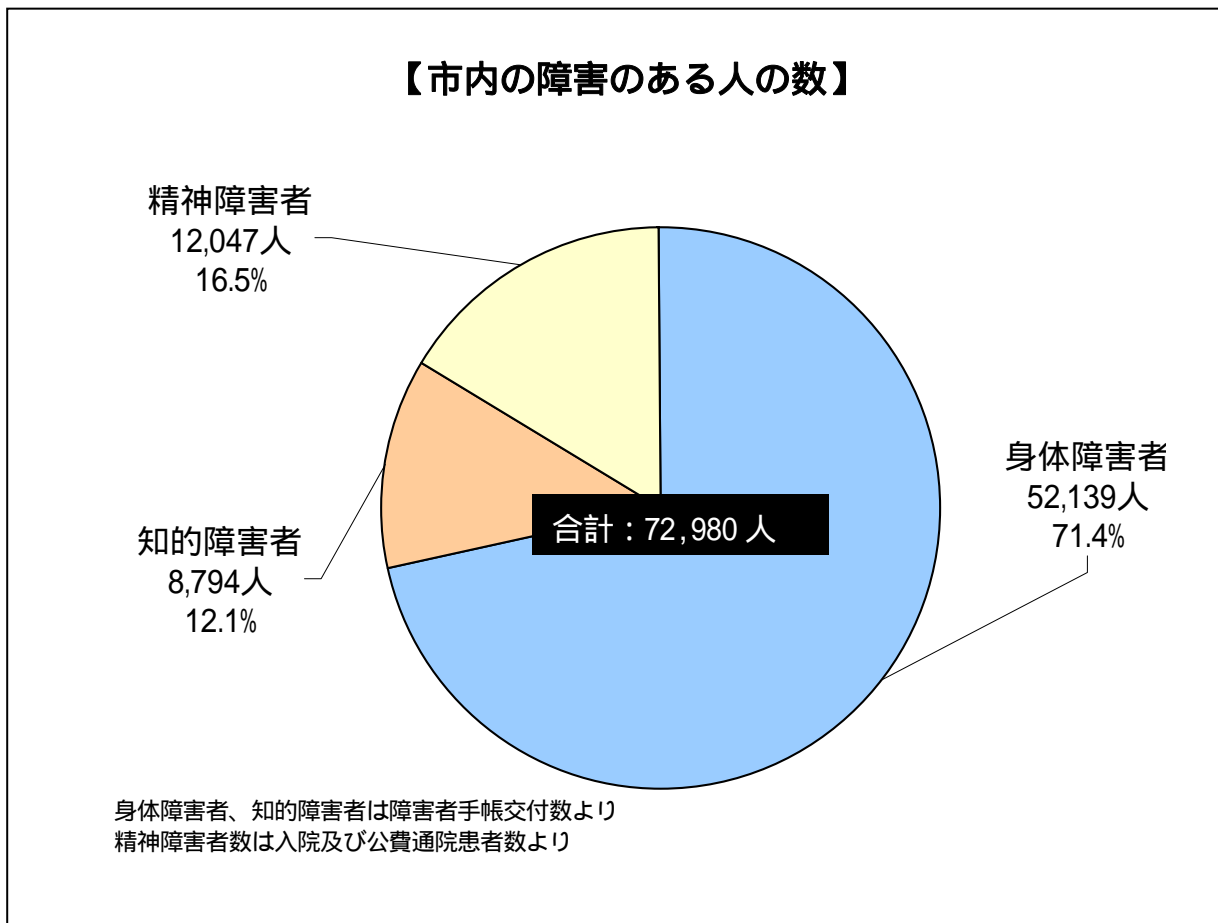
それらの内容については、ホームページ等を通じて公表します。

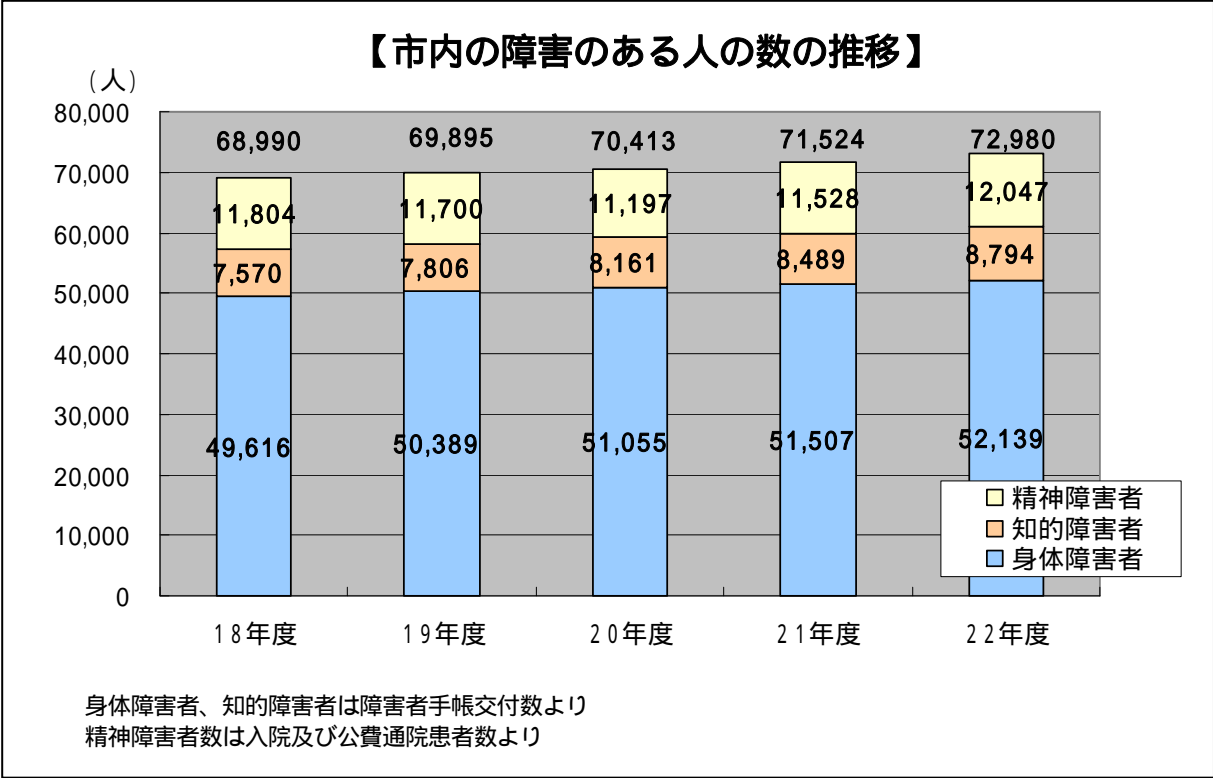
5 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の数

市内には72,980人の障害のある人（平成23年3月31日現在）があり、その数は年々増加しています。

これは、総人口（平成23年4月1日現在 北九州市推計人口 972,719人）の約7.5%にあたります。

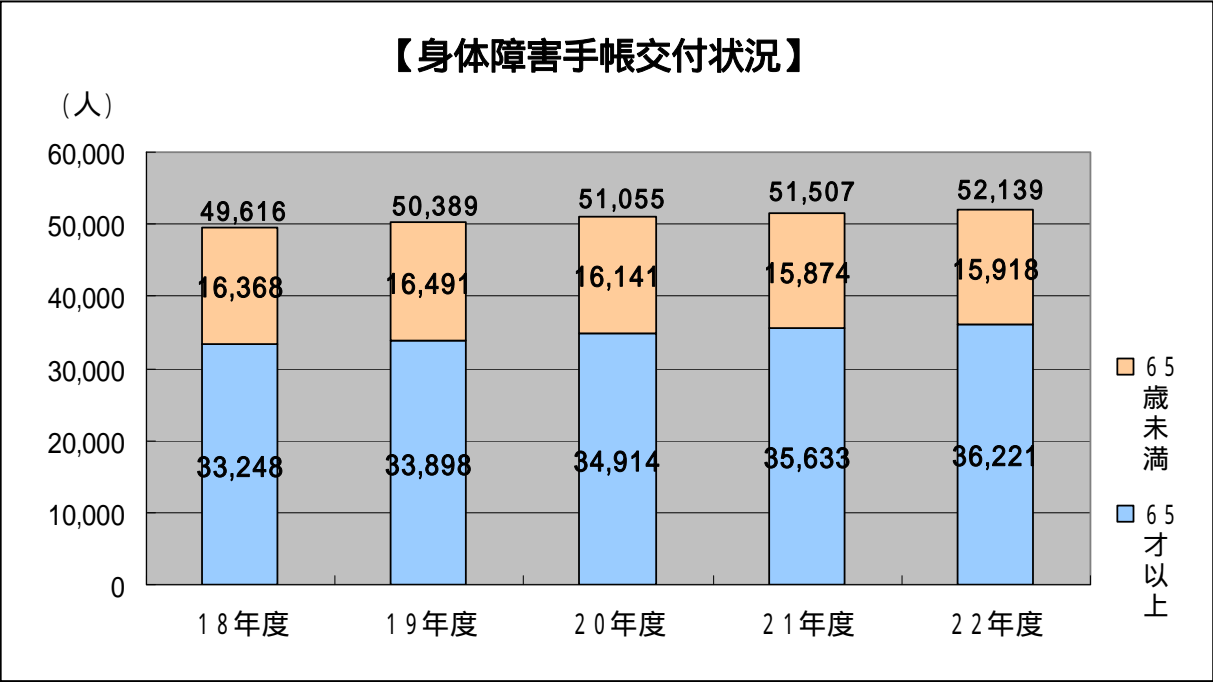




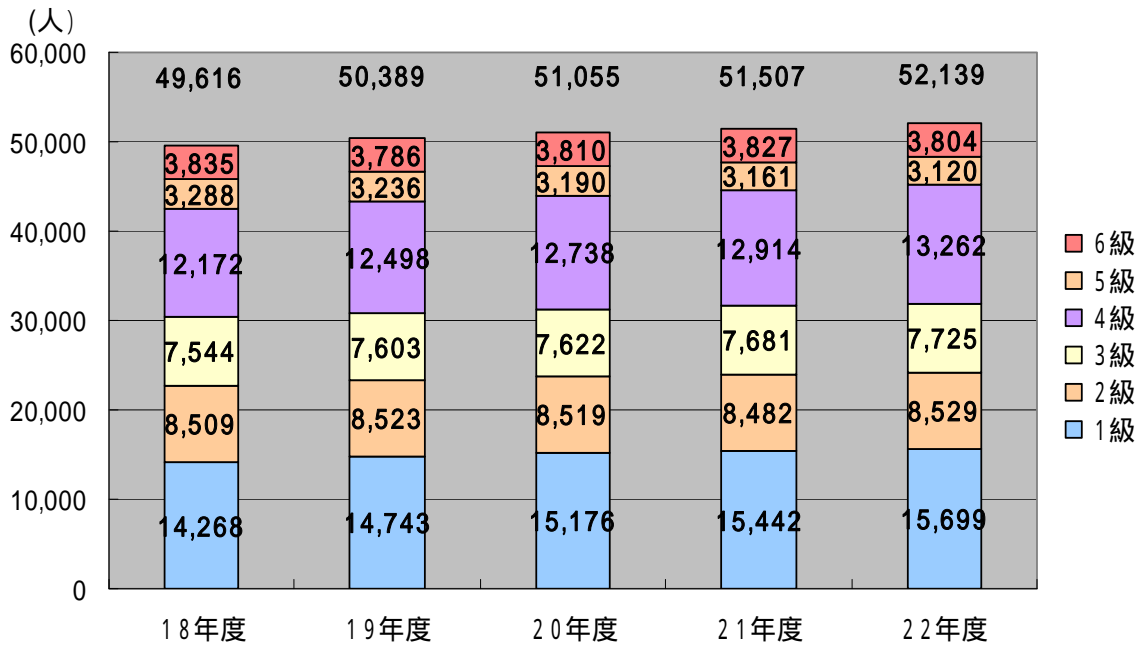
(2) 各障害別状況

身体障害のある人

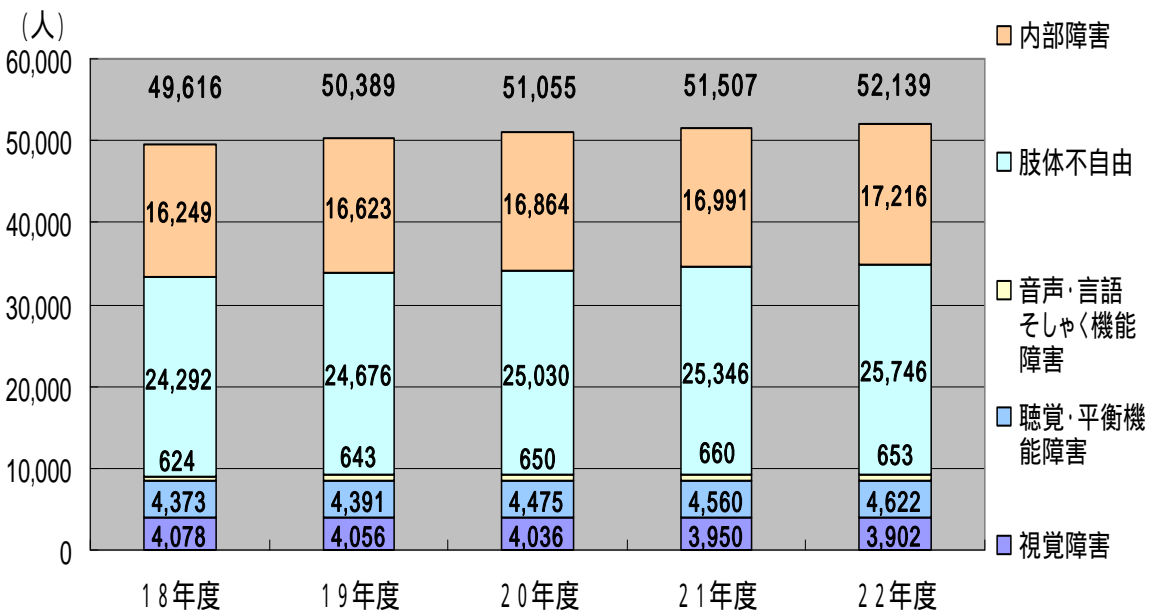
市内の身体障害のある人は 52,139 人となっており、障害のある人の 71.4%、総人口の約 5.4%にあたります。また、身体障害者手帳の全交付者数の約 70%が 65 歳以上となっており、この割合は毎年増加しています。



【身体障害手帳程度別交付状況】



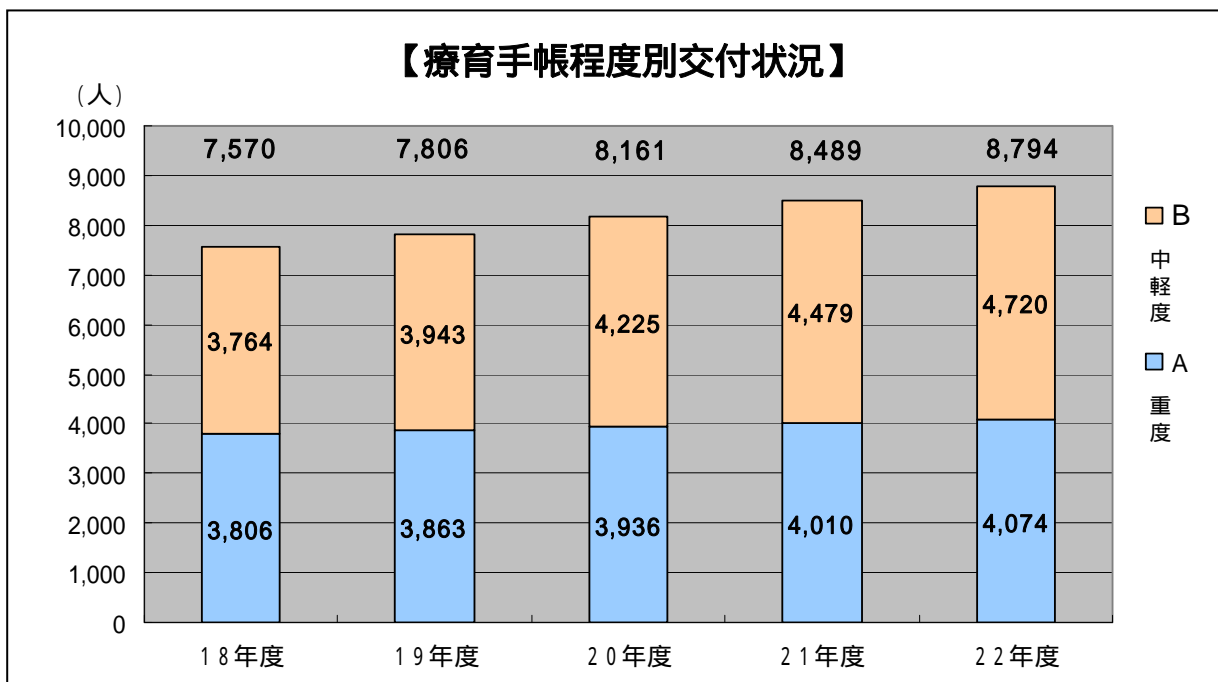
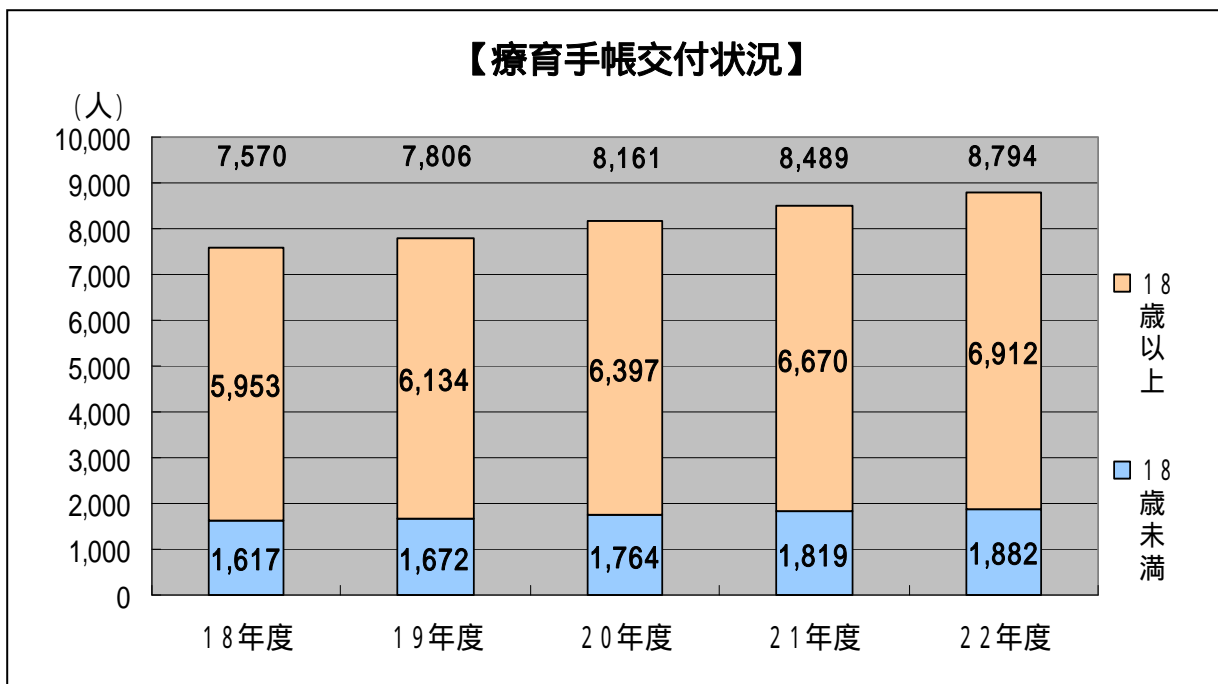
【身体障害のある人の障害種別の構成比】



知的障害のある人

市内の知的障害のある人は8,794人となっており、障害のある人の12.1%、総人口の約0.9%にあたります。

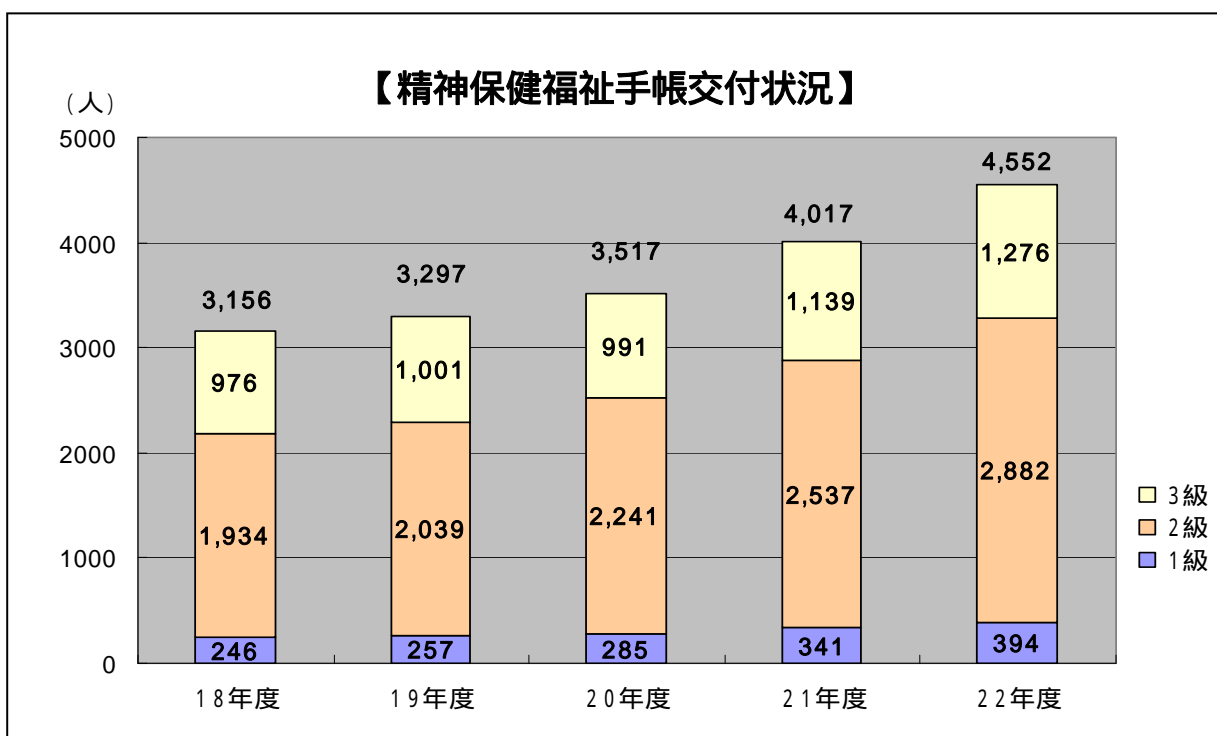
手帳を所持していない障害者もいるため、実数把握をすることは困難ですが、療育手帳交付状況を見てもその数は増加傾向にあり、特に中・軽度の知的障害数が増加しています。



精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は4,552人であり、入院又は公費通院している精神障害のある人は12,047人となっており、障害のある人の約16.5%、総人口の約1.2%にあたります。

なお、精神障害のある人の実数把握は、精神障害者保健福祉手帳を取得していない人も多いなどの課題があることから、現在、本市では、精神障害のある人の把握方法として、精神障害者保健福祉手帳交付数、入院患者数、公費通院患者数を使用しています。



【精神障害のある人の入院及び通院患者の推移（年度末現在）】

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
入院患者	措置入院	21	26	19	11	11
	医療保護入院	888	943	973	987	1,003
	任意入院	2,785	2,756	2,722	2,727	2,737
	その他	4	1	0	2	1
	小計	3,698	3,726	3,714	3,727	3,752
公費による通院		8,106	7,974	7,483	7,801	8,295
合計		11,804	11,700	11,197	11,528	12,047

第二章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

**障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を
尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる
共生のまちづくり**

障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現

障害のある人は、日々の生活の中で様々な「生活のしづらさ」に直面しており、その背景には、障害のある人の社会参加を妨げている様々な社会的障壁があります。

障害のある人を取り巻くこの障壁は、社会環境によって作り出されることがあり、人々の理解で減らせる一面もあります。

また、障害のある人の立場になることは誰にでもあり得ることです。

このため、障害のある人の実態に応じた施策を実施するにあたっては、障害のある人やその家族だけではなく、市民、企業や事業者、行政などが自らの課題として障害を認識し、それぞれが連携・協力して、自らの責任と役割を果たしていくことが重要です。その上で、すべての市民の人権が保障され、お互いの人格や個性を尊重しあい、認めあう社会を目指します。

さらに、障害のある人が自らの選択と決定によって、自分らしく、安心して、質の高い生活を送り、地域の中で社会の担い手として役割を果たすことができるよう、自立に向けた意欲を支えるネットワークを構築します。

2 計画の構成

「北九州市障害者支援計画」は「総論」「各論」「資料」の三部で構成されています。

「総論」では、「北九州市障害者支援計画」の策定の趣旨や、計画を取り巻く現状と課題、計画の基本的考え方（基本理念、基本目標、体系図）を掲載しています。

「各論」では、障害者基本法に基づく「北九州市障害者計画」及び障害者自立支援法に基づく「北九州市障害福祉計画」を掲載しています。

「資料」では、計画策定に当たっての関係資料を添付しています。

3 計画の基本目標

基本目標 ： 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

障害のある人が安心して生活を送ることができるように、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期までの一貫した支援を行うとともに、複数のニーズを持った障害のある人や家族などが利用しやすい相談体制を構築するなど、総合的なサービスの整備を進めます。

基本目標 ： 地域で自立して生活できる基盤整備

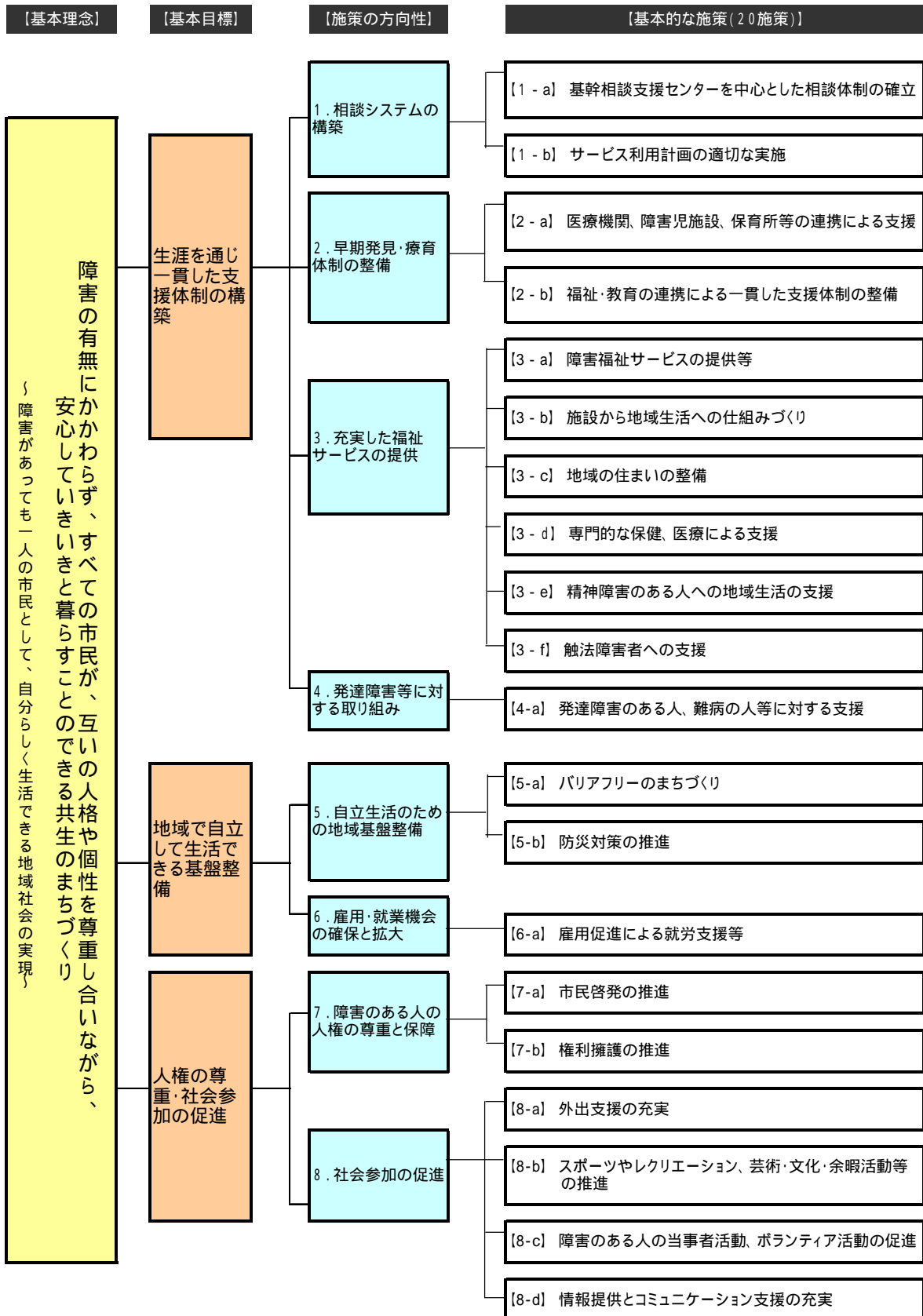
障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、都市基盤の整備や防災対策を進めるとともに、個々の障害の特性に配慮した就労支援や多様な就業機会の確保に取り組むなど、地域住民、企業、行政などの協働による地域での生活を支援する仕組みづくりを行います。

基本目標 ： 人権の尊重・社会参加の促進

障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重できるような取り組みを行います。

また、障害のある人が気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動などを楽しめるよう環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア等の活動に対する支援への取り組みを充実させることにより社会参加を促進します。

4 計画の体系



各論

第三章

北九州市障害者計画

基本目標：生涯を通じ一貫した支援体制の構築

障害のある人が安心して生活を送ることができるように、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期までの一貫した支援を行うとともに、複数のニーズを持った障害のある人や家族などが利用しやすい相談体制を構築するなど、総合的なサービスの整備を進めます。

< 施策の方向性 1 > 相談システムの構築

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害のある人の相談支援の中核である各区役所の保健福祉課高齢者・障害者相談コーナーや障害者地域生活支援センターでは、職員研修を充実させるなど、相談支援体制を強化してきました。

「相談窓口は多いが、どこに相談したらいいのか分かりにくい」「各相談窓口の連携が不十分で市民はいくつもの窓口で相談しないと行けない」等の現状の課題を踏まえ、平成23年度には障害のある人の利便性に配慮した新たな相談支援体制の構築について検討しました。

【現状と課題 1-1】

相談支援体制の充実

障害のある人やその家族が、福祉サービスを受けようとするときや、生活上の悩みなどを解決しようとするときは、行政や民間の相談機関を利用することになりますが、生涯を通じた適切な支援を行うためには、行政と民間との連携による継続的な支援体制が重要です。

しかし、障害の種別・程度、年齢、福祉サービスの内容によって、相談する機関が異なる場合があり、障害のある人やその家族にとって分かりづらい状況となっています。

総合療育センター地域支援室や障害者しごとサポートセンター、障害者地域生活支援センター、福祉・労働・教育・医療関係機関など、専門的な内容に応じた多くの相談支援機関はありますが、「窓口があり過ぎてどこに相談に行ってもよく分からない」「障害のある人の実態をもっと見てほしい」などの声があります。

障害のある人は、日常生活における多くの不安や問題を抱えており、その障害の特性によって、障害福祉に関する知識と経験を持った人が対応しなければ、解決できない相談が多くあるにも関わらず、組織内の人事異動等により相談業務に携わる職員の資質の向上が図れていない現状があります。

年代別の生活状況（ライフステージ）が変わる際の引き継ぎ等において、情報の共有化が図れていません。

行政などの窓口寄せられる相談の中には、複合的な問題を抱えており、ひとつの施策や制度、機関だけで対応することの難しい事例があり、総合的な対応が求められています。

コミュニケーション支援が必要な障害のある人等への相談支援体制の充実を求める声があります。

実態調査によると、いずれの障害でも、悩みや不安の相談相手は「家族」の割合が圧倒的に高く、今後必要な相談機関としては「障害者が気軽に相談ができる相談機関」の要望が高い状況です。また、障害のある子どもや発達障害のある人、難病の人では「専門的な知識・技術を要する相談機関」の割合も高くなっています。

障害のある人を支援する施設や事業所等の職員に対する聴き取り調査によると、今後市が注力すべき障害福祉施策については、「相談窓口体制、情報提供窓口の整備」の割合が高くなっています。



【今後の方向性】

総合的な相談窓口として基幹相談支援センターを整備することで、どこに相談したらよいのか分からない障害のある人やその家族にとって分かりやすい相談体制を確立し、様々な相談に適切に対応できる仕組みづくりを進めます。

どこに相談したらよいか分からない障害のある人やその家族に対しては、基幹相談支援センターが窓口となって、区役所や専門相談窓口、サービス事業所などと連携・協働を図るなど、適切な情報提供・福祉サービスやインフォーマルサービスを総合的に調整した相談支援を行える体制づくりを進めます。

相談業務に携わる職員が異動しても、その相談窓口の機能が低下しないように、資質の向上を図ります。

ライフステージが変わっても情報の共有化を図れるよう、基幹相談支援センターと関係機関との連携を図ります。

コミュニケーション支援が必要な障害のある人等への相談支援体制を充実するため、相談員の配置について検討します。

【現状と課題 1-2】

障害福祉サービス利用計画

障害福祉サービス利用計画の作成については、対象者が限定されているため、あまり利用されていません。



【今後の方向性】

平成24年度から、障害福祉サービス支給決定プロセスの見直しが行われ、サービス利用計画作成の対象者も拡大します。

このため、これまでサービス利用計画作成の中心的な役割を果たしてきた障害者地域生活支援センターや相談支援事業者、サービスの支給決定を行ってきた各区役所の高齢者・障害者相談コーナーのそれぞれの位置付けや役割を明確にします。

障害福祉サービス利用計画の作成に携わる人が異動しても、相談支援事業者の機能が低下しないように、事業者や職員の資質の向上を図ります。

【基本的な施策 1-a】

(1) 基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立

基幹相談支援センターの整備

ア 出前相談と相談窓口機能の有機的連携

どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための第一次相談窓口として、障害者相談支援の中心的役割を果たしている障害者地域生活支援センターを「基幹相談支援センター」として整備します。

基幹相談支援センターと各種専門相談機関の有機的連携により、相談窓口機能の充実を図ります。

基幹相談支援センターは「よろず相談窓口」「必要に応じた訪問相談」「継続支援を要する障害のある人への担当者を付けた支援」「ニーズ把握とマネジメント」を特徴とします。

イ 安心して地域で生活できる支援

基幹相談支援センターと各区役所の高齢者・障害者相談コーナーや、いのちをつなぐネットワーク係及び地域包括支援センターが連携・協働し、様々な相談に対応します。

地域のネットワークを構築し、障害のある人が身近な場所で安心して生活できる体制を整備します。

ウ 乳幼児から大人まで一貫した支援ができる体制の強化

乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期を通じた一貫した支援を行います。

個人情報に配慮した相談機関同士の相談記録の共有システムを構築します。

各区役所の高齢者・障害者相談コーナー等の機能強化

障害者手帳の交付や各種の公的な福祉サービスの受付、支給決定を行っている高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するため、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めるとともに、基幹相談支援センターや専門相談窓口との連携・協働を推進します。

また、高齢者・障害者相談コーナーの機能の充実を図るため、地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、障害福祉センター、精神保健福祉センター、子ども総合センター等からの技術支援をさらに充実します。

相談業務に携わる職員に対する研修の充実

相談業務に携わる職員が異動しても、相談窓口の機能が低下しないように、職員の資質の向上を図る研修を充実します。

各種専門機関の連携強化

発達障害者支援センター、障害者しごとサポートセンターなどの各種専門相談窓口が基幹相談支援センターと連携・協働し、適切な支援を行う仕組みを構築します。

また、北九州市障害者自立支援協議会の定例支援会議などを通じて、関係機関が協働し問題解決に取り組みます。

身近な相談者

かかりつけ医、民生委員、児童委員、身体・知的障害者相談員、サービス提供事業者、ピアカウンセラー等が日頃の関わりの中で、障害のある人からの相談を受けるとともに、必要に応じて基幹相談支援センターと連携を図るなど、きめ細かな支援ができる体制の構築に取り組みます。

ネットワーク体制の構築

本市では、相談支援事業者の運営評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等を行っており、今後も充実を図ります。

コミュニケーション支援が必要な障害のある人等へ対応する相談員の配置

コミュニケーション支援が必要な障害のある人へ対応する相談員の基幹相談支援センターへの配置を検討します。

【基本的な施策 1-b】

(2) サービス利用計画の適切な実施

障害福祉サービス利用計画を作成する際には、障害のある人や家族の希望等を踏まえて作成します。

基幹相談支援センター、高齢者・障害者相談コーナー

ア 基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーは、互いに連携・協働し、障害福祉サービスの利用意向の聴取、サービス利用計画の作成、サービス利用の調整、モニタリング等が適正に実施できるよう取り組みを進めます。

イ 高齢者・障害者相談コーナーは、利用者の意向や取り巻く環境等を勘案したうえで、障害福祉サービスの支給決定を行います。

ウ 基幹相談支援センターでは専門的な知識や経験を活かし、必要に応じて相談支援事業者に対し、困難な事例への指導・助言を行います。

相談支援事業者の資質向上

相談支援事業者は、障害福祉サービスの支給決定を受けた利用者のうち、特に計画的な自立支援を必要とする人に対し、サービス利用計画の作成、サービス利用の調整、モニタリングを行っています。

障害福祉サービスの支給決定プロセスの見直しに伴い、基幹相談支援センターや高齢者・障害者相談コーナーとさらに密接な連携を図るとともに、サービス利用計画に関わる研修を充実します。

1 - 1 【生活に関する悩みなどの相談について】

	相談相手 第1位	利用した相談機関 第1位	必要な相談機関 第1位
身体障害者	家族 62.3%	相談機関（窓口）を利用したことはない 36.0%	障害者が気軽に相談ができる相談機関 50.2%
障害児	家族 71.9%	総合療育センター（地域支援室を含む） 64.5%	障害者が気軽に相談ができる相談機関 46.3%
知的障害者	家族 58.6%	区役所の相談窓口 32.4%	障害者が気軽に相談ができる相談機関 51.3%
精神障害者	家族 58.8%	区役所の相談窓口 43.6%	障害者が気軽に相談ができる相談機関 54.1%
発達障害児（者）	家族 93.8%	・総合療育センター（地域支援室を含む） ・発達障害者支援センター「つばさ」 各62.5%	専門的な知識・技術を要する相談機関 56.3%
難病患者	家族 100.0%	・区役所の相談窓口 ・相談機関（窓口）を利用したことはない 各33.3%	障害者が気軽に相談ができる相談機関 40.0%

- ・『悩みや不安の相談相手』は、障害の種類を問わず「家族」が圧倒的多数。
- ・『今後必要な相談機関』は「障害者が気軽に相談ができる相談機関」の割合が高い。発達障害児・者では「専門的な知識・技術を要する相談機関」であり、障害児、難病患者でもそれぞれ第2位（3～4割）にあげられていた。

出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

【1 - a】 基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
1	本掲	【拡充】新たな障害者相談支援体制の構築	北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターとして再整備を行い、出前相談を基本とした障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制を構築します。 【基幹相談支援センター(障害者地域生活支援センター)の設置ヶ所数】 22年度:1ヶ所 ⇒ 24年度:1ヶ所 ⇒ 25年度:1ヶ所 ⇒ 26年度:1ヶ所 【基幹相談支援センター(障害者地域生活支援センター)の相談件数】 22年度:12,188件 ⇒ 26年度:25,272件 ⇒ 29年度:43,669件	保健福祉局 障害福祉課
2	本掲	高齢者・障害者相談コーナー充実事業	高齢者・障害者相談コーナーの窓口職員のレベルアップを図るため、研修の充実を図るほか、福岡県主催の相談支援従事者研修に職員を派遣します。 【区役所窓口職員等の研修参加数】 22年度:82人 ⇒ 26年度:168人 ⇒ 29年度:289人	保健福祉局 障害福祉課
3		出張所における保健福祉相談事業	市民サービスの向上を図るため、曾根、折尾、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉等に関する相談対応や、申請書の受付を行います。 【相談件数】 22年度:18,644件 ⇒ 26年度:19,000件 ⇒ 29年度:19,000件	市民文化スポーツ局 区政課
4		障害者福祉に係る専門的・技術的指導	障害者への福祉サービス向上のため、区窓口担当者へ専門的な研修を行います。	保健福祉局 障害福祉センター
5	本掲	【新規】市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	市内相談支援事業所の職員が障害者・児の自立した生活を支え、障害者・児の抱える課題の解決やサービス利用に向けて、きめ細かなケアマネジメントが適切に行えるよう、資質の向上を図る研修を実施します。	保健福祉局 障害福祉課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
6	本掲	精神保健福祉に関する教育研修	社会復帰施設、小規模共同作業所、病院など地域における支援者及び精神保健福祉業務に関わる行政職員を対象に、精神障害についての知識や対応方法などの研修を実施します。	保健福祉局 精神保健福祉センター
7	本掲	【新規】障害児者支援機関ネットワークの構築	障害のある人に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、それぞれのライフステージごとに異なった部署で行われている施策全体の調整を行う「(仮称)障害児者支援機関連絡調整会議」を定期的に行い、情報の共有化や関係機関の連携強化を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
8	本掲	ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える障害のある人が、仲間の立場から日常的に相談を受けることにより、精神的なサポート等を行います。	保健福祉局 障害福祉課
9		身体・知的障害者相談員の配置	障害のある人の地域活動を推進するため、身体・知的障害者の相談対応や必要な指導・援助の担い手となる身体・知的障害者相談員を配置します。	保健福祉局 障害福祉課
10	本掲	北九州市障害者自立支援協議会の運営	地域の関係機関によるネットワークの構築や解決が困難な事例への対応のあり方等に関して、行政と民間が協議や連携を進めるための場である「北九州市障害者自立支援協議会」の運営を行います。 【自立支援協議会運営事業実施ヶ所数】 22年度:1ヶ所 ⇒ 24年度:1ヶ所 ⇒ 25年度:1ヶ所 ⇒ 26年度:1ヶ所	保健福祉局 障害福祉課

【1 - b】 サービス利用計画の適切な実施

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
1	再掲	【拡充】新たな障害者相談支援体制の構築	<p>北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターとして再整備を行い、出前相談を基本とした障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制を構築します。</p> <p>【基幹相談支援センター(障害者地域生活支援センター)の設置ヶ所数】 22年度:1ヶ所 ⇒ 24年度:1ヶ所 ⇒ 25年度:1ヶ所 ⇒ 26年度:1ヶ所</p> <p>【基幹相談支援センター(障害者地域生活支援センター)の相談件数】 22年度:12,188件 ⇒ 26年度:25,272件 ⇒ 29年度:43,669件</p>	保健福祉局 障害福祉課
2	再掲	高齢者・障害者相談コーナー充実事業	<p>高齢者・障害者相談コーナーの窓口職員のレベルアップを図るため、研修の充実を図るほか、福岡県主催の相談支援従事者研修に職員を派遣します。</p> <p>【区役所窓口職員等の研修参加数】 22年度:82人 ⇒ 26年度:168人 ⇒ 29年度:289人</p>	保健福祉局 障害福祉課
5	再掲	【新規】市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	<p>市内相談支援事業所の職員が障害者・児の自立した生活を支え、障害者・児の抱える課題の解決やサービス利用に向けて、きめ細かなケアマネジメントが適切に行えるよう、資質の向上を図る研修を実施します。</p>	保健福祉局 障害福祉課

< 施策の方向性 2 > 早期発見・療育体制の整備

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害のある子どもの放課後の居場所づくりはもとより、保護者の就労支援と介護負担の軽減等の観点から、特別支援学校に通う障害のある子どもを対象に日中一時支援事業（放課後対策）を開始しました。

また、放課後児童クラブにおいても、障害のある子どもの受け入れに伴う運営費の加算や、指導員の研修の充実などを行い、障害のある子どもの受け入れ促進に努めました。

ライフステージを通じた一貫した相談支援体制の充実を図るため、区役所の相談窓口をはじめ、障害者地域生活支援センターや障害者しごとサポートセンター、総合療育センターの地域支援室などの専門相談機関の連携強化を図りました。

総合療育センターを中心とした本市の療育体制の現状とこれまでの実績、関係者の意見等を踏まえ、本市における今後の総合的な療育のあり方について検討を行い、平成22年10月、報告書をまとめました。

< 「北九州市総合的な療育のあり方検討会」報告書の主な項目 >

- ・総合療育センターの機能の充実
- ・入所施設や通園施設のあり方
- ・専門療育機関と保育所等関係機関との連携のあり方
- ・発達障害のある子どもへの支援のあり方

【国の動向】

平成24年4月に施行予定の児童福祉法の一部改正に伴い、現行の障害児施設の種別や事業体系、また障害児入所施設における18歳以上の入所者の支援のあり方などが大幅に変更される予定です。

現段階では詳細が未定であり、また経過措置による特例的な取り扱いも検討されていることから、本支援計画策定後もこうした動向を踏まえて、障害児支援のあり方について必要に応じた変更を行っていきます。

【現状と課題 2-1】

子どもや家庭への支援

障害のある子どもに対しては、その能力を最大限に伸ばすため、早期に障害を発見し、必要な治療や指導訓練等の早期支援を行うことが重要です。

特に、知的障害や発達の遅れなどが予測される乳幼児等は成長につれて障害が認識されることが多く、障害の発見や療育の取り組みに遅れが生じる場合があります。

保護者が長時間就労する場合、在園時間との関係で障害児通園施設を利用できない場合があります。

また、障害のある子どもの保護者の身体的・精神的負担の軽減を図るレスパイト(一時的休息)の取り組みが求められています。

障害児通園施設における療育は重要な役割を果たしていますが、発達障害のある子どもの増加等により待機が生じています。

保育所・幼稚園等で障害のある子どもの受け入れが増えていますが、保育士などが個々の障害特性や多様性への対応に苦慮している実態があります。

障害のある子どもの保護者にとっては、障害を受け入れること(障害の受容)が困難であったり、専門機関へ行くことへの抵抗感を抱いたりするケースがあります。

また、療育の確保や経済面などにも様々な不安があることから、保護者の介護負担の軽減、保護者同士の相談や情報交換・交流などに対する支援の充実が求められています。



【今後の方向性】

乳幼児の健康診査や新生児聴覚検査など、早期発見の仕組みを引き続き推進していくとともに、関係者が専門機関等と緊密な連携を図りながら継続的な療育支援が得られるよう支援します。

保護者の就労支援、介護負担の軽減やレスパイト等の観点から、障害児通園施設における療育の時間とは別に、降園後の障害のある子どもの受け入れ(安全に楽しめる場所の確保)について検討します。

子どもの状態と家庭の状況に応じて、保育所等での受け入れ体制を整備します。

また、総合療育センターや障害児通園施設の専門性を活かした保育所・幼稚園等への職員の派遣を通して、障害のある子どもの支援体制を検討します。

障害のある子どもの保護者が障害を受け入れることができるよう支援方法を検討します。また、保育所や幼稚園と障害福祉の専門機関との連携を図るなど、身近なところで気軽に相談できる体制を充実します。

【現状と課題 2-2】

総合療育センターの機能の充実

総合療育センターには障害に関する中核的な医療機関として、高い専門性が求められています。既存の外来部門の設備、人員では専門性の維持が困難となっており、病床（入院機能）も次第に余裕がなくなってきています。

総合療育センターには、西棟・中央棟・東棟があり、中でも西棟は昭和53年に建築された古い建物であることから、その老朽化が課題となっています。

総合療育センターは小倉南区にあり、本市西部地区から通うには距離的に遠く、障害のある子ども本人や、その保護者の負担は大きいため、より身近な地域での療育機能の充実が求められています。

総合療育センターの地域支援室は、保育所や幼稚園を始め、居宅介護や訪問看護の事業所に対する支援を行っており、近年そのニーズはますます高くなっています。



【今後の方向性】

総合療育センターの機能強化には、医師はもとより看護師、保育士、心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等の専門スタッフの充実を検討する必要があります。

また、病棟や外来等の施設整備等についても検討します。

障害のある人に対する相談援助技術の向上、質の高い専門性の確保などを図るため、体系的・効果的な研修の充実について検討します。

総合療育センターが有する機能（通園、ショートステイ、相談支援等）の西部地区での体制整備について検討します。

総合療育センターの専門スタッフを保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等へ派遣し、職員への指導・助言を行うことによる支援機能の充実を検討します。

【現状と課題 2-3】

学齢期等の支援

保育所・幼稚園から小学校入学に際し、児童要録の送付等はあるものの、就学相談を受けない場合などには、言葉や行動など発達についての詳細な情報伝達が十分でないことがあります。

日中一時支援事業（放課後対策）により、特別支援学校在籍児の保護者への就労支援やレスパイト（一時的休息）は行われていますが、利用者が増加しています。

また、重度の障害のある子どもを受け入れる事業所が少なく、現在対象となっていない特別支援学級の児童も利用できるようにしてほしいとの要望もあります。

実態調査によると、障害のある子どもの現在利用しているサービスとしては、「日中一時支援（放課後対策）」「日中一時支援（日帰りショート）」の割合が高くなっています。

特別支援学校高等部では、生徒の卒業後の地域での自立した生活に向けて、企業実習等の就職支援に取り組んでいますが、障害のある生徒を受け入れる企業は少ない状況です。



【今後の方向性】

小学校入学時の支援のあり方や、個人情報の取り扱いに十分に配慮しつつ、既存の情報伝達手段の効果的な活用方法を検討します。

学齢期は学校の関わりが大きく、学校と療育の専門機関との連携を図り、それぞれの機能や役割を果たすことが必要です。

日中一時支援事業において、今後の国の動向を見ながら、受け入れ体制について検討します。

また、放課後児童クラブにおいても、障害のある子どもの受け入れの促進を図っており、指導員の専門性を高めるための実践的な研修等が行われています。その結果、徐々に受け入れが広がってきており、今後とも専門機関による支援を検討します。

障害のある生徒が卒業後、その適性や能力に応じて一般企業等へ就職できるよう、関係機関が協力しながら、教育・福祉・就労施策の緊密な連携による支援を行います。

【基本的な施策 2-a】

(1) 医療機関、障害児施設、保育所等の連携による支援

医療機関における乳幼児健診や保育所、学校などで発達の遅れなどの障害が発見された場合には、必要に応じて総合療育センターなどの専門機関に紹介し、受診や支援を行っています。

乳幼児期や学童期は心身ともに大きく変化する時期であり、その後の地域生活を送るうえで、子どもやその家族への関わりが心身の発達の重要な役割を果たします。

このため、医療機関、障害児施設、保育所等での取り組みを引き続き推進していくとともに、各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。

早期発見の仕組みづくり

乳幼児健診や新生児聴覚検査などを引き続き実施するとともに、医療機関、保育所、幼稚園、学校、育児サークルなどにおいて障害を早期に発見できるように、関係者に対する研修や啓発活動の推進を図ります。

家族に対する総合的な支援

ア 保護者の介護負担の軽減やレスパイトを行うため、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動や講座などの余暇活動に参加できるよう、支援の仕組みについて検討します。

イ 保護者が障害を受け入れていくことができるよう、専門職種の職員や家族会の協力を得て、保護者同士の情報交換や交流を支援する仕組みを構築します。

ウ 今後の国の動向を踏まえながら、在宅の障害のある子どもが利用できるショートステイ事業や日中一時支援事業を実施するなど、障害児通園施設での降園後の対策について検討します。

療育・保育関係機関の連携システムの構築

ア 家族形態や就業形態の多様化などに対応した子育てができるように、集団保育が可能な障害のある子どもについては、地域の保育所等において、引き続き受け入れを行います。

イ 保育所等において、障害の特性に応じた適切な保育が行われるよう、総合療育センターや障害児通園施設などの専門施設の相談体制の充実や専門職種の職員の派遣などを行います。

各相談機関の連携による支援、資質の向上

ア 障害のある子どもの生活や家族の立場を考慮するとともに、家庭や地域の状況、将来の地域における暮らしなどを支援できるよう、相談などに携わる職員の研修体制の充実を図ります。

イ 医療機関、保育所、幼稚園、学校、育児サークルなどの地域活動において、発達の遅れなどの障害が予測される子どもを早期に発見できるように、関係機関や関係者に対する研修や啓発活動の推進を図ります。

また、速やかに適切な専門機関と連携し、継続的な療育支援が受けられる体制整備に努めます。

総合療育センターの充実

ア 近年、障害が重度化・重複化した子ども（重症心身障害児等）や、発達障害のある子どもなどが増加している現状に対応するため、医師をはじめとした専門スタッフの確保に向けて取り組むとともに、今後の総合療育センターの組織や機能の充実について、改築等の施設整備を含めた検討を行います。

イ 障害児施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関などへの専門職種を中心とした職員派遣を充実します。

【基本的な施策 2-b】

(2) 福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

障害のある子どもの施策を考えていく中で、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築し、ライフステージを通じた情報の共有化、重層的な支援に努めます。

福祉・教育の一貫した支援体制の構築

- ア 障害のある子どもに対して適切な療育や指導を実施するには、長期的・短期的な目標を掲げ、障害特性や生育歴・療育歴などに配慮した援助が必要であるため、幼児期や学齢期を通じた一貫した支援体制の構築に努めます。

- イ 卒業後、障害の特性に応じた地域生活、就労などへの円滑な移行を推進するため、特別支援学校中学部、高等部の進路の決定過程の早い段階において、福祉、就労など関係機関の協力を得る支援体制の構築を図ります。

- ウ 障害のある子どもが、あるステージから次のステージへ移行する際、受け入れる機関が必要とする情報をスムーズに得られるシステムを構築するため、個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報の共有化を目的とした様式の統一化、サポートファイルとの連携等について検討します。

福祉・教育の連携の仕組みづくり

- ア 障害のある子どもに早い時期から関わり、早期発見の取り組みを強化するとともに、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。

- イ 今後の国の動向を踏まえながら、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援などによる放課後・長期休暇対策や、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援、保護者負担軽減のためのレスパイト（一時的休息）などの家族支援について検討します。

インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組み

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子どもとない子どもができるだけ同じ場で学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。また、子ども一人ひとりの学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

今後、中央教育審議会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育のあり方について、引き続き検討します。

2 - 3 【障害のある子どものサービス利用状況等】

	(N=203)	利用 状況	利用 意向
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	居宅介護	4.9	4.4
	重度訪問介護	2.0	3.4
	行動援護	3.4	14.8
	重度障害者等包括支援	-	2.0
	短期入所	7.4	20.2
	施設入所支援	2.0	2.5
	共同生活介護	0.5	3.0
	共同生活援助	0.0	7.4
	療養介護	1.0	1.5
	生活介護	0.5	5.4
	児童デイサービス	12.3	14.8
	自立訓練(機能)	4.9	9.4
	自立訓練(生活)	1.5	13.3
	就労移行支援	0.0	11.3
	就労継続支援(A型)	0.0	8.4
	就労継続支援(B型)	0.0	9.4

	(N=203)	利用 状況	利用 意向
地 域 生 活 支 援 事 業	手話通訳派遣事業	0.0	3.0
	要約筆記派遣事業	0.0	2.5
	日常生活用具給付・貸与	7.9	3.0
	移動支援事業	4.9	8.4
	地域活動支援センター	1.0	7.9
	日中一時支援事業	18.7	13.3
	日中一時支援事業(放課後)	25.1	16.7
	福祉ホーム	0.0	4.4
	パソコンサポーター	0.5	9.9

出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等
実態調査発達障害・難病別冊報告

【2 - a】 医療機関、障害児施設、保育所等の連携による支援

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
11		自立支援医療(育成医療) (母子公費負担医療費助成および医療給付)	身体障害者福祉法に規定されている身体障害(肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害など)を有する児童、若しくは現在の状態を放置しておくことで将来に障害をきたす児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関で必要な医療の給付(医療用の装具の交付・修理を含む)を行います。	子ども家庭局 子育て支援課
12		障害児福祉手当	日常生活において、常時特別な介護を要する20歳未満の在宅の重度障害児に対し、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため手当を支給します。	保健福祉局 障害福祉課
13		在宅心身障害児・者 家庭訪問指導事業	在宅の心身障害児・者及びその保護者を対象に、定期的な家庭訪問を行い、個人やグループなどへの生活指導、療育訓練等を行います。	保健福祉局 障害福祉課
14		おもちゃライブラリーの運営	市内4か所のおもちゃライブラリーにおいて、おもちゃの貸出、相談等を行います。	保健福祉局 障害福祉課
15		障害児施設給付費	児童福祉法に基づき、障害児を児童福祉施設へ入所又は通所させる場合に、その児童の処遇について、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用を施設に対して支給します。	保健福祉局 障害福祉課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
16		障害児施設の運営	市立の障害児施設等の運営について、専門性を有する社会福祉法人等の民間活力を導入し、施設の適正な運営や児童の処遇の向上を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
17		民間障害児施設運営補助	民間障害児施設の円滑な運営を図るため、施設の運営に対して補助を行います。	保健福祉局 障害福祉課
18	本掲	乳幼児発達相談指導事業 (わいわい子育て相談)	<p>発達障害を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援するため、心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士・保健師等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応します。</p> <p>また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する「親子遊び教室」を実施します。</p> <p>【わいわい子育て相談の実施回数】 22年度:104回 → 26年度:204回</p> <p>【「親子遊び教室」の開催区数】 22年度:6区 → 26年度:全区</p>	子ども家庭局 子育て支援課
19		新生児聴覚検査事業	<p>聴覚の障害を早期に発見し療育を開始することで、コミュニケーション形成や言語発達に効果が得られるため、新生児に対し行う聴覚検査費用の一部を助成します。</p> <p>また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療育に取り組むための支援を行います。</p>	子ども家庭局 子育て支援課
20	本掲	【拡充】発達障害者総合支援事業	<p>発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、ライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」の開催などを行います。</p> <p>また、「発達障害シンポジウム」の開催や、「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。</p> <p>【発達障害者支援センターヶ所数】 22年度:2ヶ所 → 24年度:2ヶ所 → 25年度:2ヶ所 → 26年度:2ヶ所</p> <p>【発達障害者支援センターの相談件数】 22年度:748件 → 26年度:980件 → 29年度:1,200件</p>	保健福祉局 障害福祉課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
21	本掲	日中一時支援事業 (放課後対策)	<p>障害のある小中高生が、特別支援学校の放課後に活動する場を確保することにより、障害のある子どもを持つ保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。</p> <p>【日中一時支援事業(放課後対策)利用者数】 22年度:296人/日 ⇒ 24年度:330人/日 ⇒ 25年度:330人/日 ⇒ 26年度:330人/日</p>	保健福祉局 障害福祉課
22	本掲	日中一時支援事業 (日帰りショートステイ事業)	<p>保護者の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に障害者支援施設等において障害者・児を保護し、保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。</p> <p>【日中一時支援事業(日帰りショートステイ)利用者数】 22年度:172人/月 ⇒ 24年度:176人/月 ⇒ 25年度:179人/月 ⇒ 26年度:182人/月</p>	保健福祉局 障害福祉課
23		障害児保育事業	<p>通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて統合保育の可能な障害のある子どもの受け入れを行います。</p> <p>また、障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労を支援するため、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。</p>	子ども家庭局 保育課
24		障害児等療育支援事業	<p>在宅障害児・者にとって身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、障害児施設の療育機能の充実を図り、地域における生活を支えます。</p> <p>【障害児等療育支援事業実施ヶ所数】 22年度:5ヶ所 ⇒ 24年度:7ヶ所 ⇒ 25年度:7ヶ所 ⇒ 26年度:7ヶ所</p>	保健福祉局 障害福祉課
25		【新規】総合療育センター再整備検討事業	<p>平成22年10月、北九州市総合的な療育のあり方検討会から「総合療育センターの機能充実のため、必要な医師等人員の確保や病棟・外来等の施設の整備等について、検討する」との報告がなされたことを受け、総合療育センターの再整備を検討します。</p>	保健福祉局 障害福祉課

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
26		総合療育センター医療機器整備	障害児療育の拠点である総合療育センターの機能充実を図るため、医療機器の更新や整備を行います。	保健福祉局 障害福祉課
1	再掲	【拡充】新たな障害者相談支援体制の構築	<p>北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターとして再整備を行い、出前相談を基本とした障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制を構築します。</p> <p>【基幹相談支援センター(障害者地域生活支援センター)の設置ヶ所数】 22年度:1ヶ所 ⇒ 24年度:1ヶ所 ⇒ 25年度:1ヶ所 ⇒ 26年度:1ヶ所</p> <p>【基幹相談支援センター(障害者地域生活支援センター)の相談件数】 22年度:12,188件 ⇒ 26年度:25,272件 ⇒ 29年度:43,669件</p>	保健福祉局 障害福祉課

【2 - b】 福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
27	本掲	保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	保育所、幼稚園等と小学校、特別支援学校が、特別な支援を必要とする就学前幼児についてのケース会議を持ち、就学に向け一人ひとりの引き継ぎ資料等を作成するなど、入学時の連絡体制・情報共有機能を強化します。	教育委員会 特別支援教育課、企画課 子ども家庭局 保育課 保健福祉局 障害福祉課
28		幼児教育の振興・子育て支援機能の充実	<p>幼児教育の振興と子育て支援機能の強化を図るため、私立幼稚園に対して助成を行います。</p> <p>○幼児教育の振興 幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の指導力、資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修(新採研修等)の実施や研修参加等への補助を行います。</p> <p>○地域における子育て支援機能の強化 未就園児の親子登園や育児サークル支援、園庭・園舎開放、預かり保育事業などの実施を支援するとともに、保育所・幼稚園合同研修(統合保育研修、カウンセリング研修など)を行い、子育て相談機能を高めます。</p> <p>【カウンセリング・統合保育研修参加者】 22年度:32人 ⇒ 25年度60人</p>	教育委員会 企画課
29	本掲	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	<p>学校・園、特別支援教育相談センターでは、それぞれの機能を活かし、全市的な相談支援体制を構築します。</p> <p>○幼稚園、小・中学校等は、校内支援体制(特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置)を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行います。</p> <p>○特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンターとして、関係機関と連携し、保育所・幼稚園、小・中学校等への支援を行います。</p> <p>○特別支援教育相談センターは、市内の相談支援機能や関係機関との連携を統括し、より専門的な支援を行います。</p> <p>○特別支援学校・北九州中央高等学園のセンター的機能では、高等学校等の生徒の実態に応じた適切な支援や指導の具体化について相談に応じたり、進路や地域のサービスに関する情報を伝えたりするなどの相談支援を行います。</p>	教育委員会 特別支援教育課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
30	本掲	特別支援教育相談センターにおける相談事業	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒や、その保護者、学校等へ、就学相談、教育相談、巡回相談を実施し、専門的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○巡回相談 <ul style="list-style-type: none"> ・学校等を訪問し、個別の教育支援計画の作成等について教職員に助言 ・必要に応じて医療関係者等の専門家チームと連携 ○就学相談 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の状態等を総合的に理解し、就学について保護者と相談 ○教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解や学校生活等での支援について保護者や教職員と相談 	教育委員会 特別支援教育課
31	本掲	特別支援学校のセンター的機能の整備	<p>拠点となる特別支援学校に、(仮称)特別支援相談室を置き、他の特別支援学校や関係機関と連携しながら、地域の小・中学校等への助言援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園、小・中学校等への支援 ○公開講座の開催 ○教育相談 ○関係機関との連携 	教育委員会 特別支援教育課
32		特別支援教育を行う場の整備	<p>特別支援教育を行う場の整備を、障害種別に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級の設置 ○通級指導教室の設置 ○特別支援学校の整備 ○特別支援学校児童生徒の通学を支援するためのスクールバスの運行 <p>【特別支援学級・通級指導教室の整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級設置校数 22年度:102校→ 25年度:120校 ・通級指導教室設置の区数 22年度:6区→ 25年度:7区 	教育委員会 特別支援教育課 企画課 ほか
33	本掲	障害者就労支援事業	<p>「北九州障害者しごとサポートセンター」において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、指導、助言等を行うことにより、就職の促進及び職業の安定を図ります。</p> <p>また、企業等の障害者雇用を推進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーを開催するとともに、啓発冊子を作成・配布します。</p> <p>さらに、精神障害のある人の社会復帰や雇用促進に理解のある事業経営者(職親)に対し、実際の就労の場において、回復途上にある人の作業訓練を委託することにより、社会生活への適応を図ります。</p> <p>【しごとサポートセンターにおける新規登録者数】 22年度:106人 ⇒ 26年度:110人 ⇒ 29年度:115人</p> <p>【しごとサポートセンターにおける就職件数】 22年度:81件 ⇒ 26年度:85件 ⇒ 29年度:90件</p>	保健福祉局 障害福祉課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
20	再掲	【拡充】発達障害者総合支援事業	<p>発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、ライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」の開催などを行います。</p> <p>また、「発達障害シンポジウム」の開催や、「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。</p> <p>【発達障害者支援センターヶ所数】 22年度:2ヶ所 ⇒ 24年度:2ヶ所 ⇒ 25年度:2ヶ所 ⇒ 26年度:2ヶ所</p> <p>【発達障害者支援センターの相談件数】 22年度:748件 ⇒ 26年度:980件 ⇒ 29年度:1,200件</p>	保健福祉局 障害福祉課
7	再掲	【新規】障害児者支援機関ネットワークの構築	<p>障害のある人に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、それぞれのライフステージごとに異なった部署で行われている施策全体の調整を行う「(仮称)障害児者支援機関連絡調整会議」を定期的に開催し、情報の共有化や関係機関の連携強化を図ります。</p>	保健福祉局 障害福祉課
34		障害児の長期休暇対策事業	<p>夏休み期間中に特別支援学校において、自主的な活動をしている団体(PTA・実行委員会等)にボランティアを派遣し、活動を支援します。</p>	保健福祉局 障害福祉課
21	再掲	日中一時支援事業(放課後対策)	<p>障害のある小中高生が、特別支援学校の放課後に活動する場を確保することにより、障害のある子どもを持つ保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。</p> <p>【日中一時支援事業(放課後対策)利用者数】 22年度:296人/日 ⇒ 24年度:330人/日 ⇒ 25年度:330人/日 ⇒ 26年度:330人/日</p>	保健福祉局 障害福祉課
22	再掲	日中一時支援事業(日帰りショートステイ事業)	<p>保護者の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に障害者支援施設等において障害者・児を保護し、保護者の就労支援と介護負担の軽減を図ります。</p> <p>【日中一時支援事業(日帰りショートステイ)利用者数】 22年度:172人/月 ⇒ 24年度:176人/月 ⇒ 25年度:179人/月 ⇒ 26年度:182人/月</p>	保健福祉局 障害福祉課

事業 番号	本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
35		放課後児童クラブの 運営の充実	<p>希望するすべての子どもを受け入れる全児童化に併せ、市民ニーズに応えられるよう放課後児童クラブの運営体制の充実を図ります。</p> <p>全児童化により受け入れが増加する障害のある子どもへの対応が適切に行えるよう研修を充実するとともに、専門的見地から助言・指導を行う巡回カウンセラー（臨床心理士）をクラブに派遣します。</p>	子ども家庭局 子育て支援課

< 施策の方向性 3 > 充実した福祉サービスの提供

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害者自立支援法の施行に伴い新たなサービス体系への移行を進めるとともに、新規事業所の創設の働きかけ等を行い、ホームヘルプサービスや生活介護、就労継続支援など各種サービス事業を推進しました。また、各種手当や助成等について計画どおり実施しました。

地域での生活の場を拡大するグループホーム・ケアホームの新規設置を促進するための助成や、利用を促進するための宿泊体験を実施しました。

その結果、平成22年度のグループホーム・ケアホームの利用者数は計画を上回る561人（計画：500人）になり、平成22年度の入所施設から地域生活への移行者は目標値を上回る187人（目標：163人）になりました。

保健・医療・福祉が密接に連携して、切れ目のないリハビリテーションが受けられる体制づくりに取り組むとともに、研修体制の強化や人材育成、地域リハビリテーション情報の収集・発信を行いました。

中途視覚障害や言語聴覚障害のある人の自立や社会参加を促進するため、必要な助言、訓練、専門情報の提供等を継続して行いました。

夜間・休日の精神疾患急変時に、精神障害のある人や家族からの相談を受け、必要に応じて適切に医療等につなげる体制を整備するために、夜間・休日精神医療相談事業を開始しました。

精神疾患やひきこもりについての理解を深め、孤立を防ぐために、家族教室を実施しました。

【国の動向】

現在、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議や同会議の総合福祉部会（厚生労働省に設置）において、現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた検討が行われています。

国は平成25年8月までの施行を目指すとしていることから、本支援計画策定後もこうした動向を踏まえ、障害のある人への支援のあり方について必要な検討を行い、計画の変更等を行っていきます。

【現状と課題 3-1】

保健・医療・福祉サービスの提供

充実した福祉サービスは地域生活移行の基盤となります。また、障害の状態や程度、ニーズ、家庭の状況など、障害のある人を取り巻く環境はそれぞれ異なることから、福祉サービスの量の確保はもちろん、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かなサービスの提供、質の充実が求められます。

入所・入院している障害のある人が施設や病院から地域生活へ円滑に移行できるよう地域生活の体験事業などを通じて支援するとともに、地域生活を安定的に継続、維持するために、障害のある人を地域で支えるネットワークを構築する必要があります。

施設や病院から地域へ移行するための基盤整備にあたっては、日中活動の場について、障害のある人のニーズに応じ、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供することが求められています。

実態調査によると、主な介助者は、障害のある子ども、知的障害のある人、難病の人で「母」の割合が最も高くなっています。

実態調査によると、現在の住まいについては、いずれの障害でも「家族または本人の持家」「親・子（2世代）で住んでいる」人の割合が最も高い状況です。

また、住み替えたいと考えたことがある人の理由として、身体障害のある人では「段差など、バリアフリーになっていない」と回答した人の割合が31.8%、障害のある子どもでは「家が狭い」と回答した人の割合が56.1%です。

障害のある人への聴き取り調査によると、福祉サービスの利用のきっかけについて、身体障害のある人では「区役所と連携しながら利用した」などの意見があり、精神障害のある人では「病院の勧めでサービスを受けた」などの意見があります。

また、サービスを利用した感想については、いずれの障害でも「楽しい」「助かる」などの意見があります。

国の指針に基づき、施設や病院からの地域生活への移行について、必要な基盤整備を進めていくことが当面の課題です。

本市では、「北九州市経営プラン」において、市の直営で行うよりも、民間事業者のノウハウを活かしたサービス向上が見込めるもの等については、積極的に民営化・民間委託等を推進するとしています。

特に、公の施設について、積極的に指定管理者制度を導入してきた結果、障害福祉施設においては、全ての施設で指定管理者が管理運営を行っています。

しかし、この制度では、原則5年の指定期間終了により、指定管理者が変更となる可能性があるため、利用者やその家族から不安の声が上がっており、継続したサービス提供という観点から、長年管理運営を行ってきた法人への施設の民間移譲の要望が強くなっています。

障害のある人が安心して地域生活を送るためには、生活習慣病の予防をはじめ、健康管理が非常に重要であることから、日頃から障害の状態や生活上の課題等を理解している「かかりつけ医」を持つことや、定期的な健診などが求められています。

障害者自立支援法の施行に伴い、精神障害のある人への福祉サービスは増えてきており、今後さらに、予防、早期発見、早期対応、地域生活支援、病状の変化に適切に対応できる切れ目のない医療・福祉のサービス提供が必要です。

精神疾患は誰でもかかる可能性のある病気であり、適切な治療の継続により、軽快または安定・治癒する病気ですが、市民に十分には理解されていない状況です。

近年のストレス社会の中で、うつ病をはじめとする精神疾患は増大する傾向にあり、また、わが国の毎年3万人を超える自殺者の多くは、精神疾患に罹患していることが明らかになっており、自殺防止対策の観点からも精神保健福祉施策の充実が求められています。

障害のある人で犯罪を起こした人（触法障害者）は、刑務所等を出所しても、帰る場所や相談する家族もなく、また、生計を立てる手段も助けを求める術も分からず、窃盗などの犯罪を繰り返したり、ホームレスになったりする現状があります。

実態調査によると、精神障害のある人が精神科から退院する場合に不安に思っていることの割合は「現在の病気のこと（病状、服薬、病院のこと）」が最も高くなっています。

地域において、精神障害がある人の家族同士が接する機会は少なく、孤立しがちな状況になっています。

64歳以下で発症する若年性認知症については、本人や家族の抱える問題が深刻であるにもかかわらず、まだ十分に理解が進んでいない状況です。

北九州市高齢者等実態調査（平成22年度実施）においても、40歳から64歳までの人で「若年性認知症への支援」を望む回答の割合が高い状況です。



【今後の方向性】

サービスの選択肢を増やし、障害のある人自らの選択により、適切なサービスを利用できるように、サービス量やサービスの質を確保するための検討を行います。

福祉サービスの提供主体となりうる意欲と能力を備えた民間事業者が増加していることから、これらの多種多様で小規模な活動の場の整備を支援します。

福祉サービスの充実を始め、就労支援の強化、グループホーム等の住まいの確保、市民啓発などを検討します。

利用者の特性を十分に理解した管理者が、より柔軟に福祉サービスを提供できるよう、市立の障害福祉施設の再整備を進めます。

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、保健・医療・福祉サービスの適切な提供について検討します。

精神障害のある人の病状が悪化したときに適切な医療を受けることができる体制を構築します。

精神保健福祉センターを中心に、行政、民間、地域の連携を強化し、精神障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、各種支援策を検討します。

精神疾患等について、市民の理解促進、偏見解消のための啓発を図ります。

精神疾患の予防、早期発見、早期対応、精神障害のある人の地域生活の維持・安定に資するため、適切なサービスの提供を行います。

精神障害がある人の家族が孤立しないよう、支援を継続します。

触法障害者がホームレスになったり、犯罪を繰り返したりしないよう、福岡県地域生活定着支援センターと協力して必要な支援を行います。

若年性認知症が障害福祉サービスの対象であることを踏まえ、支援を行うための情報提供や、市民への啓発等を行います。

【基本的な施策 3-a】

(1) 障害福祉サービスの提供等

障害者自立支援法施行から約5年が経過し、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスや、グループホーム・ケアホームなど居住系サービスの体制は充実してきています。今後も、障害のある人の多様化するニーズ等に適切に対応していきます。

在宅サービスの質の向上

在宅サービスの質の向上を図るため、サービス提供事業者への研修等を実施します。

障害福祉サービスの充実

ア 必要なサービス量の確保に努めるとともに、効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

イ 家族と在宅生活を送っている障害のある人が、何らかの理由で、家族等からこれまでと同様の支援が受けられなくなった場合においても、継続して地域での生活が維持できるように、在宅生活支援の仕組みを検討します。

ウ 若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供します。また、若年性認知症の理解を促進するため、市民等への啓発を行います。

【基本的な施策 3-b】

(2) 施設から地域生活への仕組みづくり

障害のある人の地域生活の受け皿を確保するためには、施設整備について、地域住民の理解が得られにくい現状を踏まえた計画的な施策の展開が必要です。このため、障害のある人やその家族の希望を尊重し十分な配慮をしながら、行政、民間、地域の連携による退所・退院の促進に向けたシステムづくりを目指します。

宿泊体験事業の実施

長期間入所・入院している障害のある人は、退所・退院後のイメージができにくく、地域での生活に不安を抱いており、退所等を希望することが少ない状況であるため、宿泊体験事業の実施により、地域生活移行への不安の軽減を図ります。

地域生活へ移行後のフォローアップ体制等

地域生活へ移行後のフォローアップ体制や、生活に不都合が生じた場合の施設への受入体制等の検討を行い、安心して地域生活が送れるシステムの構築を目指します。

【基本的な施策 3-c】

(3) 地域の住まいの整備

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、自宅の改修をはじめ、公共賃貸住宅や民間賃貸住宅への入居を支援するとともに、グループホーム等の設置や地域住民などへの啓発を推進します。なお、入所施設等での必要な支援についても継続します。

住宅への入居支援

ア 障害のある人の地域での生活を支援するため地域移行支援事業を実施し、住居の確保や相談に対応します。なお、家賃保証事業会社と協定を結び、この事業の円滑な実施を図ります。

イ 障害のある人に対する正しい理解を深めるため、不動産事業者、家主、地域住民等への啓発活動を行います。

グループホーム・福祉ホーム等の充実

ア 地域で自立生活ができる場を確保するため、グループホームや福祉ホーム等の整備を支援していくとともに、体験型グループホーム事業を実施し、障害の特性に応じた利用促進のための支援を行います。

イ 医療的ケアが必要な人や強度行動障害などの重度の障害のある人に対応できるケアホームへの支援を検討します。

障害福祉施設の再整備

今後、ますます多様化する利用者のニーズに応え、より質の高い障害福祉サービスを提供していくことを目指して、本市の障害福祉施設の再整備計画の策定を検討します。なお、現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設について

も、より柔軟かつ安定的にサービスを提供するため、民間社会法人への移譲も含めてその運営のあり方を検討します。

【基本的な施策 3-d】

(4) 専門的な保健、医療による支援

本市では、総合保健福祉センター（アシスト21）に、精神保健福祉センター、障害福祉センター、介護実習・普及センター等の専門機関を集約し、障害のある人に対する生活支援はもとより、高齢者・障害者相談コーナー等の行政機関をはじめ民間の事業者等への技術支援を行っています。

今後とも、医療・福祉関係機関とのさらなる連携を進めるため、専門機関としての機能を強化するとともに、全国的にも充実した医療機関を活用し、かかりつけ医の定着を促進するなど、障害のある人が各種の専門的な支援を効率的かつ効果的に受けられる体制づくりを推進します。

専門的な各種支援の充実

障害の受容等の心理的なサポートをはじめ、リハビリテーション支援、視覚・聴覚障害等に対するコミュニケーション支援及び中途障害に対する生活適応訓練など、障害のある人が、自立生活を送るために必要となる各種訓練事業を充実させるとともに、地域生活が困難な重度・重複障害のある人を支えるため、保健・医療・福祉の連携の強化を図り、各種支援の適切な提供を推進します。

地域リハビリテーション支援体制の確立

高齢者や障害のある人々が、住み慣れた地域で、安心していきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師（薬局）の定着促進

障害のある人が地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、身近な地域にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師（薬局）を持つことを促進します。

障害のある人の健康づくりの推進

障害のある人の健診受診率の向上を図るとともに、身近な地域で自主的に健康づくりを行えるよう、障害者スポーツセンターの整備をはじめ、障害のある人がスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

【基本的な施策 3-e】

(5) 精神障害のある人への地域生活の支援

精神疾患や精神障害に対する正しい知識や理解を深めるための啓発活動の充実を図るとともに、市民が安定した地域生活を送れるように、こころの健康に関する相談に応じ、地域生活をコーディネートする人材の育成や関係機関との連携促進を図ります。

精神科救急医療システムの整備

精神疾患の病状には変化があり、悪化したときにも適切な医療を提供することが必要であるため、精神科救急医療システムの整備について検討します。

精神保健福祉センターの機能強化

精神保健福祉センターは、精神保健福祉の中核施設として、人材育成のための研修や保健・医療・福祉・労働・司法といった幅広い領域の連携体制を構築するとともに、自殺対策にも取り組み、地域全体の精神保健福祉の向上を目指します。

精神疾患や精神障害に関する理解の促進

ア 講演会や地域のイベント、リーフレットの配布、市政だよりなどあらゆる機会を通じて、精神疾患や精神障害に関する基本的な情報の提供を行い、市民の理解を促進します。

イ 精神障害についての市民の理解を深めるため、福岡県と合同で講演会などを開催します。

精神疾患の予防と早期発見・早期対応、自殺対策

精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール・薬物問題などにも取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。

精神障害がある人の家族への支援

ア 家族の精神疾患やひきこもりへの理解を深め、家族同士の分かち合いの場を作るため、引き続き家族教室を行います。

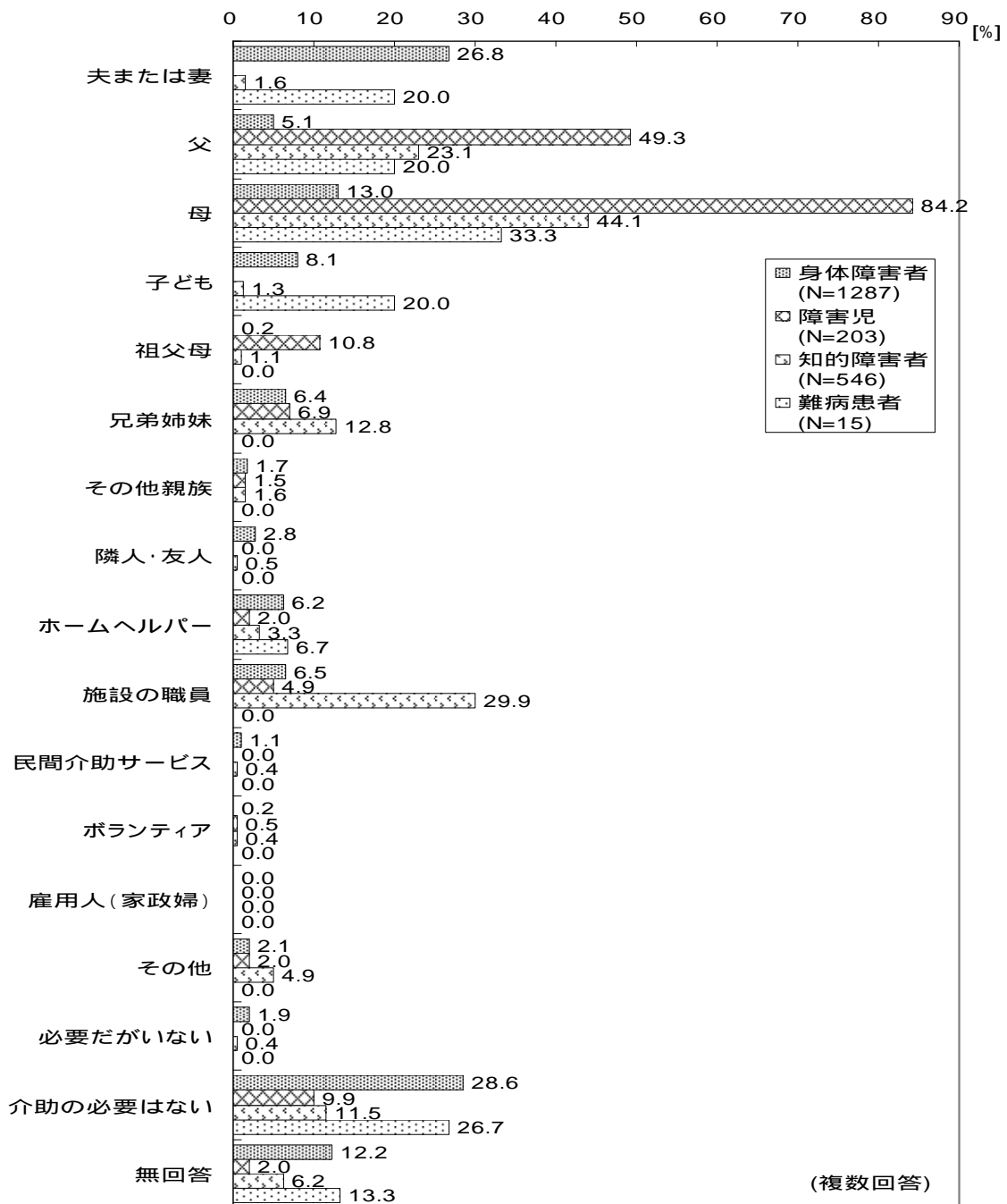
イ 精神障害がある人の家族を支えるために、福岡県と合同で家族交流会を支援します。

【基本的な施策 3-f】

(6) 触法障害者への支援

触法障害者が安心して地域に定着できるよう、必要に応じて各種障害者手帳の取得や施設入所、金銭管理などの取り組みを支援します。

3 - 1 【主な介助者】



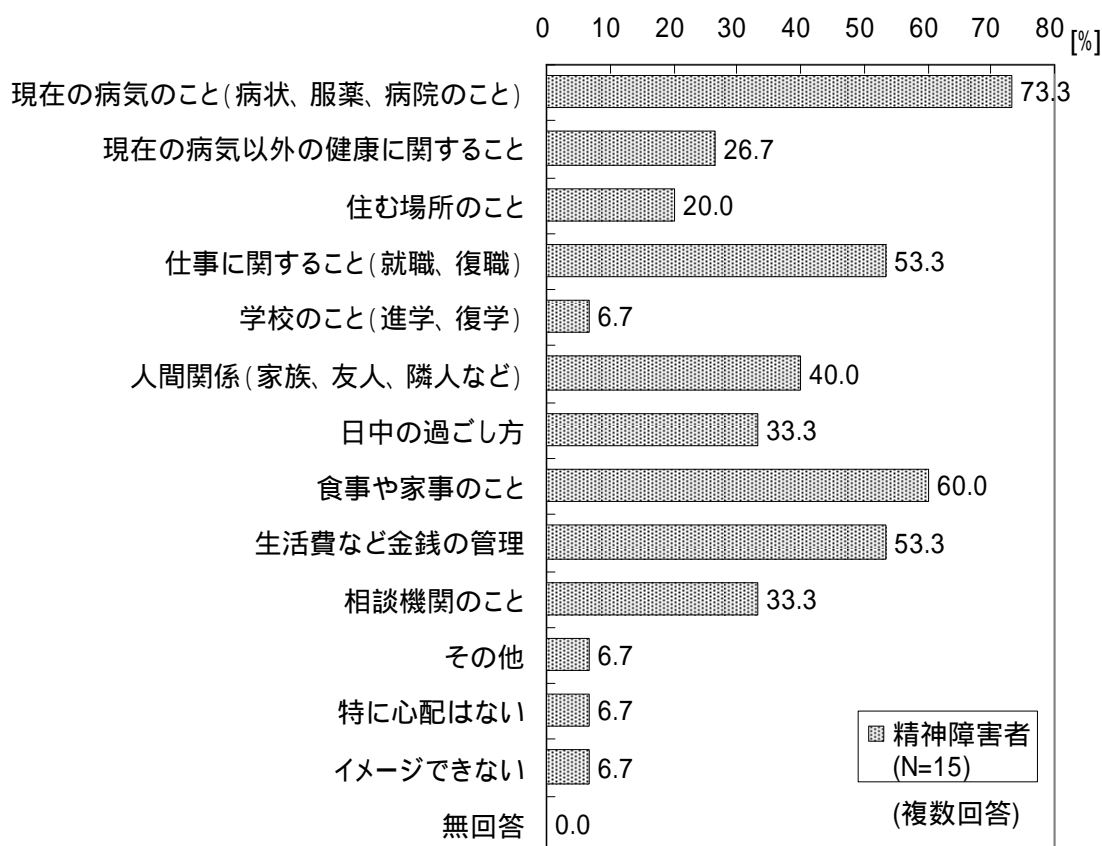
出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

3 - 1 【住まいについて】

	現在の住まいについて		住み替えについて	
	現在の住居形態	同居者	住み替え意向率	住み替えたい理由
身体障害者	家族の持家 (29.6%)	親・子(2世代) (35.0%)	27.1%	段差など、バリアフリーになっていない (31.8%)
障害児	家族の持家 (46.8%)	親・子(2世代) (80.8%)	32.5%	家が狭い (56.1%)
知的障害者	家族の持家 (38.1%)	親・子(2世代) (43%)	18.7%	その他 (41.2%)
精神障害者	家族の持家 (41.6%)	親・子(2世代) (49.4%)	31.8%	その他 (46.9%)
発達障害児(者)	家族の持家 (81.3%)	親・子(2世代) (75.0%)	31.3%	その他 (80.0%)
難病患者	あなた自身の持家 (40.0%)	親・子(2世代) (66.7%)	6.7%	家賃が高い/その他 (各100.0%)

出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

3 - 1 【精神障害者の入院者の状況 退院後の不安内容】



出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

【3 - f】 触法障害者への支援

事業 番号	本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
97		触法障害者支援事業	<p>障害のある人で犯罪を起こした人(触法障害者)は、刑務所等を出所しても、帰る場所や相談する家族もなく、また、窃盗などの犯罪を繰り返す現状があることから、触法障害者が安心して地域に定着できるよう、必要に応じて各種障害者手帳の取得や施設入所、金銭管理の訓練などの取り組みを行う福岡県地域生活定着支援センターの活動を支援します。</p>	保健福祉局 障害福祉課

< 施策の方向性 4 > 発達障害等に対する取り組み

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

心身の発達が気になる乳幼児について、小児科医師、臨床心理士、理学・作業療法士、保育士などがチームで相談に応じることで、発達障害を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援するとともに、保護者の育児不安に対応する「わいわい子育て相談」を継続的に実施しました。

発達障害の特性から生じる生活不適應等の対応に苦慮している本人や家族に対しては、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫性を重視しながら、療育、就学、就労、福祉などの指導や助言にあたりました。

発達障害のある人の相談に対応するため、平成15年に発達障害者支援センター(小倉南区)を設置・運営しましたが、年々増加する相談件数に対応するため、平成22年に若松区に西部分所を設置し、発達障害のある人への支援体制を強化しました。

平成17年に施行された発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者支援センターが中心となり、相談支援、発達支援、就労支援などに取り組みました。

発達障害のある人を早期発見し、ライフステージが変わっても途切れない一貫した支援を行うため、発達障害のある子どものためのサポートファイルを作成・配布するとともに、適切な支援を行うため医療機関、保育所、教育機関等に対する研修を実施しました。

大学と協働しながらボランティアの養成を行ったり、余暇活動を通じて発達障害のある人のソーシャルスキルの向上を図ったりする家族会への支援を行いました。

福岡県難病団体連絡会の講演会等の啓発活動や医療相談会などの活動を支援するとともに、ホームヘルプサービスや日常生活用具の給付を行い、難病の人の社会参加を促進しました。

福祉・医療関係者の高次脳機能障害への理解を深めるために研修会を実施しました。

【現状と課題 4-1】

発達障害のある人、難病の人等に対する支援

発達障害のある人は、円滑な対人関係を築くことやコミュニケーションに困難があるなど、様々な特性を持っていますが、外見からは判らないため、周囲から理解されにくく、誤解や偏見を招くことがあります。

発達障害や高次脳機能障害のある人、難病の人に対しては、国や県と連携しながら施策を実施してきましたが、その周知は十分ではなく、生活上の不便が生じている場合もあります。

発達障害のある人には、各ライフステージに応じた支援や、各ライフステージの移行に伴う一貫した支援体制が必要ですが、現状では十分なネットワークは構築されていません。

発達障害のある人への支援は、子育て、教育、保健、医療、福祉、雇用など、地域社会全体で取り組むべき課題ですが、行政や専門的な支援の場も含めて、発達障害の理解や、その特性を踏まえた支援の方法は定着していません。

発達障害は、知的な発達の遅れを伴うものから、標準を上回る知的水準のある場合まで幅広く、またその症状も様々であるため、乳幼児期には認識されず、保育所や幼稚園等で集団生活をするようになってから、様々な問題が指摘されるようになる場合があります。

発達障害は、その症状が様々であるため、それぞれの特性に応じた専門的な療育を行う体制の整備が求められます。

発達障害のある人が病気になって医療機関を受診した際に、発達障害に対する認識不足から間違った対応を行い、スムーズな診療行為が困難になる場合があります。

発達障害のある子どもの成長を支援するためには、保護者や家族と子どもが豊かな親子関係を形成し、子どもへの理解を深めながら、家庭における関わり方や生活環境を整えていく必要があります。

発達障害のある子どもの保護者は、他の保護者との子育ての悩みに違いがあり、相談できず一人で抱え込むことがあるため、保護者の不安や悩みに寄り添う支援が必要です。

発達障害のある子どもの増加に伴い、総合療育センターでの初診の予約から実際の受診まで待機が生じているため、待機期間中における保護者の悩みや不安に応える相談体制、療育等の支援が必要です。

保護者や児童生徒等から発達障害に対応する特別支援教育への期待が高まっており、特別支援教育の場の整備や、保育所、幼稚園、小・中学校等への相談支援体制の整備、教職員の専門性の向上がより一層求められています。

発達障害のある子どもに一貫した教育的支援を行うため、個別の教育支援計画等の作成と活用が必要です。

発達障害のある人の中には、コミュニケーションがうまく取れない、社会性が成熟していないといったことから、職場に適應することの難しい人がいます。

発達障害や高次脳機能障害のある人、難病の人の中で、障害者手帳を所持しない人は法定雇用率の対象外となっており、手帳を所持している人に比べ、企業への就職がより厳しい状況となっています。

実態調査によると、障害福祉サービスについて、身体障害のある人全体での利用状況及び利用意向の第1位は「居宅介護」です。

一方、身体障害のある人であつ発達障害のある人の利用状況の第1位は「生活介護」で、利用意向の第1位は「短期入所」です。

実態調査によると、身体障害のある人全体では正規職員の割合は41.9%ですが、身体障害のある人であつ発達障害のある人の正規職員の割合は0%です。

障害者手帳を所持していなくても、国が難病と指定した130疾患等に該当する人に対しては、ホームヘルプサービスや短期入所、日常生活用具の給付を行っていますが、周知は十分ではありません。

実態調査によると、難病の人の今後利用したいサービスでは「短期入所」「自立訓練（機能）」などの利用意向が高くなっています。



【今後の方向性】

市民をはじめ企業や医療関係者、学校関係者等に対し、発達障害や高次脳機能障害、難病についての専門家による講演会や研修等を実施します。

発達障害や高次脳機能障害、難病についての啓発パンフレットの掲載内容の充実を図り、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行います。

発達障害や高次脳機能障害が障害福祉サービスの対象であることを周知します。

また、難病についても各種相談を受けることができる「難病・相談支援センター」の利用について周知します。

発達障害のある人に対しては、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援が必要なことから、情報の共有化と関係機関の連携強化を図ります。

発達障害のある子どもを早期に発見し、支援を開始するため、引き続き、保護者等の気づきを促すための取り組みを行います。

「わいわい子育て相談」の充実を図るとともに、特に、発見が難しい発達障害のある子どもに対しては、乳幼児健診における問診項目の見直しを行い、早期の発見につなげるなど、乳幼児の健やかな発達を支援します。

かかりつけ医など身近な医療機関で、発達障害のある人の診断や診療が円滑に行えるよう、医師会等の協力を得ながら医療機関に対して、発達障害についての理解を促進します。

発達障害のある子どもを育てる際の保護者の悩みや不安、負担感を軽減し、家庭において安心して子育てできる環境づくりを進めます。

総合療育センターにおいて診断待ちの保護者等の悩みや不安に応えるため、心理士や保育士が行う診察前相談を引き続き実施します。

特別支援教育相談センター等の相談機能の充実を図ります。また、特別支援教育の場（自閉症・情緒障害特別支援学級等）を整備するとともに、特別支援教育を推進する多様な人材を確保します。さらに、特別支援教育コーディネーターを含め、教職員の専門性を高める研修等を行います。

一人ひとりの教育的ニーズに応える個別の教育支援計画等を作成し、適切な指導や必要な支援を行います。

発達障害のある人たちが社会的に自立できるよう生活訓練や就労支援を行います。

【基本的な施策 4-a】

(1) 発達障害のある人、難病の人等に対する支援

国の動向を踏まえつつ、市民啓発や相談窓口の充実、各種サービスの拡充を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施します。また、専門的な研修などを開催し、サービス提供者や教育関係者などの技術の向上に努めます。

発達障害に対応する関係機関との連携、理解の促進

ア 講演会やパンフレット等による啓発

市民を対象として、発達障害シンポジウムを開催するほか、保護者等を対象とした研修の充実を図ります。

また、パンフレットを研修会や公共施設等で配付するとともに、発達障害の特性や取り組み等についてホームページで紹介するなど理解の促進に努めます。

イ サポートファイルの周知・配付

発達障害のある子どものプロフィール、総合療育センターなどでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教師等）に提示できるサポートファイルを、関係機関との連携や移行をスムーズに行うためのツールとして活用します。

ウ 処遇検討会議の開催

発達障害のある子どもや保護者等から相談を受け、特に関係機関との連携が必要なケースについては、個別支援計画に基づく関係機関の連携が必要なため、処遇検討会議を開催します。

発達障害に対応する早期発見、療育・訓練体制の充実

ア 乳幼児健診における問診項目の見直し

発達障害の早期発見の精度を上げ標準化するため、受診票の問診項目の見直しを行います。

イ 心や体の発達に不安のある子どもと保護者への支援体制の充実

発達が気になる乳幼児を早期に発見し支援するため、専門職のスタッフ（小児科医師、心理士、理学・作業療法士、保健師、保育士など）がチームで相談に応じる「わいわい子育て相談」や親子の関わり方の指導などを行う「親子遊び教室」の充実を図ります。

ウ 親子通園事業

市の直営保育所に親子通園クラスを設置し、発達が気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じた支援を行います。

エ 医療関係者や保健師、保育士や障害児施設職員等に対する研修

保健師や保育士等、障害児施設職員に対する専門的知識や対応方法を修得するため、研修の充実を図ります。

また、警察等に対する研修を検討するほか、医療機関を受診した際のスムーズな診療を妨げる行動への対処方法などについて、医師や看護師、介護士、検査技師等に対する研修の充実を図ります。

オ 専門機関診断後の家族への研修の実施

障害を受け入れるための講習、支援制度や具体的ななかかわり方等についての保護者勉強会の実施など、診断後の家族への支援を充実します。

カ 発達障害者家族の集いの開催

家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図ります。また、発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が相談を受けるペアレントメンターの養成などを検討します。

キ 診察前相談の実施

発達障害のある子どもの増加に対応するため、総合療育センターで診断を待つ保護者の悩みや不安等に心理士や保育士が対応する診察前相談を今後も引き続き実施します。

発達障害に対応する特別支援教育の充実

ア 各学校への巡回相談等

特別支援教育相談センターは各学校を巡回し教員等に指導や助言を行う巡回相談を実施していますが、必要に応じて総合療育センターと連携し、医学的立場からの支援を行います。

イ 教職員の専門性の向上

すべての市立幼稚園、小・中学校等の特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）や教職員を対象に実践的な研修を実施します。

また、特別支援教育支援員や外部人材の配置について検討を行います。

さらに、必要に応じて、外部専門家を特別支援学校、特別支援学級等に派遣し、教員の専門性の向上を図ります。

ウ 就学相談

幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、教育的、心理的、医学的観点から、専門家と保護者とで相談しながら適切な就学先を決定します。

エ 個別の教育支援計画

適切な指導や必要な支援を行うため個別の教育支援計画を作成し、その活用に向けた研修を充実させます。

発達障害に対応する自立に向けた取り組み

ア 発達障害者生活訓練・作業訓練の実施

発達障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、買い物、調理実習、公共交通機関の利用方法、マナー等の生活訓練や職業理解のための作業訓練を実施します。

イ 関係機関の連携による就労支援の充実

発達障害のある人の一般企業への就職や職場定着、中途離職者の再就職を推進するため、相談支援機関、就労先等と連携しながら、障害者しごとサポートセンターを中心としたジョブコーチ等による指導・助言などの就労支援を充実させます。

ウ 余暇活動等を支援するボランティアの育成

大学、社会福祉協議会、NPO法人等と連携し、本人に対する生活訓練や家族のレスパイト等を行うため、親の会等が実施するスポーツ、文化教室などの余暇活動等を支援するとともに、ボランティアの育成を推進します。

高次脳機能障害のある人への支援

ア 国の動向を踏まえつつ、行政や民間の相談窓口従事者、家族等を対象とした講演会や研修の充実を図るとともに、日中活動の場の確保等に努めます。

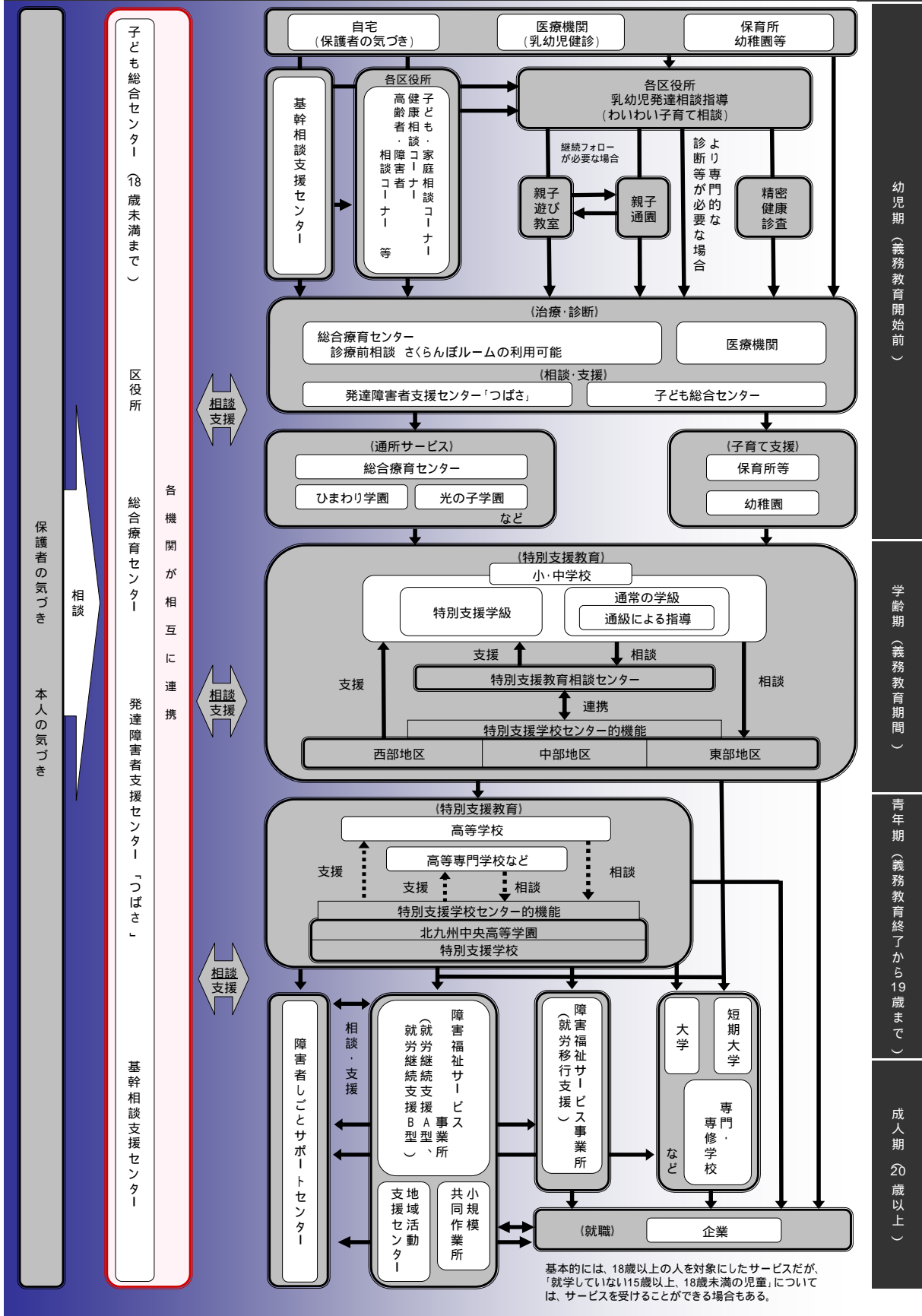
イ 高次脳機能障害のある人や家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

難病の人への支援

- ア 難病対策委員会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、難病施策の充実について、引き続き国への働きかけを続けるとともに、今後の取り組みについて検討します。
- イ 難病患者やその家族の相談体制の充実や難病に対する市民の理解促進を図るため、福岡県難病団体連絡会が開催している医療相談会の取り組みを支援します。
- ウ 難病に対する理解を深めるため、講演会などにより市民啓発を行います。
- エ 難病の人に対するホームヘルプサービスの質の向上を図るため、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の実施を検討します。
- オ 難病の人等からの各種相談（診療、在宅ケア、心理的ケア等）に応じる「難病相談・支援センター」等を周知します。

障害のある人への相談支援体制(イメージ図)

ライフステージごとの本人の動き



幼児期 (義務教育開始前)

学齢期 (義務教育期間)

青年期 (義務教育終了から19歳まで)

成人期 (20歳以上)

子ども総合センター(18歳未満まで)

区役所

各機関が相互に連携

総合療育センター

発達障害者支援センター「つばさ」

基幹相談支援センター

保護者の気づき

相談

本人の気づき

相談支援

相談支援

相談支援

自宅(保護者の気づき) 医療機関(乳幼児健診) 保育所幼稚園等

各区役所 乳幼児発達相談指導(わいわい子育て相談)

基幹相談支援センター

各区役所 健康子ども相談コーナー 高齢者相談コーナー 障害者相談コーナー 家庭相談コーナー 等

親子遊び教室 親子通園

より専門的な診断等が必要な場合

精密健康診査

継続フォローが必要な場合

(治療・診断) 総合療育センター 診療前相談 さくらんぼルームの利用可能 医療機関

(相談・支援) 発達障害者支援センター「つばさ」 子ども総合センター

(通所サービス) 総合療育センター ひまわり学園 光の子学園 など

(子育て支援) 保育所等 幼稚園

(特別支援教育) 小・中学校

特別支援学級 通常の学級 通級による指導

支援 相談

特別支援教育相談センター

連携

特別支援学校センター的機能

西部地区 中部地区 東部地区

(特別支援教育) 高等学校

高等専門学校など

支援 相談

特別支援学校センター的機能

北九州中央高等学園 特別支援学校

障害者しごとサポートセンター

障害福祉サービス事業所 (就労継続支援B型、A型)

障害福祉サービス事業所 (就労移行支援)

大学 短期大学

専門・専修学校 など

(就職) 企業

支地域活動センター 共同規模作業所

4 - 1 【身体障害のある人のサービス利用状況】

	(N=1,287)	利用 状況	利用 意向
障害 福祉 サー ビス	居宅介護	8.6	6.7
	重度訪問介護	3.2	3.8
	行動援護	2.2	3.2
	重度障害者等包括支援	-	3.4
	短期入所	3.6	5.8
	施設入所支援	5.1	-
	共同生活介護	1.5	-
	共同生活援助	1.6	-
	療養介護	2.4	-
	生活介護	6.4	3.7
	自立訓練(機能)	4.0	6.1
	自立訓練(生活)	2.5	4.9
	就労移行支援	1.5	5.4
	就労継続支援(A型)	1.6	4.3
就労継続支援(B型)	2.5	4.0	

	(N=1,287)	利用 状況	利用 意向
地 域 生 活 支 援 事 業	手話通訳派遣事業	2.1	1.5
	要約筆記派遣事業	1.3	1.4
	日常生活用具給付・貸与	9.9	-
	移動支援事業	2.6	5.5
	地域活動支援センター	1.6	3.0
	日中一時支援事業	2.6	3.1
	福祉ホーム	1.4	-
	パソコンサポーター	1.3	5.7
	自動車運転免許取得助成	1.9	-
	自動車改造助成	2.6	-

出典：平成23年度北九州市障害児・者等
実態調査

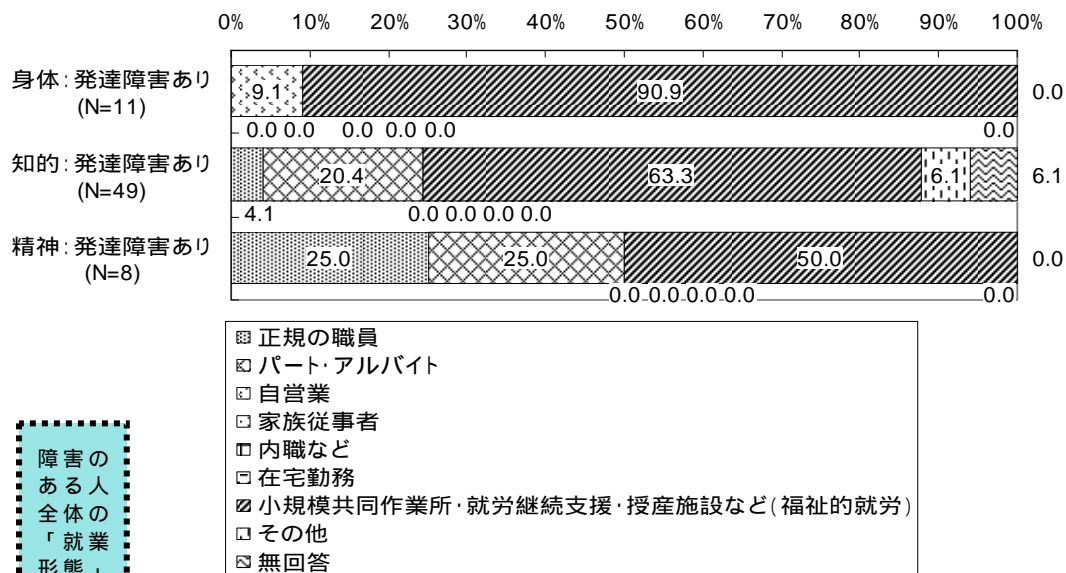
4 - 1 【身体障害でかつ発達障害のある人のサービス利用状況】

	身体：発達障害あり(N=42)	利用 状況	利用 意向
障害 福祉 サー ビス	居宅介護	14.3	11.9
	重度訪問介護	11.9	11.9
	行動援護	4.8	9.5
	重度障害者等包括支援	-	14.3
	短期入所	9.5	26.2
	施設入所支援	11.9	-
	共同生活介護	4.8	-
	共同生活援助	2.4	-
	療養介護	4.8	-
	生活介護	19.0	19.0
	自立訓練(機能)	9.5	14.3
	自立訓練(生活)	7.1	11.9
	就労移行支援	2.4	2.4
	就労継続支援(A型)	2.4	2.4
就労継続支援(B型)	4.8	0.0	

	身体：発達障害あり(N=42)	利用 状況	利用 意向
地 域 生 活 支 援 事 業	手話通訳派遣事業	2.4	0.0
	要約筆記派遣事業	2.4	0.0
	日常生活用具給付・貸与	7.1	-
	移動支援事業	7.1	16.7
	地域活動支援センター	4.8	9.5
	日中一時支援事業	7.1	9.5
	福祉ホーム	2.4	-
	パソコンサポーター	2.4	4.8
	自動車運転免許取得助成	2.4	-
	自動車改造助成	2.4	-

出典：平成23年度北九州市障害児・者等
実態調査

4 - 1 【発達障害のある人の就業形態】



障害のある人全体の「就業形態」は6-1に掲載

出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査 発達障害・難病別冊報告

4 - 1 【難病患者のサービス利用状況等】

	(N=15)	地域生活支援事業	
		利用状況	利用意向
障害福祉サービス			
居宅介護		0.0	26.7
重度訪問介護		0.0	13.3
行動援護		0.0	13.3
重度障害者等包括支援		-	20.0
短期入所		6.7	33.3
施設入所支援		0.0	13.3
共同生活介護		0.0	13.3
共同生活援助		0.0	13.3
療養介護		0.0	6.7
生活介護		0.0	6.7
自立訓練(機能)		6.7	33.3
自立訓練(生活)		0.0	20.0
就労移行支援		0.0	13.3
就労継続支援(A型)		6.7	6.7
就労継続支援(B型)		0.0	6.7

出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

【4-a】 発達障害のある人、難病の人等に対する支援

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
7	再掲	【新規】障害児者支援機関ネットワークの構築	障害のある人に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、それぞれのライフステージごとに異なった部署で行われている施策全体の調整を行う「(仮称)障害児者支援機関連絡調整会議」を定期的開催し、情報の共有化や関係機関の連携強化を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
20	再掲	【拡充】発達障害者総合支援事業	<p>発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、ライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」の開催などを行います。</p> <p>また、「発達障害シンポジウム」の開催や、「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。</p> <p>【発達障害者支援センターヶ所数】 22年度:2ヶ所 24年度:2ヶ所 25年度:2ヶ所 26年度:2ヶ所</p> <p>【発達障害者支援センターの相談件数】 22年度:748件 26年度:980件 29年度:1,200件</p>	保健福祉局 障害福祉課
98		【拡充】医療機関等啓発事業	<p>発達障害のある人が病気になって医療機関を受診した際に、認識不足からスムーズな診療行為が困難になる場合があることから、医療従事者に対し研修を実施します。また、発達障害の特徴や対応について記載した医療機関向けのリーフレットを作成します。</p> <p>さらに、警察等に対して、発達障害に対する理解を深める研修の実施を検討します。</p>	保健福祉局 障害福祉課
99		【拡充】ソーシャルクラブの実施	就労に結びつかない発達障害のある人たちに対し、社会的常識や人とうまく係っていくための方法を学ばせるため、少人数のグループ活動によるソーシャルスキルトレーニングを定期的実施し、就労に対する能力開発を支援します。	保健福祉局 障害福祉課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
100		【新規】発達障害支援者リーダー養成研修	発達障害のある人の療育・教育のリーダーを養成するため、医者、発達障害関係職員、保護者、教師、保育士、保健師等を発達障害の専門機関である国立機関等に派遣し、そこで得た最新の療育・教育方法を市内の支援者に周知します。	保健福祉局 障害福祉課
55	再掲	【拡充】障害者・児童ホームヘルパースキルアップ研修事業	ホームヘルパー(有資格者)を対象に、障害のある人に適切な在宅介護サービスが提供されるよう各種障害特性に応じた講義や実技・演習などの研修を実施し、質の向上を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
101	本掲	【新規】障害者余暇活動支援者育成事業	障害のある人全般の余暇に関し、美術・音楽やスポーツ、レクリエーションを行う団体・グループに対するサポーター等の人材育成や、ネットワークの構築などの支援を行います。	保健福祉局 障害福祉課
102	本掲	発達障害児・者家族等支援事業	家族会等が実施する啓発活動や相談支援、余暇活動等に対し事業費の一部を補助します。	保健福祉局 障害福祉課
103		【新規】ペアレントメンターの養成	発達障害の子どもを持つ親を支援するため、発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親をペアレントメンターとして養成し、発達障害のある子どもの子育てに悩む親たちの精神的な支えとなったり、適切な機関へつないだりする活動を行います。	保健福祉局 障害福祉課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
104		【新規】障害者暮らしの相談ダイヤル「(仮称)障害者ほっ！とダイヤル」の設置	基幹相談支援センターにおいて、障害のある人や家族からの生活全般の相談を24時間受け付けます。	保健福祉局 障害福祉課
105	本掲	【新規】発達障害者等職場定着困難者支援事業	職場定着が困難な障害のある人を支援するため、障害者しごとサポートセンターの体制強化などを行います。	保健福祉局 障害福祉課
106		発達障害等啓発事業	外見から障害の有無を判断することが難しい障害のある人は周囲から理解されにくいいため、「発達障害とは何か」といった基本的なことについて啓発を行います。 また、子育てに関するさまざまなサービスや施設などの具体的な情報をまとめた「北九州市こそだて情報」への掲載を行います。	保健福祉局 障害福祉課
107		【拡充】乳幼児健診における問診項目の見直し	乳幼児健診等における発達障害の早期発見のため、受診票の問診項目の見直しを行います。	子ども家庭局 子育て支援課
18	再掲	乳幼児発達相談指導事業 (わいわい子育て相談)	発達障害を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援するため、心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士・保健師等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応します。 また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する「親子遊び教室」を実施します。 【わいわい子育て相談の実施回数】 22年度:104回 26年度:204回 【「親子遊び教室」の開催区数】 22年度:6区 26年度:全区	子ども家庭局 子育て支援課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
108		親子通園事業	<p>直営保育所に親子通園クラスを設置し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行います。 また、直営保育所と保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携しながら、児童の保育所、幼稚園などへの移行を支援します。</p> <p>【実施ヶ所数】 22年度：1ヶ所 26年度：7ヶ所</p>	子ども家庭局 保育課
30	再掲	特別支援教育相談センターにおける相談事業	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒や、その保護者、学校等へ、就学相談、教育相談、巡回相談を実施し、専門的な支援を行います。</p> <p>巡回相談 ・学校等を訪問し、個別の教育支援計画の作成等について教職員に助言 ・必要に応じて医療関係者等の専門家チームと連携 就学相談 ・障害の状態等を総合的に理解し、就学について保護者と相談 教育相談 ・障害の理解や学校生活等での支援について保護者や教職員と相談</p>	教育委員会 特別支援教育課
29	再掲	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	<p>学校・園、特別支援教育相談センターでは、それぞれの機能を活かし、全市的な相談支援体制を構築します。</p> <p>幼稚園、小・中学校等は、校内支援体制(特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置)を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行います。</p> <p>特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンターとして、関係機関と連携し、保育所・幼稚園、小・中学校等への支援を行います。</p> <p>特別支援教育相談センターは、市内の相談支援機能や関係機関との連携を統括し、より専門的な支援を行います。</p> <p>特別支援学校・北九州中央高等学園のセンター的機能では、高等学校等の生徒の実態に応じた適切な支援や指導の具体化について相談に応じたり、進路や地域のサービスに関する情報を伝えたりするなどの相談支援を行います。</p>	教育委員会 特別支援教育課
109		教職員の専門性の向上	<p>教職員の特別支援教育にかかわる専門性や指導力の向上を図ります。</p> <p>特別支援教育コーディネーター養成研修(中級・上級) ソーシャルスキルトレーニング事業 教育センター研修</p>	教育委員会 特別支援教育課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
110		特別支援教育を推進する人の配置	<p>障害のある幼児児童生徒の適切な指導・支援の充実に図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <p>特別支援教育支援員 ・特別支援教育補助(市費嘱託講師) ・特別支援教育ヘルパー(スクールヘルパー) ・特別支援教育介助員(嘱託職員) ・特別支援学級補助(市費嘱託講師) 学生ボランティア 医療・労働などの専門家</p>	教育委員会 特別支援教育課
31	再掲	特別支援学校のセンター的機能の整備	<p>拠点となる特別支援学校に、(仮称)特別支援相談室を置き、他の特別支援学校や関係機関と連携しながら、地域の小・中学校等への助言援助を行います。</p> <p>保育所・幼稚園、小・中学校等への支援 公開講座の開催 教育相談 関係機関との連携</p>	教育委員会 特別支援教育課
27	再掲	保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	<p>保育所、幼稚園等と小学校、特別支援学校が、特別な支援を必要とする就学前幼児についてのケース会議を持ち、就学に向け一人ひとりの引き継ぎ資料等を作成するなど、入学時の連絡体制・情報共有機能を強化します。</p>	教育委員会 特別支援教育課、企画課 子ども家庭局 保育課 保健福祉局 障害福祉課
111		高次脳機能障害支援ネットワーク体制整備事業	<p>高次脳機能障害のある人の社会復帰促進を図るため、相談支援を行います。また、福岡県が主体となり配置している支援コーディネーターを中心に、関係機関と連携しながら、相談内容に応じた支援の検討や、受入れ事業所等への研修を実施します。</p>	保健福祉局 障害福祉課
112		難病団体補助事業	<p>難病対策施策の充実に図るため、難病団体連絡会に加盟している各難病団体が実施する難病患者等の日常生活支援を目的とした医療講演会や医療相談会の経費の補助を行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
8	再掲	ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える障害のある人が、仲間の立場から日常的に相談を受けることにより、精神的なサポート等を行います。	保健福祉局 障害福祉課
113		難病患者等支援事業	難病患者の自立と社会参加を推進するため、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、関節リウマチなどの難病の人に対して、ホームヘルパーの派遣や日常生活用具の給付などを行います。	保健福祉局 障害福祉課
114		難病支援に関する情報提供	<p>特定疾患医療受給者証の申請時など、さまざまな機会を通じて、福岡県難病団体連絡会が開催している医療相談会の取り組みや障害難病相談・支援センター、利用可能な障害福祉サービス等の周知を図ります。</p> <p>【「難病相談・支援センター」の難病の人等への周知率】 22年度:0% 26年度:100% 29年度:100%</p>	保健福祉局 障害福祉課

基本目標：地域で自立して生活できる基盤整備

障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、都市基盤の整備や防災対策を進めるとともに、個々の障害の特性に配慮した就労支援や多様な就業機会の確保に取り組むなど、地域住民、企業、行政などの協働による地域での生活を支援する仕組みづくりを行います。

< 施策の方向性 5 > 自立生活のための地域基盤整備

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

主要駅周辺地区の主要経路のバリアフリー化を行い、整備率を80%から90%にまで引き上げました。また、モノレール停留場の5駅のバリアフリー化を行いました。

その他の駅や病院などの主要施設周辺において、バリアフリーの定期点検を行い、要望に対する改善を行ってきました。また、障害者団体との定例会による協議や現地調査を継続しています。

障害の有無に関わらず誰もが安心して快適に利用できる公園にするため、段差の解消や階段への手すりの設置、トイレの改修等を行いました。

バリアフリー新法に基づき、主要駅（13駅）を整備の対象として、平成22年度を目標に進めていたバリアフリー化を予定どおり完了しました。

市営バスにノンステップバスやワンステップバスの導入を進め、平成22年度に5台のワンステップバスを導入しました。

また、民間バスについてもノンステップバスの導入に対し補助金を交付し、民間バス事業者は平成21年度に3台、22年度に2台のノンステップハイブリッドバスを導入しました。

風水害の災害時に自力で避難することが困難な在宅の障害のある人等を災害時要援護者として登録し、地域の支援者による情報の伝達、避難行動の支援等を行う体制づくりを進めました。

【現状と課題 5-1】

都市基盤整備

障害のある人が、外出し地域において様々な社会活動を行うことは、当然の権利として認められるものであり、自立や社会参加を促進する上で非常に重要ですが、障害の部位や機能によっては、外出そのものが制限される場合があります。

障害のある人が安全で容易に活動できるように、建物や道路等のハード面の整備や、介助者による支援などの充実が引き続き求められています。



【今後の方向性】

関係機関と連携し、安全で容易な移動の確保や外出支援の充実など、ハード・ソフト両面にわたるさらなる環境整備に取り組みます。

【現状と課題 5-2】

障害のある人への防災対策

平成23年3月に発生した東日本大震災での課題を踏まえ、障害のある人など災害時要援護者の避難支援や情報伝達方法等のさらなる充実が求められています。

実態調査によると、災害発生時の避難場所の認知度は、知的障害のある人が26.7%、発達障害のある人が25.0%であり、その他はおおむね30~40%です。

実態調査によると、いずれの障害でも、台風や大雨などの災害時に「一人で避難できる」と回答した人の割合は50%未満です。

その理由は、身体障害・知的障害のある人、障害のある子どもでは「介助者がいないと一人で移動できない」の割合が圧倒的に高く、精神障害のある人は「避難場所が分からない」の割合が最も高くなっています。

また、知的障害・精神障害のある人の半数以上が「いつ避難すれば良いのか分からない」と回答しています。

さらに、災害時の必要な支援では、「避難の介助、声かけ、誘導等」に関する事柄が多くなっています。

障害のある人への聴き取り調査によると、身体障害のある人では「避難所でまわりの人に合わせて生活できるかが不安」「家族と連絡が取れるかどうか不安」「避難するときに誰に頼めばよいのかが不安」などの意見があります。

また、知的障害のある人では「災害が発生したとき、どうしたらよいか分からない」「逃げる場所が分からない」などの意見があります。



【今後の方向性】

必要な情報提供とともに、避難行動の支援、見守り、支え合いの体制づくりを自治会等関係団体とともに推進します。また、障害種別の特性を踏まえたきめ細かな支援策を検討します。

【基本的な施策 5-a】

(1) バリアフリーのまちづくり

道路、公園、公共交通機関のバリアフリー化

ア 障害のある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行うなど、バリアフリー化整備に取り組めます。

イ 障害の有無に関わらず誰もが安全で快適に利用できる公園にするため、段差の解消や階段への手すりの設置等を行います。

また、自宅や施設に閉じこもりがちな障害のある人の健康づくりや家族の心のケア等につながる公園の活用を障害者団体等の意見を聞きながら検討します。

ウ 公共交通機関については、ノンステップバスの導入やJR駅舎のエレベーター設置など関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。

障害者団体等との連携

公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化については、引き続き、必要に応じて自治会等の地域団体及び障害者当事者団体や専門家等で構成される「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」などと意見交換等を行いながら進めます。

【基本的な施策 5- b】

(2) 防災対策の推進

北九州市地域防災計画に基づく防災対策

地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難などの防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要であるため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組んでいきます。

要援護者避難支援プランの作成

ア 障害のある人や高齢者などの要援護者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所などの支援を行います。

イ 本市では、障害のある人や高齢者等のうち、身体的要件と風水害の災害発生危険のある地理的要件の双方に該当する人を対象として、自力で避難することが困難な人の緊急時の連絡先や避難場所等を事前に決めた避難支援プランを個別に作成しており、引き続きこの取り組みを推進します。

これに加え、支援の必要な障害のある人については、基幹相談支援センターが中心となり、災害時の緊急対応について個別の支援プログラムの作成を検討します

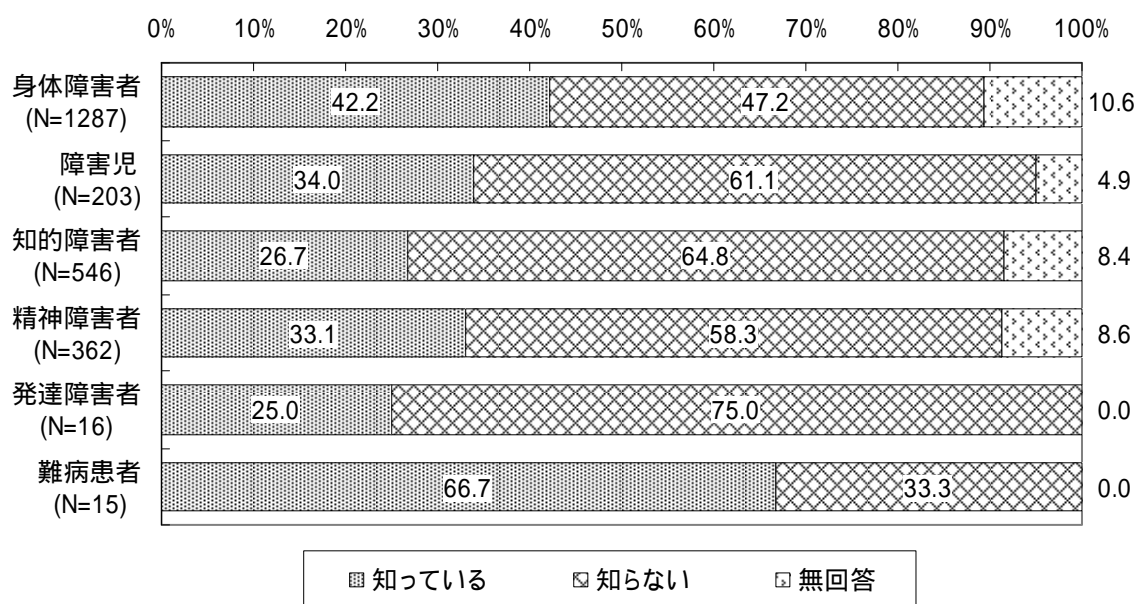
自治会との協力等

災害時の避難等にあたっては、地域の人たちの協力が非常に重要であるため、障害のある人や障害のある人を支援する施設、事業所等に対し、住民に最も身近な組織として、生活に密着した地域活動に取り組んでいる自治会等への加入などを促します。

聴覚障害のある人への情報伝達

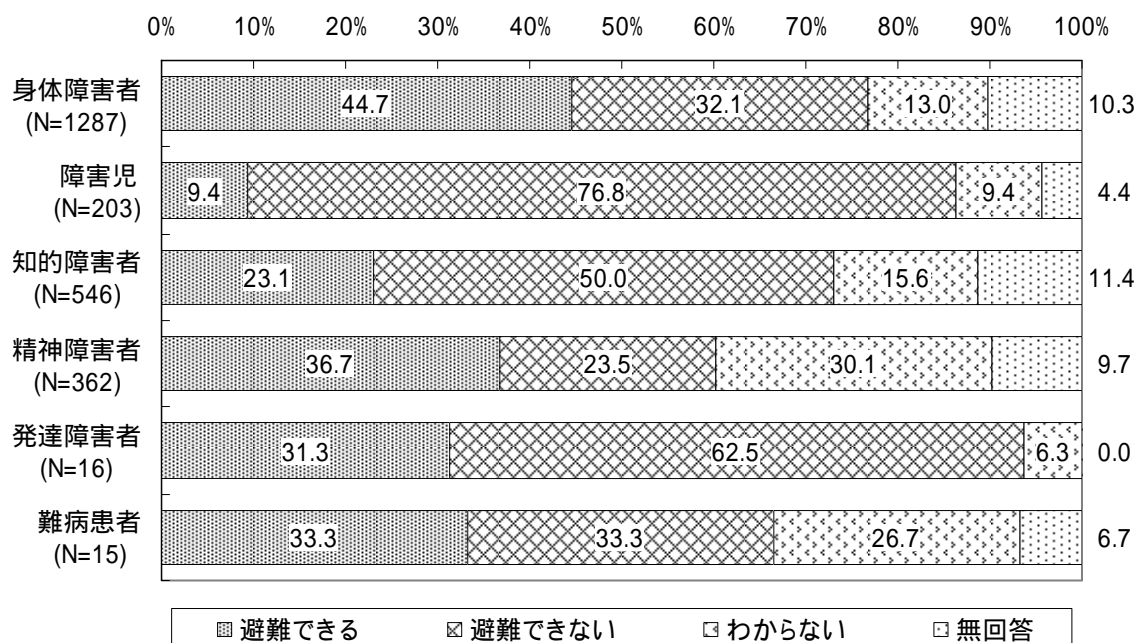
聴覚障害のある人への災害情報伝達を図るため聴覚障害者用受信装置の普及に努めます。

5 - 2 【災害時の対応 災害発生時の避難場所の認知度】



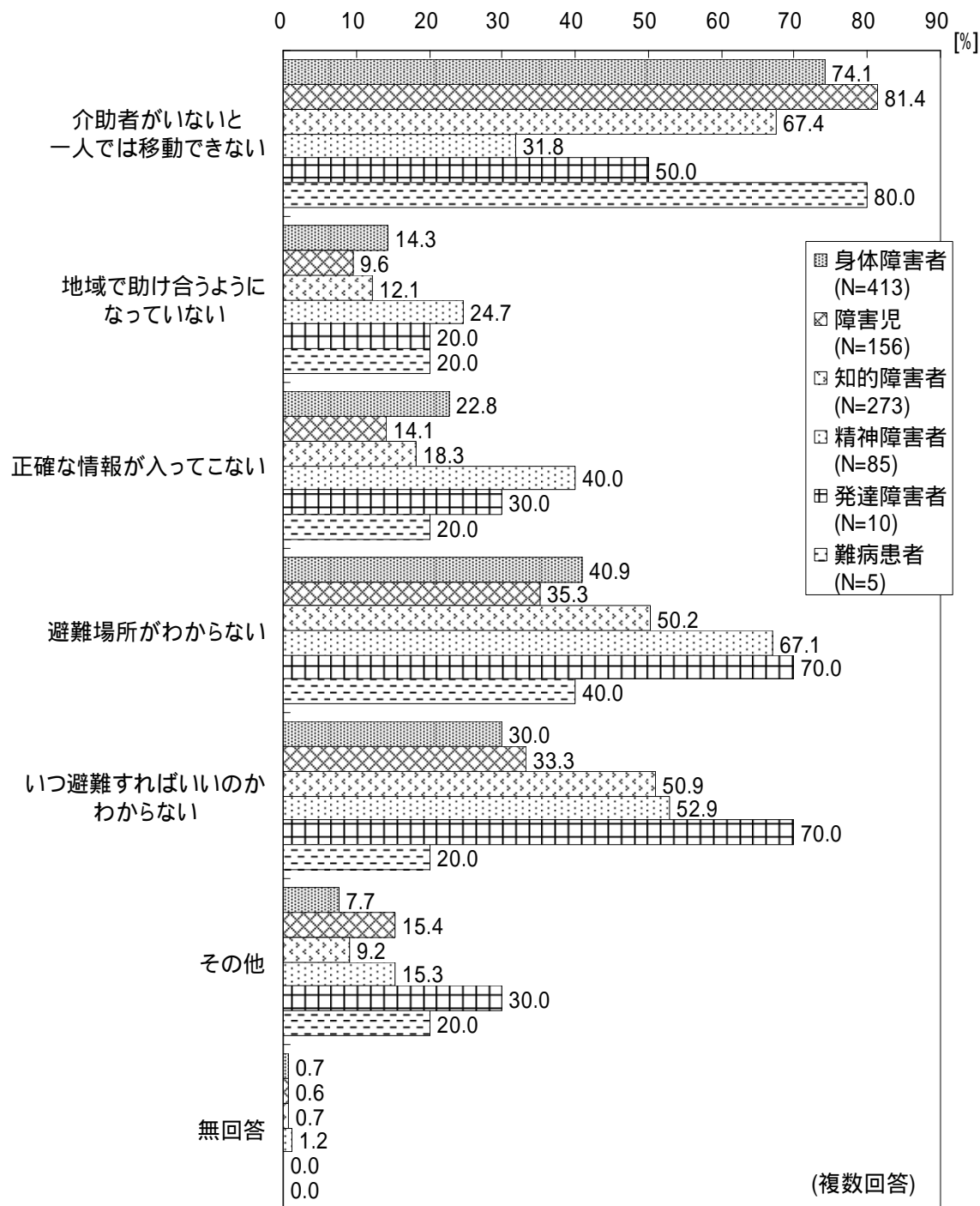
出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

5 - 2 【災害時の対応 単独避難の可否】



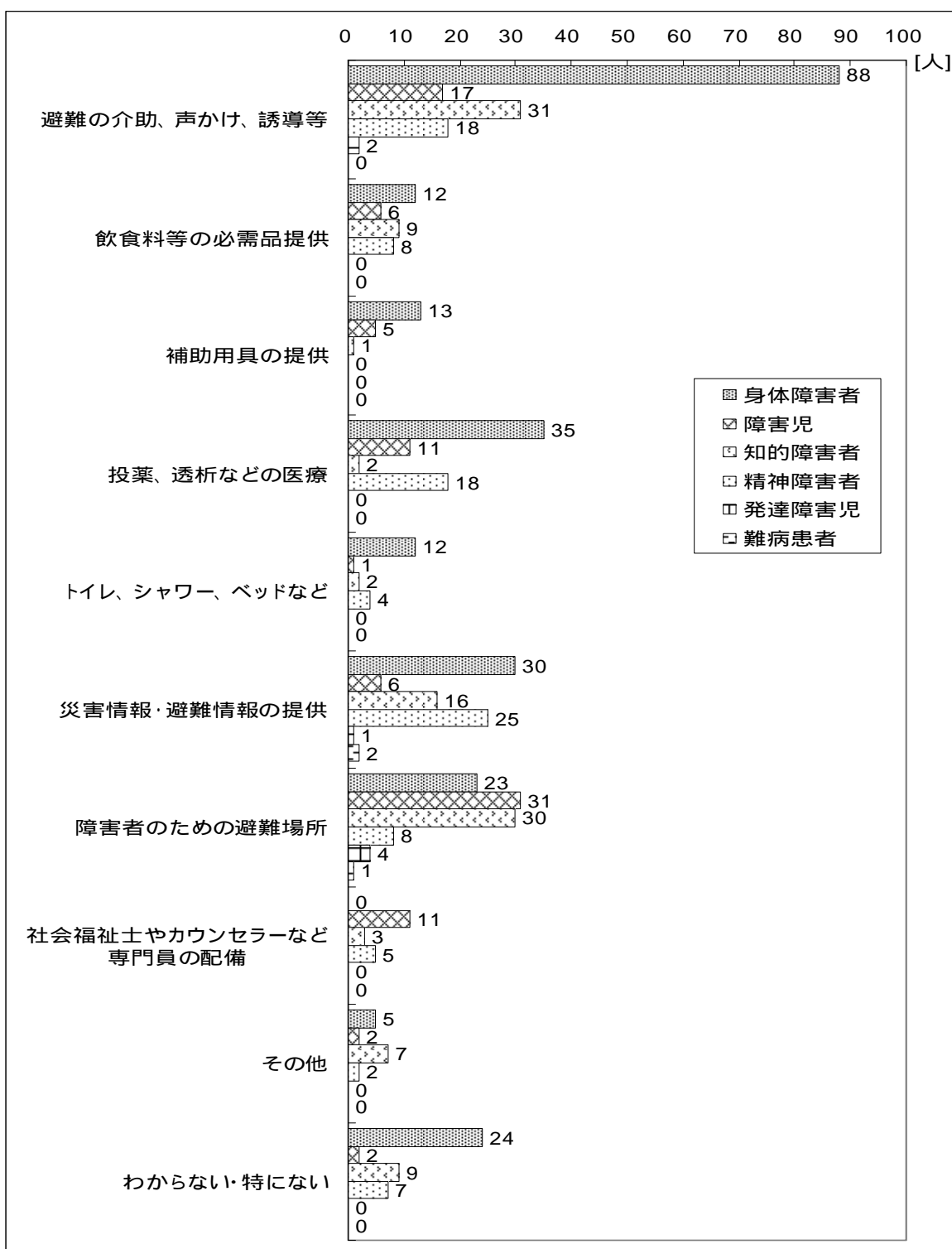
出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

5 - 2 【災害時の対応 単独避難ができないと思う理由】



出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

5 - 2 【災害時の対策として必要な支援】



出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

【5-b】 防災対策の推進

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
121		福祉施設等の安全対策	社会福祉施設の新築・増築時の建築確認申請に伴う事前相談や消防同意時における防火安全面の指導を実施します。 また、平成21年4月1日施行の法令改正にもとづき、小規模社会福祉施設の防火安全対策について、引き続き指導していきます。	消防局 指導課
122		緊急通報システムの充実	高齢者や重度身体障害のある人など緊急事態を自力で回避することができないと認められる人を対象に、通報システムや火災センサーなどを各家庭へ取り付け、24時間体制で緊急時の通報を消防指令センターで受信し、受信の内容により救急車等の出動や近隣の協力員に駆けつけを要請するなど、迅速な対応を行います。	消防局 予防課
123	本掲	【拡充】北九州市障害者スポーツセンターの運営	障害のある人の健康を増進し、体力の向上、社会参加意欲を高める障害者スポーツの拠点として様々なニーズに対応した取り組みを進めるとともに、芸術文化活動の場や避難所としての活用についても検討します。	保健福祉局 障害福祉課
124		地区安全担当制度事業のさらなる推進	安全・安心なまちづくりの実現を図るため、地区安全担当制度により、消防隊が地域住民と一体となって地域に密着したきめ細かい防災行政を推進します。	消防局 警防課
46	再掲	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は貸与します。 【日常生活用具給付費事業給付件数】 22年度:10,891件/年 24年度:11,331件/年 25年度:11,558件/年 26年度:11,790件/年	保健福祉局 障害福祉課

事業 番号	本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
125		災害時要援護者避難支援のための仕組みづくりの推進	<p>風水害などの災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人など(災害時要援護者)への情報の伝達や、避難を支援する体制づくりを地域コミュニティ(市民防災会、福祉関係者)と行政の協働で推進します。</p> <p>また、平時の見守りなどを通じた情報の更新などにより、災害時の的確な支援を推進します。</p> <p>【避難支援プラン作成のための調査対象者数】 22年度:5,661人 26年度:約13,000人 29年度:約13,000人</p>	消防局 地域防災課 保健福祉局 いのちをつなぐネットワーク 推進課

< 施策の方向性 6 > 雇用・就業機会の確保と拡大

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

国と県で設置している北九州障害者就業・生活支援センターに加え、本市独自の就労支援機関である北九州市障害者就労支援センターの2つのセンターが一体的に活動する就労支援の拠点として「障害者しごとサポートセンター」を設置しました。

障害者しごとサポートセンターにおいて、職場開拓や職場実習、就職活動に関する指導などを行うとともに、職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置し、就職者・企業側双方への指導・助言等を行うことにより、職場定着の推進を図りました。

また、同センターにおける支援を強化するため、平成23年度には、障害者雇用アドバイザーの企業への派遣等を開始しました。

厳しい経済雇用情勢のなか、障害者しごとサポートセンターでは、平成22年度に当初目標（60件）を上回る81件の就職が実現しました。

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所等に対する助言、利用者を対象とするセミナーや企業見学会等を実施しました。

企業等での就労が困難な人の働く機会を確保するため、就労継続支援事業を推進した結果、平成22年度末現在でA型事業所（雇用契約が原則）については、計画目標を上回る利用状況となっています（目標：215人 実績：317人）。

障害のある人を支援する施設や事業所等で作られた製品の販売促進を図りました。

平成20年度には、施設の製品を専門に販売する障害者自立支援ショップ「一丁目の元気」を開設したNPO法人に助成を行うことにより、当該店舗の安定した経営を支援しました。

【現状と課題 6-1】

雇用・就業機会の確保と拡大

障害のある人が、働くことを通じて、社会を構成し社会を支える一人の人間として自尊心と自立心を持って暮らすことができるよう、多様な就業機会が確保される必要があります。

福岡県内の民間企業における障害のある人の雇用状況をみると、障害者雇用率は年々上昇しているものの、法定雇用率達成企業の割合は約半数にとどまっています。

(障害者雇用率：20年：1.66% 21年：1.70% 22年：1.71%)

(達成企業割合：20年：51.5% 21年：50.7% 22年：51.1%)

精神障害や発達障害のある人の就職希望が増加していることから、それぞれの障害特性に応じた支援や、就職後の企業側及び本人への具体的な取り組みが重要です。

実態調査によると、仕事をしている人の割合（福祉的就労を含む）は、身体障害のある人が34.1%、知的障害のある人が42.3%、精神障害のある人が28.5%で、いずれも半数を下回っており、特に精神障害のある人の割合は低くなっています。

仕事をしている人の就業形態をみると、一般企業等の「正規の職員」は身体障害のある人では41.9%と最も高く、知的障害のある人では9.1%、精神障害のある人では8.7%と低くなっています。

また、就労日数が1か月平均「21日以上」の割合は、身体障害のある人では60.4%、知的障害のある人では52.8%、精神障害のある人では37.9%です。

障害のある人への聴き取り調査によると、知的障害のある人では「仕事を続けたい」などの意見がある一方、「仕事はしたいが、自分に合う仕事が見つからない」「仕事の情報がない」「工賃の高い仕事がしたい」などの意見があります。

実態調査によると、働くために必要な条件としては、いずれの障害でも「周囲が自分を理解してくれること」と「障害にあった仕事であること」をあげた人が多くなっています。

また、発達障害のある人は、この2つに加えて「職場により指導者や先輩がいること」と「コミュニケーション支援を充実すること」をあげた人が多くなっています。

障害のある人を支援する施設や事業所等の職員に対する聴き取り調査によると、就業のきっかけは、「福祉の分野に興味があった」という理由が比較的多く、今後市が注力すべき障害福祉施策については「障害者雇用の促進」の割合が高くなっています。

障害のある人を支援する施設や事業所等における障害のある人の工賃水準向上に向けた取り組みを強化する必要があります。



【今後の方向性】

民間企業において、障害のある人の就業に対する理解が一層深まるよう取り組むとともに、障害者しごとサポートセンターにおける体制の充実を図りながら、企業、福祉、教育、労働機関等の連携による就労支援を進めます。

一般企業への就労が困難な人のために、就労継続支援事業所等の福祉的就労の充実などを、引き続き推進します。

障害のある人を支援する施設や事業所等における障害のある人の賃金・工賃アップを図るため、市における物品及び役務の優先発注や、障害者自立支援ショップにおける取り組み、魅力ある製品の開発や販路開拓・拡大を支援するためのシステムづくりなどについて検討します。

【基本的な施策 6-a】

(1) 雇用促進による就労支援等

障害のある人の雇用を促進するには、国や県、市が実施するトライアル雇用や職場適応訓練、ジョブコーチなどの施策を効果的に活用し、就労意欲や職業能力を高めることが重要です。このため、本市では障害者しごとサポートセンターを中心に、ハローワーク等の労働機関や企業、教育機関等と緊密に連携しながら、障害のある人それぞれの適性や職業能力に応じた就労支援に取り組めます。

また、国の施策に基づく各種助成金制度の活用等を周知するとともに、就労上の障壁の除去について、その負担が加重でないときには合理的配慮を行うよう企業に働きかけます。

障害者しごとサポートセンターにおける就労支援

ア 障害者しごとサポートセンターを就労支援の中核として位置づけ、ハローワークや障害者職業センター、特別支援学校や就労移行支援事業所及び事業主などとの連携のもと、就労前訓練から就職後の職業生活に至るまで、障害種別に関わらず支援し、就職を目指す障害のある人及び雇用する企業の双方が、安心して就職・雇用できる環境を整えます。

イ 職場への適応や定着が難しい発達障害のある人について、ジョブコーチが職場を密に訪問して本人への指導・助言を行うとともに、企業側に対しても、発達障害に関する理解を深め、適切な対応がとられるよう具体的な説明・助言を行うなど、きめ細かな支援を図ります。

ウ 障害者しごとサポートセンターを中心に、就労移行支援事業所等及び特別支援学校などの教育機関とのネットワークを構築し、福祉・教育から雇用への移行を一層推進します。

企業の雇用促進に向けた取り組み

ア 障害のある人の企業への雇用を推進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーを開催するとともに、啓発冊子の作成・交付などにより、法定雇用率未達成の企業に対する啓発を強化します。

イ 障害者の就労の推進について、経済団体や地元主要企業等との意見交換の場を設けるなど、経済界との連携を深める仕組みについて検討します。

知的障害のある人の市役所における職場実習等

市役所において、知的障害のある人の職場実習等を行うことにより、企業等への就職に向けた実務訓練の機会の確保・充実を図ります。

就労継続支援事業所等の充実

一般企業等への就労が困難な障害のある人の働く機会を確保するため、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業所等の充実を図ります。

小規模共同作業所の機能の多面的な活用

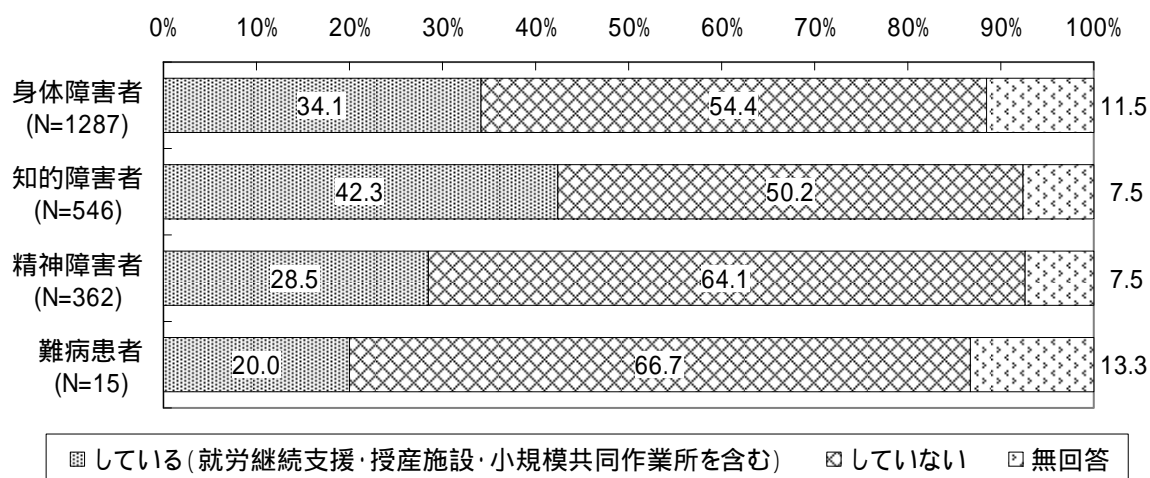
小規模共同作業所については、障害者自立支援法における事業（地域活動支援センターなど）への移行を促進するとともに、新しい事業体系に移行しない作業所に対しても、地域に開かれた社会資源の一つとして柔軟かつ多面的な活用ができるよう支援します。

企業等への就職以外の就労支援

障害のある人を雇用する第三セクターへの出資をはじめ、障害者自立支援ショップ「一丁目の元気」を開設している法人などへの助成を行います。

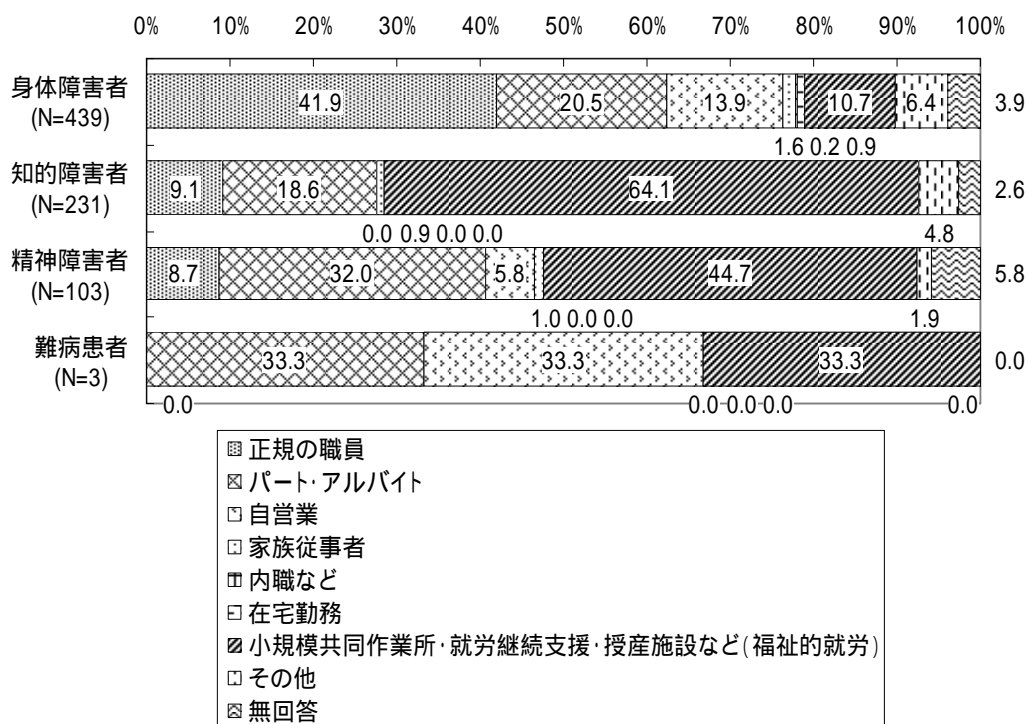
また、障害のある人を支援する施設や事業所等に対する業務の委託、就労移行支援事業を行う事業者相互の情報交換会の実施、製品の受注の働きかけや啓発活動、起業を希望する人への情報提供などにも引き続き取り組みます。

6 - 1 【仕事の有無】



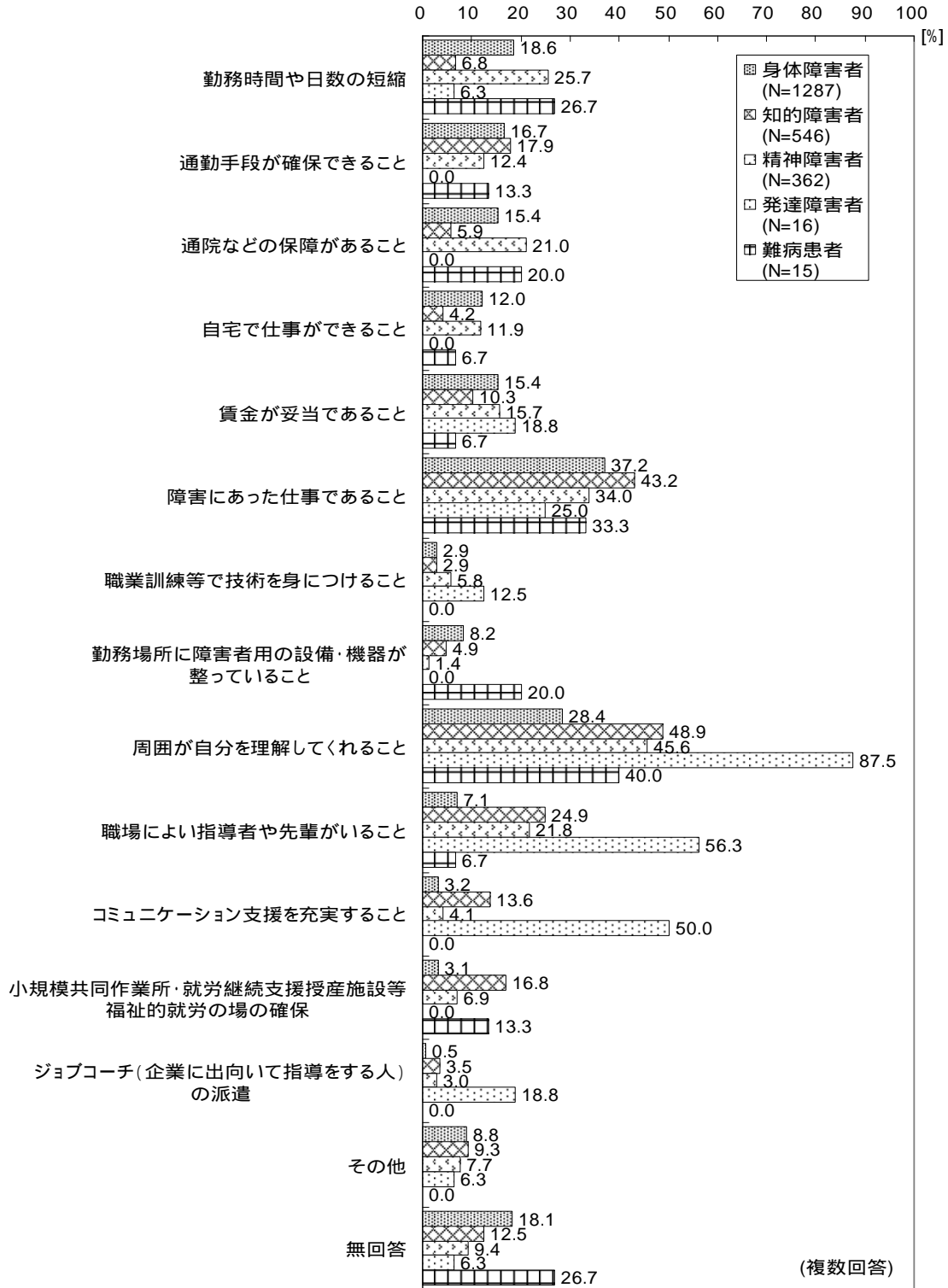
出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

6 - 1 【就業形態】



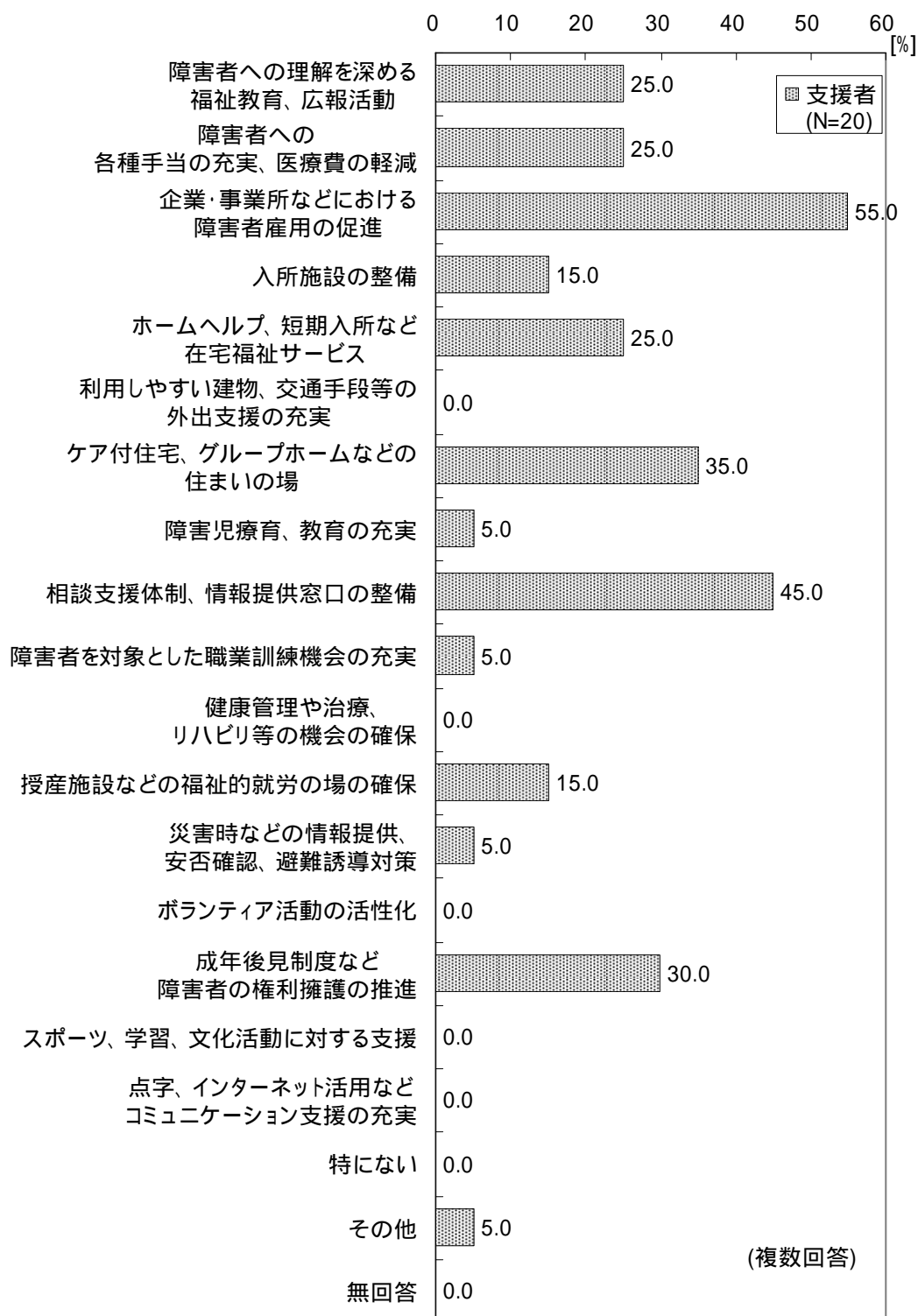
出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

6 - 1 【働くために必要な条件】



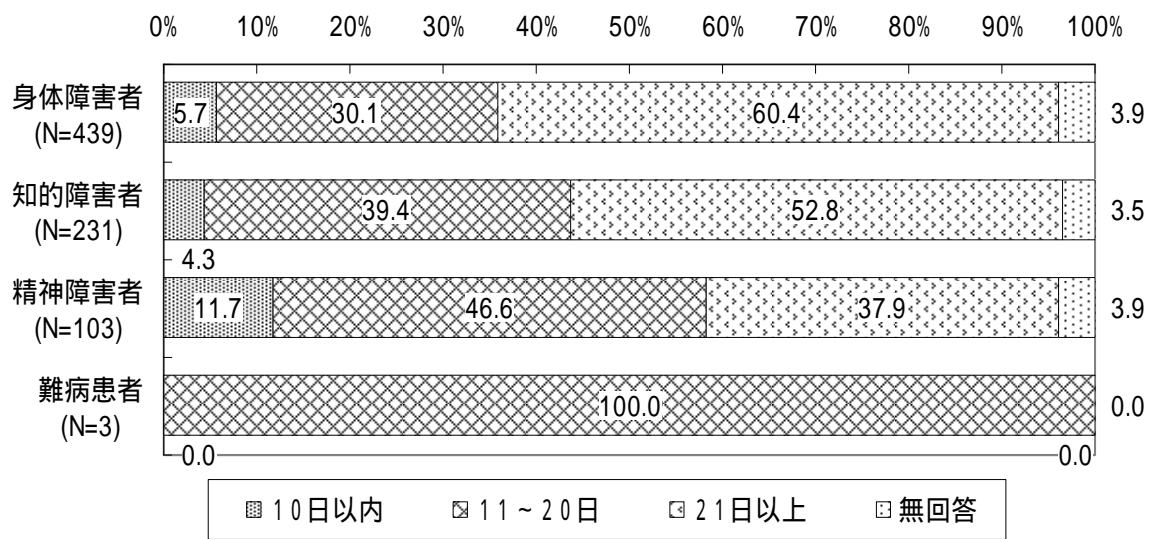
出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

6 - 1 【市が注力すべき福祉施策】



出典：平成 23 年度北九州市障害者等聴き取り調査（サービス支援者への調査結果）

6 - 1 【1ヶ月の平均労働日数】



出典：平成23年度北九州市障害児・者等実態調査

【6-a】 雇用促進による就労支援等

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
126		精神障害者就労支援ネットワーク事業	精神障害のある人を対象に、医療・保健・福祉・労働などの関係機関が連携し、就労支援と生活支援を一体的に提供するシステムの構築を推進するため、事例検討を含む各種会議や研修会を実施します。	保健福祉局 精神保健福祉センター
33	再掲	障害者就労支援事業	<p>「北九州障害者しごとサポートセンター」において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、指導、助言等を行うことにより、就職の促進及び職業の安定を図ります。</p> <p>また、企業等の障害者雇用を推進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーを開催するとともに、啓発冊子を作成・配布します。</p> <p>さらに、精神障害のある人の社会復帰や雇用促進に理解のある事業経営者（職親）に対し、実際の就労の場において、回復途上にある人の作業訓練を委託することにより、社会生活への適応を図ります。</p> <p>【しごとサポートセンターにおける新規登録者数】 22年度:106人 26年度:110人 29年度:115人</p> <p>【しごとサポートセンターにおける就職件数】 22年度:81件 26年度:85件 29年度:90件</p>	保健福祉局 障害福祉課
127		福祉施設から一般就労への移行	<p>障害のある人の地域生活移行を進めるために、就労移行支援事業などの推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。</p> <p>【福祉施設から一般就労移行者数】 22年度:35人 26年度:48人 29年度:58人</p>	保健福祉局 障害福祉課
105	再掲	【新規】発達障害者等職場定着困難者支援事業	職場定着が困難な障害のある人を支援するため、障害者しごとサポートセンターの体制強化などを行います。	保健福祉局 障害福祉課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
51	再掲	就労継続支援(A型)	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型=雇用型)</p> <p>【就労継続支援(A型)利用者数】 22年度:317人 24年度:380人 25年度:390人 26年度:400人</p>	保健福祉局 障害福祉課
52	再掲	就労継続支援(B型)	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(B型=非雇用型)</p> <p>【就労継続支援(B型)利用者数】 22年度:829人 24年度:1,250人 25年度:1,270人 26年度:1,290人</p>	保健福祉局 障害福祉課
128		障害者小規模共同作業所運営費補助	<p>障害者の社会参加を促進するため、作業や生活訓練、余暇活動を行う場である小規模共同作業所に対して運営費の補助を行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
129		地域活動支援センターの運営	<p>障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行うため、地域活動支援センターに対して運営費の補助を行います。</p> <p>【地域活動支援センターの施設数】 22年度:6ヶ所 24年度:6ヶ所 25年度:7ヶ所 26年度:8ヶ所</p>	保健福祉局 障害福祉課
130		障害者の自立支援ショップ運営補助事業	<p>小規模作業所等の授産製品等を専門に販売する自立支援ショップの安定した経営を支援するため、運営に対する助成等を行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課

事業 番号	本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
131		障害者支援施設等 からの物品の買い 入れ等	地方自治法に基づく随意契約を活用するなど、本市における物品の購入や委託について障害者支援施設等への発注を促進することにより、障害者支援施設等における業務の受注確保を支援します。	保健福祉局 障害福祉課

基本目標：人権の尊重・社会参加の促進

障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重できるような取り組みを行います。

また、障害のある人が気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動などを楽しめるよう環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア等の活動に対する支援への取り組みを充実させることにより社会参加を促進します。

< 施策の方向性 7 > 障害のある人の人権の尊重と保障

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害のある人の人権に関する市民啓発については、小倉南障害者地域活動センターや門司障害者地域活動センターでイベントを実施し、約2,800人（平成18年度～22年度）の参加者を集め、障害に対する理解を深めました。

障害のある人の視点に立ち、「何が差別にあたるのか、何が権利侵害にあたるのか」等について障害関係団体等からの意見を聞くとともに、市民や企業等が障害のある人の人権を正しく理解し、実践するきっかけにつながるよう、関係団体との協働により、障害のある人の人権啓発冊子を作成しました。

平成24年10月からの障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の円滑な施行を図るため、障害者虐待防止センターの設置など障害者虐待防止の体制整備についての検討に着手しました。

【現状と課題 7-1】

障害のある人の人権の尊重

障害の有無に関わらず、誰もが同じように、地域で安心して、自分らしい生活を送ることができる社会を実現するためには、人間としての尊厳や基本的人権が守られるとともに、自己実現が可能となる環境が必要です。

市民が障害のある人と直接ふれあう機会は少ないことから、障害について正しく理解されていないことがあります。

障害のある人の地域生活への移行は、地域の理解と協力がなくては進めることはできず、これは障害者支援計画の基本理念の実現につながる最も基本的な課題です。

国連総会で採択された障害者権利条約への署名など、国内では大きな動きがあり、本市でも関係団体による障害のある人たちの人権を考えるシンポジウムの開催などが行われています。

障害のある人は、様々な物理的、心理的障壁のため不利益を受けることが多く、自立と社会参加が阻まれていることがあります。

これまで障害のある人への虐待に対する保護の仕組みが制度化されていなかったため、虐待にあったことを誰かに伝えることや、虐待の証拠を示すことができず、虐待被害が表面化しないことがありました。

実態調査によると、これまでの日常生活の中で障害を理由とした差別や人権侵害などを受けた経験がある人の割合は、精神障害のある人37.0%、障害のある子ども38.0%、知的障害のある人35.0%、身体障害のある人20.3%となっています。その内容としては、「じろじろ見られたり、指を指されたりした」「いじめや暴行を受けた」「陰口をたたかれた」などが多くあげられています。

実態調査によると、いずれの障害でも、障害者差別の防止策では「学校の授業などで福祉の学習をする」の割合が最も高く、障害者理解推進の取り組みでは「啓発・広報活動の推進」の割合が最も高くなっています。

障害のある人への聴き取り調査によると、身体障害のある人では、「じろじろ見られる」、知的障害のある人では、「いじめ」を受けたと回答した人が多く、精神障害のある人の中には「理解してもらえない」などの意見があります。



【今後の方向性】

広く市民に対し、障害のある人に関する人権教育や人権啓発などを推進することにより、障害のある人の人権尊重に対する地域社会の理解と協力を得ていきます。

幼児期・学齢期における効果的な人権教育をはじめライフステージ全般にわたる啓発活動に取り組みます。

障害のある人が積極的に地域活動へ参加するよう促すとともに、障害のある人を受け入れる環境づくりについて、自治会等の地域団体の理解や協力を得ていきます。

今後、障害のある人の人権の尊重を推進するため、国における障害者差別禁止法(仮称)制定の動向を見ながら、「何が差別にあたるのか」「何が権利侵害にあたるのか」等についての当事者や関係団体との幅広い議論を行います。

障害があることによって社会生活を送るうえで不利益を受けないよう、障害のある人の権利擁護に努めます。

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されることから、障害者虐待防止センターの設置や養護者による障害者虐待の場合の必要に応じた立ち入り調査の体制づくりなど、障害者虐待防止に関する体制の整備を検討します。

【基本的な施策 7-a】

(1) 市民啓発の推進

障害や障害のある人への正しい理解を推進するには、行政や福祉関係者のみならず地域や学校、企業など、市民全体で取り組むことが必要なため、様々な機会をとらえ、障害に対する人権教育の充実を図るとともに啓発活動を継続的に実施します。

人権教育の充実

各小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、指導者がさらに人権についての意識を高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、研修会などを実施し、人権教育の充実を図ります。

啓発・広報活動の推進

ア 障害者週間を中心に障害者の日記念行事などの開催や障害当事者の講師による研修会、出前講演などの取り組みを推進します。

イ 障害のある人の人権尊重について、より多くの市民や企業等が正しく理解し、実践を促すきっかけとなるよう、障害関係団体と連携して、障害のある人の人権啓発冊子を活用した効果的な啓発活動に取り組みます。

ウ 市政だよりやホームページ、新聞やラジオなどの効果的な活用を図り、市民の障害者福祉への関心や理解を深める取り組みを推進します。

エ 障害のある人や障害のある人を支援する施設、事業所等に対し、自治会への加入などを促し、地域活動等において、障害のある人と地域の人が触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。

【基本的な施策 7-b】

(2) 権利擁護の推進

市民一人ひとりが、何が権利の侵害に当たるのかを十分理解し、日常生活の中で、人権を尊重した態度や行動を実践する姿勢を育むことができるよう、各種の施策を推進します。

人権施策の推進

ア 人権文化のまちづくりをキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の三つを基本理念とした北九州市人権行政指針に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組みます。

イ 障害者差別禁止法（仮称）の動向を見ながら、「何が差別にあたるのか」「何が権利侵害にあたるのか」等について、障害者自立支援協議会の権利擁護部会において当事者や関係団体等との意見交換を行います。

福祉サービス提供事業者の人権侵害の防止

障害のある人が、安心して福祉サービスを利用できるよう、関係者への人権に関する研修を充実させるとともに、監査体制の充実など、関係機関と連携しながら適切な対応を行います。

権利擁護の推進

- ア 障害のある人や高齢者の財産管理など法律に関わる問題を扱う高齢者・障害者あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士会の協力による支援を推進します。
- イ 日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助など、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業を通じ、利用者の判断能力が衰えた場合に、成年後見制度への橋渡しが円滑に行われるように努めます。

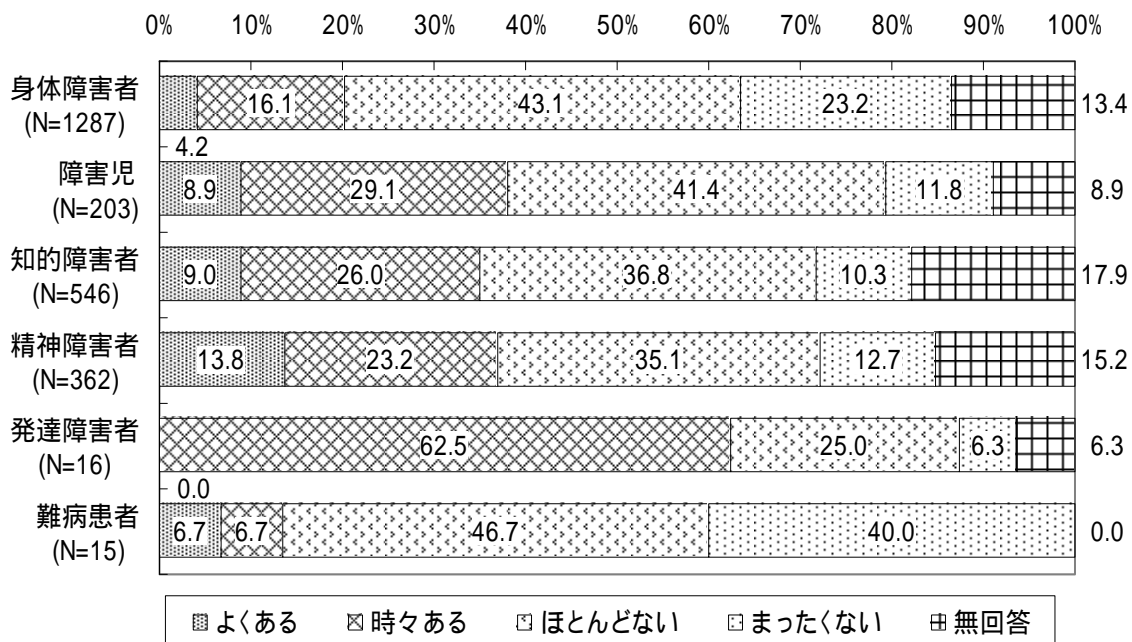
成年後見制度の利用促進及び普及啓発

- ア 成年後見制度の利用が困難な障害のある人などについては、市長が代わって審判の申し立てを行います。また、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。
- イ 北九州成年後見センターと連携・協働し、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。

障害者虐待防止の体制整備

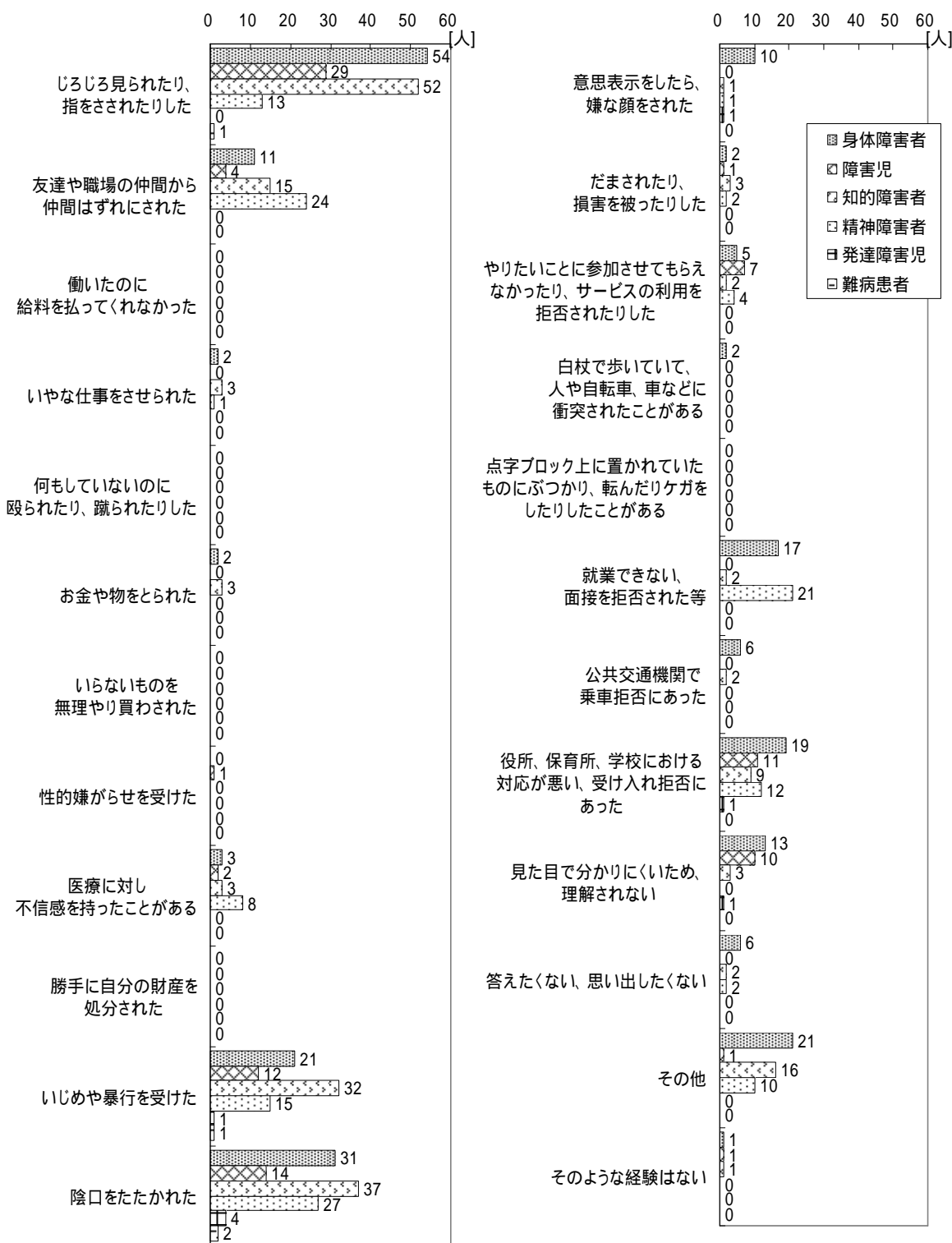
障害者虐待の予防及び早期発見等を行うため、障害者虐待防止法の概要（趣旨、虐待の定義、虐待発見者の通報義務、通報後の対応等）について、市民、障害者団体、関係施設、企業等への啓発活動に積極的に取り組むとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。

7 - 1 【障害者差別や人権侵害の経験】



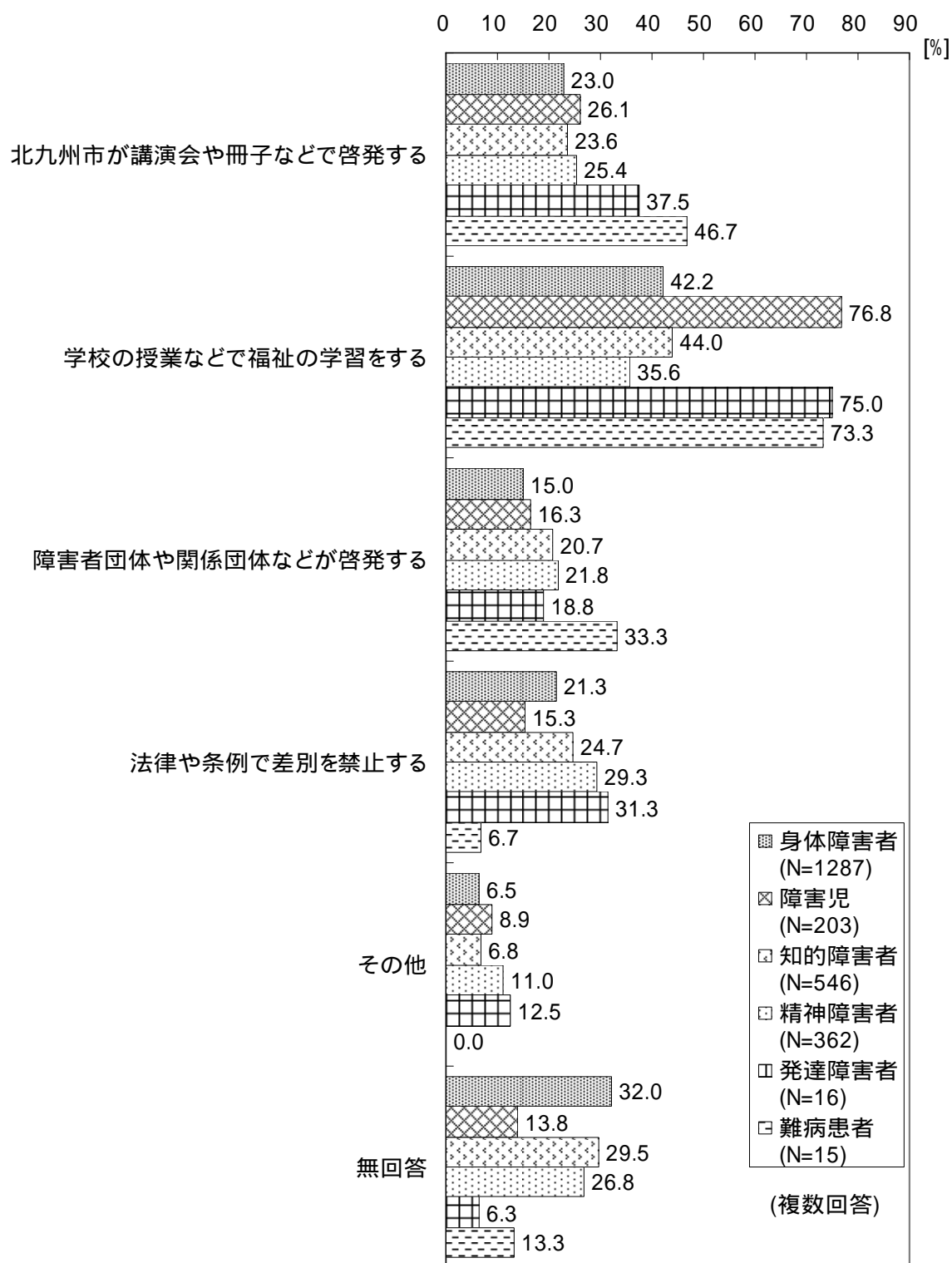
出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

7 - 1 【障害者差別や人権侵害の内容】



出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

7 - 1 【障害者差別の防止策】



出典：平成23年度北九州市障害児・者等実態調査

【7-b】 権利擁護の推進

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
137		北九州市精神医療審査会	精神医療審査会において、医療保護入院の届出、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告ならびに精神科病院に入院中の人、またはその保護者等から行われた退院請求または処遇改善請求に関する審査を行います。	保健福祉局 精神保健福祉センター
10	再掲	北九州市障害者自立支援協議会の運営	地域の関係機関によるネットワークの構築や解決が困難な事例への対応のあり方等に関して、行政と民間が協議や連携を進めるための場である「北九州市障害者自立支援協議会」の運営を行います。 【自立支援協議会運営事業実施ヶ所数】 22年度:1ヶ所 24年度:1ヶ所 25年度:1ヶ所 26年度:1ヶ所	保健福祉局 障害福祉課
138		法律相談及び成年後見制度利用支援事業	様々な法律上の問題を総合的に対応するため、障害者及びその家族を対象に、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、区役所において無料の法律相談を実施します。 また、成年後見制度を利用することにより、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。 高齢者・障害者あんしん法律相談事業 成年後見制度利用支援事業 【成年後見制度利用支援件数】 22年度:5件 24年度:9件 25年度:10件 26年度:11件	保健福祉局 障害福祉課
139		地域福祉権利擁護事業	判断能力が衰えてきた高齢者や障害のある人等に対し、支援員が福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービス等を提供します。 【契約者数】 22年度:118人 24年度:170人 26年度:209人	保健福祉局 障害福祉課
140		市民後見促進事業	第三者後見人の不足に備え、親族に後見人を期待できない一人暮らしの高齢者や障害のある人などが成年後見制度を利用できるように、社会貢献型「市民後見人」を養成します。 また、養成した市民後見人を「権利擁護・市民後見センター(らいと)」に登録することにより、法人後見業務を提供します。	保健福祉局 高齢者支援課

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
8	再掲	ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える障害のある人が、仲間の立場から日常的に相談を受けることにより、精神的なサポート等を行います。	保健福祉局 障害福祉課
141		【新規】障害者虐待防止の体制整備の推進	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月24日に公布され、平成24年10月から施行されます。 この法律の円滑な施行を図るため、障害者虐待防止の体制整備を図ります。	保健福祉局 障害福祉課

< 施策の方向性 8 > 社会参加の促進

【障害者支援計画（平成18年度～23年度）の主な実績】

障害のある人の社会参加の促進のため、外出時にヘルパーを派遣する移動支援事業について、利用要件の緩和や周知を進めた結果、見込みを大幅に上回る利用がありました（平成22年度見込み：54,550時間/年 実績：87,236時間/年）。

障害者スポーツ大会や各種スポーツ教室等の開催、障害者スポーツサークルによる大会の開催や選手派遣への助成など、障害者スポーツの振興に向けた取り組みを行いました。

施設が老朽化し、障害のある人の多様なスポーツニーズに対応できていなかった旧・障害者スポーツセンターに代わり、屋内プールやトレーニング室等を備え、障害のある人をはじめ、すべての市民が安心して利用できる、新たな障害者スポーツセンターを小倉北区三郎丸に整備しました。

障害者福祉会館において、障害のある人のニーズに応じた生活関連や趣味などの講座を開催するとともに、美術や音楽関係のサークルに対し、練習など活動の場を提供したほか、障害のある人が制作した美術作品の展示やステージイベントを行う障害者芸術祭を開催するなど、障害のある人の芸術・文化活動の推進を図りました。

障害のある人が安心して外出できるよう、内部障害のあることを表示するハート・プラスマークについて、本人へのカードの配布や公共交通機関への掲示を行うとともに、身障者用駐車区画の適正な利用を推進するため、福岡県が実施するパーキングパーミット制度（ふくおか・まごころ駐車場事業）に積極的に協力し、制度の普及を図りました。

【現状と課題 8-1】

活動の場の確保

障害のある人に対し、様々な学習の機会やスポーツ、レクリエーション、芸術・文化・余暇活動等外出の機会を提供することは、活力ある豊かな生活を支えるうえで欠かせないものです。

障害があるがゆえに自己表現が困難な人にとって、芸術・文化活動等は自己を表現・実現する取り組みとして重要です。

障害者スポーツは、障害のある人の社会参加の促進や余暇活動、市民の障害のある人に対する理解の促進など様々な意義を持つことから、親しむ人は増えており、そのニーズは健康づくりから競技能力の向上まで、幅広く多様なものになっています。

障害者スポーツの種類増加、ニーズの多様化などに対応するため、支援するボランティアの専門知識や技術の取得を支援し、資質を充実させる必要性が高まっています。

ボランティアの活動は、福祉、教育、環境及び人権擁護など多岐に渡っており、社会を支える重要な存在となっています。

特に、障害のある人にとっては、社会参加を促進する上で、欠くことのできない重要な役割を担っていますが、ボランティア団体や保護者のグループの多くは活動を特定の人に依存しており、また、他の団体とのつながりが希薄といった課題を抱えています。

実態調査によると、参加している社会活動としては、障害の種類に関わらず「買い物」が最も多く、次いで「ドライブや旅行」「映画やコンサート、演劇などの鑑賞」の割合が高くなっています。

また、「特に何もしていない」と回答した人の割合は20～30%程度です。

今後参加したい社会活動としては「買い物」「ドライブや旅行」「映画やコンサート・演劇などの鑑賞」が上位になっています。

実態調査によると、今後してみたいスポーツとしては、いずれの障害でも「水泳」が最も多く、身体障害や精神障害のある人では「スポーツジムなどの利用」、知的障害のある人では「ボウリング」の割合も高くなっています。

障害のある人を支援する施設や事業所等の職員に対する聴き取り調査によると、支援している人の95%がボランティア活動への参加経験があり、その活動内容は「イベントや行事でのお手伝い」の割合が84.2%と最も高くなっています。



【今後の方向性】

障害のある人の外出する機会が増えるよう、ハード、ソフトの両面から支援を行い、社会参加に対する制限の解消に努めます。

障害のある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、自分の興味やライフスタイルに応じて、スポーツ、レクリエーション、芸術・文化・余暇活動、生涯学習などを行える環境を整備していくため、関係者間で検討を行っていきます。

障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、ボランティア団体のネットワークづくりなど、身近な地域での活動を支援する体制について検討します。

【現状と課題 8-2】

コミュニケーション手段の確保

日常生活においてコミュニケーションの確保にハンディキャップがある人、特に視覚や聴覚に障害のある人の中には、その障害特性のため、社会参加や自立促進が難しい人がいます。

技術革新と情報化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化など、社会環境は急激に変化していますが、障害のある人が利用しやすい施設や教材などの環境整備は十分ではありません。



【今後の方向性】

社会の高度情報化が進展する中で、障害のある人もその利便性を十分享受できるよう、各種情報提供手段の充実に努め、障害の態様・程度に応じて、豊かな情報を迅速に提供できる体制を整備していきます。

障害があっても提供される情報を的確に収集できるよう、支援の充実に努めるとともに、一般市民に障害や障害特性の理解を広め、障害の有無にかかわらず情報を共有し合える環境を整備していきます。

【基本的な施策 8-a】

(1) 外出支援の充実

ハード面だけでなくソフト面からも、障害のある人の外出を支援します。

移動手段の確保

ア 公共交通機関の利用が困難な人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成やリフトバス運行事業を引き続き行います。

また、非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人等が提供している移送サービス（福祉有償運送）を引き続き行います。

イ 精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の実現に向けて、引き続き国や交通事業者等への働きかけを続けます。

移動支援の充実

障害者自立支援法で、介護給付としての重度訪問介護や行動援護、地域生活支援事業として移動支援事業などが位置付けられており、平成23年度には、介護給付に重度視覚障害のある人を対象とする同行援護が新設されました。

今後とも、障害のある人の外出に必要なサービスについては、適切な対応に努めます。

身体障害者補助犬の普及と啓発

市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や、理解を深める取り組みを推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。

身障者用駐車区画の適正な利用の推進

本市におけるモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである身体障害者用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、福岡県におけるパーキングパーミット制度の市民への着実な普及・浸透を図ります。

【基本的な施策 8-b】

(2) スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等の推進

障害の有無に関わらず、誰もが豊かで潤いのある暮らしができるように、身近な地域で気軽にスポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等を楽しめる環境整備を行います。

レクリエーション、芸術・文化・余暇活動の推進

ア 障害者福祉会館などで開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体などと連携しながら、芸術・文化活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。

イ 障害者団体等が実施しているレクリエーション・余暇活動などを支援するとともに、余暇活動を支援するボランティア団体の人材育成やネットワーク構築などを促進します。

障害者スポーツの振興

ア 障害者スポーツは、リハビリテーションの手段としてはもとより、健康を増進し、社会参加意欲を高め、さらには、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるものとして普及が図られ、大きな成果を上げてきましたが、今後も障害者スポーツへの様々なニーズに対応できるよう取り組みを推進します。

イ 障害のある人が一般のスポーツ施設を気軽に利用できるよう環境整備に努めます。

ウ 新たな障害者スポーツセンターを、障害のある人のスポーツや芸術文化活動の拠点として利用できる施設にします。

エ 障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず、一緒に競技することのできる北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」のさらなる普及・振興を図ります。

オ 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会を引き続き開催するとともに、障害者団体が行っている国際協力の取り組みについて周知し、障害の理解や国際交流を促進します。

【基本的な施策 8-c】

(3) 障害のある人の当事者活動、ボランティア活動の促進

障害のある人の当事者活動は、その生活を向上させるだけでなく、権利を守る上でも重要であるため、ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。

また、ボランティア活動に対する支援や人材育成が行えるよう環境整備に努めます。

当事者活動の促進

障害のある人やその家族によるピアカウンセリングや、セルフヘルプ活動等の当事者活動は、同じ悩みを持つ人たちが集まり助け合うことで、孤独感を癒し、自信を取り戻し、障害を受け入れられるようになるなど、重要な役割を果たしています。

このため、今後とも情報の収集や提供など、当事者活動への各種支援の充実に取り組めます。

ボランティア活動に対する支援

ア 手話奉仕員や朗読奉仕員などの養成講座を継続して開催するとともに、修了した人に対しては、ボランティア活動につながるきっかけづくりを行います。

イ ボランティア活動をする側とボランティアを依頼する側とをコーディネートする体制の強化を図り、障害のある人たちの障害特性やニーズに応えられるよう努めます。

【基本的な施策 8-d】

(4) 情報提供とコミュニケーション支援の充実

コミュニケーション支援が必要な障害のある人への支援

ア コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供などのため、視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、ビデオライブラリー）の充実に図るとともに、要約筆記者、手話通訳者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーなどの派遣・養成事業を引き続き実施します。

イ 視覚障害等のある人の情報環境を改善するため、居宅における代読・代筆支援の充実に図るとともに、市が視覚障害のある人に対して発行する特に重要な公文書等について、音声情報などを入手しやすくする取り組みを進めます。

ウ 講演会や講座において、補聴器の聴こえをよくする磁器ループの使用を推進することにより、聴覚に障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の行事への参加を促進し、聴こえづらさによる社会参加への不安・抑制の軽減を図ります。

エ 意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する支援員を派遣する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の一層の利用促進に努めます。

IT等の活用

障害の状態などによっては、情報収集が困難な場合があり、このような状況を改善するためには、ITの活用が有効であるため、障害のある人が必要な情報を容易に入手できるよう、障害福祉情報センター（ウェブサイト等）の充実を図るなど、ITの活用に努めます。

8 - 1 【今後参加したい社会活動】

身体障害者のしたいことトップ3

1位	ドライブや旅行	26.6%
2位	買い物	26.6%
3位	映画やコンサート・演劇などの鑑賞	25.0%

障害児のしたいことトップ3

1位	ドライブや旅行	37.4%
2位	買い物	33.5%
3位	映画やコンサート・演劇などの鑑賞	30.0%

知的障害者のしたいことトップ3

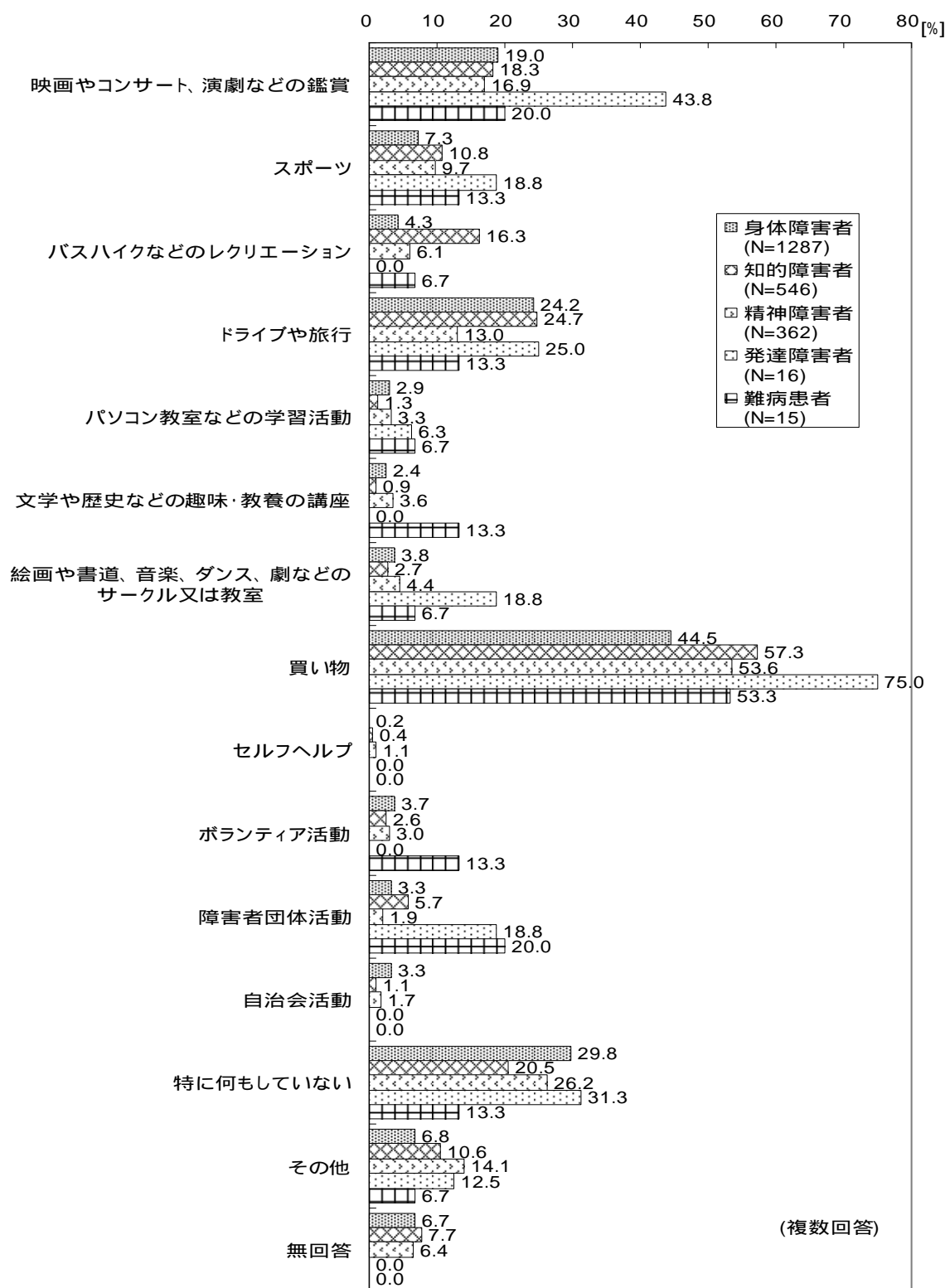
1位	買い物	42.5%
2位	ドライブや旅行	33.0%
3位	映画やコンサート・演劇などの鑑賞	26.0%

精神障害者のしたいことトップ3

1位	買い物	35.4%
2位	ドライブや旅行	31.5%
3位	映画やコンサート・演劇などの鑑賞	30.9%

出典：平成23年度北九州市障害児・者等実態調査

8 - 1 【参加している社会活動】



出典：平成 23 年度北九州市障害児・者等実態調査

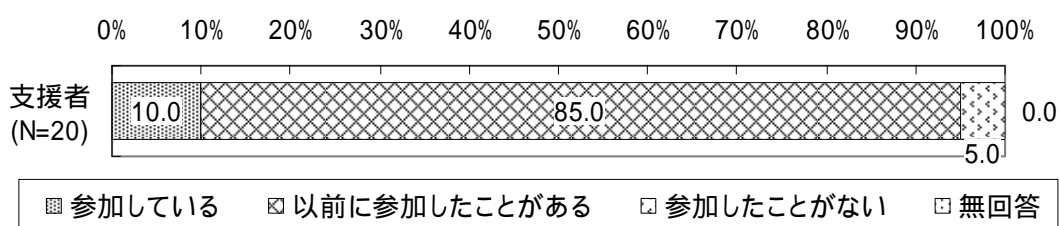
8 - 1 【今後してみたいスポーツ】

今後してみたいスポーツの中で10%を超える種目は以下のとおり。

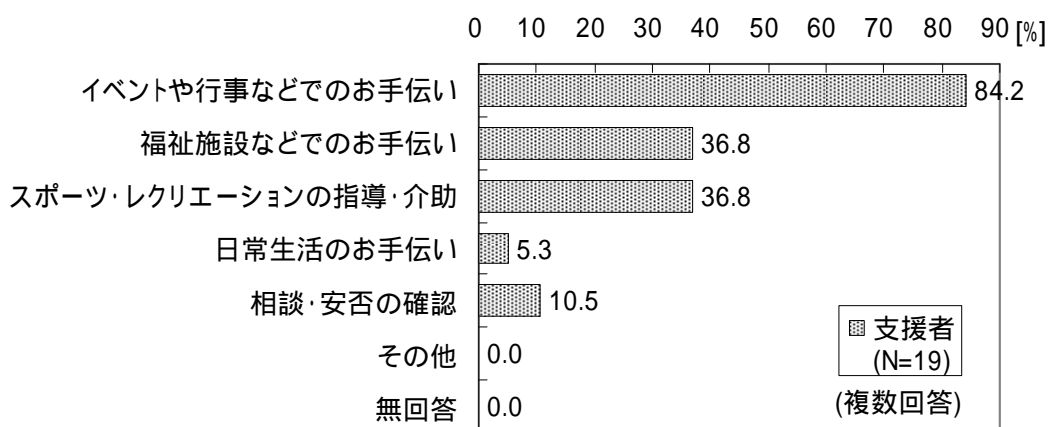
身体障害者	「水泳」(11.7%)、「スポーツジムなどの利用」(11.0%)
知的障害者	「水泳」(12.3%)、「ボーリング」(15.0%)
障害児	「水泳」(30.5%)、「ふうせんバレーボール」(11.8%) 「ボーリング」(14.8%)
精神障害者	「水泳」(12.2%)、「スポーツジムなどの利用」(12.7%) 「ボーリング」(10.8%)

出典：平成23年度北九州市障害児・者等実態調査

8 - 1 【サービス支援者のボランティア活動の参加状況】



【参加経験のあるボランティア活動の内容】



出典：平成23年度北九州市障害者等聴き取り調査（サービス支援者への調査結果）

【8-a】 外出支援の充実

事業番号	本掲再掲	事業名	事業内容	所管課
142		リフトバス運行事業	障害のある人の活動・外出を支援し、社会参加を促進するため、概ね10人以上の障害のある人のグループが行う研修やレクリエーション等の活動に対し、リフトバスの運行を行います。	保健福祉局 障害福祉課
143		福祉有償運送運営協議会	北九州市福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送の実施を希望する特定非営利法人等がその事業を行うことの必要性等についての協議や登録団体の事業運営状況報告などを行います。	保健福祉局 いのちをつなぐネットワーク 推進課
144		【拡充】身体障害者用自動車改造費助成事業	<p>上肢、下肢又は体幹機能に障害のある人で、就業等のため自ら所有する自動車の一部を改造する必要がある場合に、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費を助成します。 (対象:身体障害者手帳1、2級の人 助成上限額:10万円)</p> <p>【自動車改造助成件数】 22年度:19件 24年度:28件 25年度:31件 26年度:34件</p>	保健福祉局 障害福祉課
145		障害者自動車運転免許取得助成事業	<p>満18歳以上の身体障害者手帳(4級以上)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人を対象に、自動車教習所で教習に要した経費の2/3(上限10万円)を助成します。</p> <p>【自動車運転免許取得件数】 22年度:22件 24年度:21件 25年度:21件 26年度:21件</p>	保健福祉局 障害福祉課
146		移動支援事業	<p>屋外での移動に困難がある重度障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。</p> <p>【移動支援事業利用時間数】 22年度:87,236時間/年 24年度:86,290時間/年 25年度:97,975時間/年 26年度:111,324時間/年</p>	保健福祉局 障害福祉課

事業番号	本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
82	再掲	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	市内に住所を有し、かつ、市民税非課税世帯で、身体障害者手帳が1級または2級の人(視覚障害、内部機能障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害)、療育手帳がAの人、精神障害者保健福祉手帳が1級の人(ただし、いずれも施設入所者は除く)に対し、タクシーの初乗運賃相当額を月4回(年間48回)まで助成します。	保健福祉局 障害福祉課
57	再掲	【拡充】ホームヘルプサービス事業	日常生活に支障のある障害者・児の家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、外出支援等のサービスを提供します。 【ホームヘルプサービス利用時間】 22年度:30,573時間/月 24年度:36,863時間/月 25年度:38,957時間/月 26年度:41,051時間/月 【ホームヘルプサービス利用人数】 22年度:1,171人 24年度:1,474人 25年度:1,560人 26年度:1,645人	保健福祉局 障害福祉課
147		補助犬啓発事業	補助犬に対する理解を促進するため、啓発に努めます。 身体障害者補助犬法の規定により、補助犬使用者又は受け入れ側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行います。 また、市内での新たな補助犬の貸与などに対し支援を行います。	保健福祉局 障害福祉課
148		【新規】ふくおか・まごころ駐車場推進事業	福岡県のパーキングパーミット制度である「ふくおか・まごころ駐車場」制度について、本市における円滑な推進を図るため、各区役所において交付申請を受け付けるとともに、市の広報誌への掲載等により制度の周知・啓発を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
149		福祉優待乗車証の発行	身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれかを持つ北九州市民に対して、北九州市営バスの運賃が無料となる福祉優待乗車証を発行します。	交通局 総務経営課

第四章

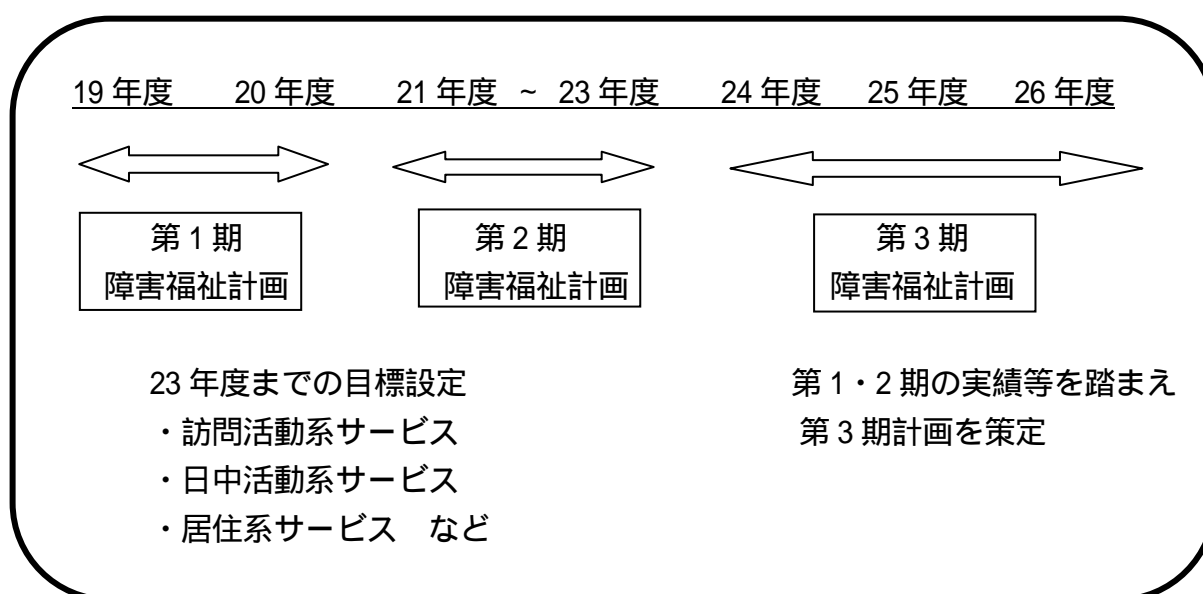
第3期北九州市障害福祉計画

1 策定の経緯

第3期北九州市障害福祉計画は、障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、これまでの実績や本市の実情等を踏まえながら、国の定める基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）に従って、平成26年度を目標に、障害福祉サービス、相談支援、並びに地域生活支援事業についてのサービスの見込み量を設定するとともに、サービスの提供体制や目標を実現するための取り組みを定めています。

2 計画期間

平成24年度から平成26年度の3年間です。



3 平成26年度の数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活移行についての数値目標

目標値

平成17年10月1日時点の入所者数 (A)	1,620人	平成17年10月1日時点の施設入所者数
目標年度施設入所者数 (B)	1,472人	平成26年度末時点の利用人員
施設入所者数の減少目標値 (A) - (B)	148人	平成17年10月1日時点の施設入所者の9.1%
(A)のうち地域生活に移行する者の目標値	330人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した人の数

目標値の推計

国の基本指針を参考に、本市の施設入所者の実態等を考慮し、数値目標を設定しました。

< 国基本方針 >

- ・平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績や実情を踏まえて設定。
- ・平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

目標を達成するための取り組み

グループホーム・ケアホームを開設する際の備品購入費等の助成事業を継続して実施するとともに、他事業との連携により、施設入所者の削減・地域生活への移行を促進します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

目標値

平成17年度の一般就労移行者数	12人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標年度の一般就労移行者数	48人	平成26年度において施設を退所し、一般就労した人の数

目標値の推計

国の指針を参考に、本市における就労支援体制の状況等を考慮して、数値目標を設定しました。

< 国基本方針 >

・平成26年度において、一般就労に移行する福祉施設利用者を、平成17年度の実績の4倍以上とすることが望ましい。

目標を達成するための取り組み

就労移行支援事業等を通じ、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

「北九州障害者しごとサポートセンター」を中心に、今後とも就労移行支援事業所等の就労支援担当者を対象とした懇談会を開催していきます。

また、事業所等の利用者を対象に、就職に向けての取り組みに関するセミナーや就労現場の見学会を実施するなど、一般就労に向けた取り組みを行っていきます。

4 障害福祉サービスの見込み量

これまでの実績、及び今後の見込み量や施設等から地域生活への移行見込み等を参考に、第3期計画におけるサービスの見込み量を設定しています。

(1) 訪問系サービスの見込み量

サービス見込み量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	36,863 時間	38,957 時間	41,051 時間
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			
利用人数	1,474人	1,560人	1,645人

各年度の月平均利用時間数（時間分/月）

サービスの利用実績及び今後のサービス利用の増加を想定し、見込み量を設定しています。

見込み量確保のための方策

サービス利用者のニーズを把握し、必要なサービス提供体制を確保できるよう、サービス提供事業者への働きかけや助言等を行います。

(2) 日中活動の場の見込み量

サービス見込み量

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	2,520人	2,545人	2,570人
自立訓練(機能訓練)	15人	15人	15人
自立訓練(生活訓練)	205人	210人	215人
就労移行支援	260人	270人	280人
就労継続支援(A型)	380人	390人	400人
就労継続支援(B型)	1,250人	1,270人	1,290人
療養介護	28人	70人	70人
短期入所	274人	296人	318人

各年度の利用人数（人分/月）

サービスの利用実績及び特別支援学校卒業生数の今後の見通し等を勘案して、見込み量を設定しています。

見込み量確保のための方策

サービス利用者のニーズを把握し、必要なサービス提供体制を確保できるよう、サービス提供事業者への働きかけや助言等を行います。

(3) 居住系サービスの見込み量

サービス見込み量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護 (ケアホーム)	710人	760人	810人
共同生活援助 (グループホーム)			
施設入所支援	1,485人	1,478人	1,472人

各年度の利用人数(人分/月)

サービスの利用実績、地域生活移行者の見込み等を勘案し、見込み量を設定しています。

見込み量確保のための方策

グループホーム・ケアホームを開設する際の備品購入費等の助成を行い、設置を促進します。

地域生活移行を図るため、グループホーム・ケアホーム等の整備を促進します。

(4) 相談支援

サービス見込み量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	5,514人	5,626人	5,742人
地域移行支援	4人	5人	6人
地域定着支援	6人	18人	30人

計画相談支援の見込み量は障害福祉サービス利用者すべてを計上

見込み量確保のための方策

計画相談支援については、国が今後3年間で段階的に拡大する対象者の計画作成ができるような体制作りに努めます。また、地域移行支援、地域定着支援については、事業の周知を行い見込み量の確保に努めます。

5 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業の見込み量についても、これまでの実績と今後の見込み等を踏まえ、第3期計画の見込み量を設定しています。

(1) 相談支援事業

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
障害児等療育支援事業	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所
成年後見制度利用支援	9件	10件	11件
発達障害者支援センター	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所

《見込み量確保のための方策》

平成24年度に設置する基幹相談支援センターを中核として、各種相談機関との連携・協働により、適切な支援を行う仕組みを構築します。

(2) コミュニケーション支援事業

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業	3,256回/年	3,256回/年	3,256回/年
要約筆記者派遣事業	361回/年	361回/年	361回/年

《見込み量確保のための方策》

本市のホームページ等により事業の周知を行います。

(3) 日常生活用具給付等事業

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具給付等事業	11,331件/年	11,558件/年	11,790件/年

《見込み量確保のための方策》

利用者のニーズを把握し、必要な対象種目の見直し等を行いながら実施します。

(4) 移動支援事業

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	86,290時間/ 年	97,975時間/ 年	111,324時間 /年

《見込み量確保のための方策》

本市のホームページ等により事業の周知を図るとともに、サービス事業者等に事業参入を促します。

(5) 地域活動支援センター

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動 支援センター	6ヶ所	7ヶ所	8ヶ所

《見込み量確保のための方策》

小規模共同作業所の運営状況を把握しながら、地域活動支援センターへの移行を支援します。

(6) 日中一時支援事業

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日帰りショート分	176人/月	179人/月	182人/月
放課後対策分	330人/日	330人/日	330人/日

《見込み量確保のための方策》

利用者の拡大等を踏まえ、受け入れ先の事業所の確保に努めます。

(7) 福祉ホーム事業

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉ホーム	22人	22人	22人

《見込み量確保のための方策》

現行水準で、今後も継続して実施します。

(8) 社会参加の促進 (奉仕員等の養成)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
点訳奉仕員	16人/年	16人/年	16人/年
朗読奉仕員	16人/年	16人/年	16人/年
手話奉仕員	91人/年	91人/年	91人/年
要約筆記奉仕員	17人/年	17人/年	17人/年
パソコンサポーター	33人/年	33人/年	33人/年

《見込み量確保のための方策》

本市のホームページ等により事業の周知を行うとともに、養成後の活動の場を充実します。

(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自動車運転免許取得	21件	21件	21件
自動車改造助成	28件	31件	34件

《見込み量確保のための方策》

本市のホームページ等により事業の周知を図ります。

(10) 障害者スポーツの推進

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
北九州市障害者スポーツ大会 (参加者数)	578人/年	607人/年	638人/年
障害者スポーツ教室 (実施ヶ所数)	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所

《見込み量確保のための方策》

市政だよりやホームページなどで大会への参加を呼びかけ、参加者の増加を図ります。また、障害者スポーツ教室については、ニーズの把握に努め、多くの障害のある人が参加できるよう教室の増加に努めます。

資料

1 北九州市障害者支援計画策定委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	所属及び役職
井田 能成	社団法人北九州市医師会 理事
市川 隆彦	北九州商工会議所 金融・雇用支援課長
系長 加寿代	北九州あゆみの会 幹事
伊野 和子	北九州市自閉症協会 事務局長
梅本 千鶴	北九州市特別支援学校PTA連合会 会長
江上 義盛	北九州精神障害者福祉会連合会 理事長
大関 敏之	福岡障害者職業センター北九州支所 支所長
大曲 千代子	北九州LD親の会“すばる”会員(全国LD親の会理事)
岡田 孝志	北九州市障害者施設協議会 会長
門田 光司	福岡県立大学 教授
國家 綾子	北九州市手をつなぐ育成会 副会長
桑園 英俊	北九州小規模連 事務局長
古賀 由美子	北九州市障害福祉ボランティア協会 常務理事 (北九州市障害福祉団体連絡協議会 事務局長)
小柳 千恵子	北九州市自閉症児者の未来を考える会 役員
酒井 一栄	北九州市立総合療育センター 指導科長
志井田 太一	福岡県作業療法協会 会長
末安 良光	北九州精神障害者家族会連合会 会長
杉原 好則	西南女学院大学 教授
杉本 真奈美	北九州市社会福祉協議会権利擁護・市民後見センター次長
高崎 陽子	北九州市障害者地域生活支援センター 副センター長 (北九州市障害者自立支援協議会 事務局)
竹田 英樹	北九州市身体障害者福祉協会 常務理事
田中 雄平	自立生活センターぶるーむ 代表
錦織 孔二郎	北九州市障害者スポーツ協会 事務局長
林 芳江	北九州自立生活センター 代表
原田 美紀	福岡県弁護士会北九州支部 弁護士
比舗 進	北九州障害者しごとサポートセンター 所長
水江 富美子	北九州市障害児施設連盟(北九州市立小池学園 指導監)
山根 正夫	西南女学院大学 教授
山田 貴代加	福岡県難病団体連絡会北九州支部 幹事
米島 健二	ウェンディ 幹事

(1) 支援体制整備部会

【検討事項】生涯を通じ一貫した支援体制の構築

< 施策の方向性： 1 > 相談システムの構築

(1) 基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立

(2) サービス利用計画の適切な実施

< 施策の方向性： 2 > 早期発見・療育体制の整備

(1) 医療機関、障害児施設、保育所等の連携による支援

(2) 福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

< 施策の方向性： 3 > 充実した福祉サービスの提供

(1) 障害福祉サービスの提供等 (2) 施設から在宅への仕組みづくり

(3) 地域の住まいの整備 (4) 専門的な保健、医療による支援

(5) 精神障害のある人への地域

(5 0 音順・敬称略)

氏 名	役 職 名
井田 能成	社団法人北九州市医師会 理事
系長 加寿代	北九州あゆみの会 幹事
伊野 和子	北九州市自閉症協会 事務局長
梅本 千鶴	北九州市特別支援学校 P T A 連合会 会長
江上 義盛	北九州精神障害者福祉会連合会 理事長
大曲 千代子	北九州 L D 親の会 “ すばる ” 会員 (全国 L D 親の会理事)
酒井 一栄	北九州市立総合療育センター 指導科長
未安 良光	北九州精神障害者家族会連合会 会長
高崎 陽子	北九州市障害者地域生活支援センター 副センター長 (北九州市障害者自立支援協議会 事務局)
原田 美紀	福岡県弁護士会北九州支部 弁護士
山田 貴代加	福岡県難病団体連絡会北九州支部 幹事
山根 正夫	西南女学院大学 教授

(2) 都市基盤・自立生活支援部会

【検討事項】地域で自立して生活できる基盤整備

< 施策の方向性：5 > 自立生活のための地域基盤整備

(1) バリアフリーのまちづくり

(2) 防災対策の推進

< 施策の方向性：6 > 雇用・就業機会の確保と拡大

(1) 雇用促進による就労支援等

(50音順・敬称略)

氏名	役職名
市川 隆彦	北九州商工会議所 金融・雇用支援課長
大関 敏之	福岡障害者職業センター北九州支所 支所長
桑園 英俊	北九州小規模連 事務局長
小柳 千恵子	北九州市自閉症児者の未来を考える会 役員
杉原 好則	西南女学院大学 教授
林 芳江	北九州自立生活センター 代表
比舗 進	北九州障害者しごとサポートセンター 所長
米島 健二	ウェンディ 幹事

(3) 人権・社会参加部会

【検討事項】人権の尊重・社会参加の促進

< 施策の方向性：7 > 障害のある人の人権の尊重と保障

(1) 市民啓発の推進 (2) 権利擁護の推進

< 施策の方向性：8 > 社会参加の促進

(1) 外出支援の充実 (2) スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等の推進

(3) 障害のある人の当事活動、ボランティア活動の支援

(4) 情報提供とコミュニケーション支援の充実

(50音順・敬称略)

氏名	役職名
岡田 孝志	北九州市障害者施設協議会 会長
門田 光司	福岡県立大学 教授
國家 綾子	北九州市手をつなぐ育成会 副会長
古賀 由美子	北九州市障害福祉ボランティア協会 常務理事 (北九州市障害福祉団体連絡協議会 事務局長)
志井田 太一	福岡県作業療法協会 会長
杉本 真奈美	北九州市社会福祉協議会権利擁護・市民後見センター次長
竹田 英樹	北九州市身体障害者福祉協会 常務理事
田中 雄平	自立生活センターぶるーむ 代表
錦織 孔二郎	北九州市障害者スポーツ協会 事務局長
水江 富美子	北九州市障害児施設連盟 (北九州市立小池学園 指導監)

2 北九州市障害者支援計画策定委員会会議等の検討結果

第1回北九州市障害者支援計画フォローアップ委員会 <平成23年4月8日>

委員長の選出について

(次期)北九州市障害者支援計画策定委員会の設置について

平成23年度北九州市障害児・者実態調査について

第1回北九州市障害者施策推進協議会 <平成23年4月22日>

北九州市障害者支援計画策定委員会の設置について

平成23年度北九州市障害児・者実態調査について

第1回策定委員会 <平成23年5月24日>

正副委員長の選出

北九州市障害者支援計画について

(次期)北九州市障害者支援計画について

報告：障害福祉施策についての国の動向について

第2回策定委員会で審議 <平成23年7月27日>

各作業部会の構成について

(次期)北九州市障害者支援計画の基本理念及び基本目標について

(次期)北九州市障害者支援計画の施策の方向性について

講演：「障害者制度改革について」

第2回北九州市障害者支援計画フォローアップ委員会 <平成23年8月16日>

北九州市障害者支援計画実施計画の進捗状況について

新・障害者スポーツセンターの視察 <平成23年8月23日>

新・障害者スポーツセンターの現地視察

第1回人権・社会参加部会(第3部会) <平成23年8月29日>

【基本目標：人権の尊重・社会参加の促進】

(次期)北九州市障害者支援計画の基本的な施策について

第1回都市基盤・自立生活支援部会（第2部会） <平成23年8月31日>

【基本目標：地域で自立して生活できる基盤整備】

（次期）北九州市障害者支援計画の基本的な施策について
「北九州市福祉まちづくりネットワーク」からの事例報告
地域防災計画の概要説明
災害時要援護者避難支援制度の概要説明

第1回支援体制整備部会（第1部会） <平成23年9月1日>

【基本目標：生涯を通じ一貫した支援体制の構築】

（次期）北九州市障害者支援計画の基本的な施策について

第2回人権・社会参加部会（第3部会） <平成23年10月28日>

【基本目標：人権の尊重・社会参加の促進】

（次期）北九州市障害者支援計画の事業について
報告：「北九州市障害者支援計画実施計画」の総括について
報告：平成23年度北九州市障害児・者等実態調査について
報告：「（次期）北九州市障害者支援計画」策定にかかる今後のスケジュールについて

第2回支援体制整備部会（第1部会） <平成23年10月31日>

【基本目標：生涯を通じ一貫した支援体制の構築】

（次期）北九州市障害者支援計画の事業について
報告：「北九州市障害者支援計画実施計画」の総括について
報告：平成23年度北九州市障害児・者等実態調査について
報告：「（次期）北九州市障害者支援計画」策定にかかる今後のスケジュールについて

第2回都市基盤・自立生活支援部会（第2部会） <平成23年11月1日>

【基本目標：地域で自立して生活できる基盤整備】

（次期）北九州市障害者支援計画の事業について
報告：「北九州市障害者支援計画実施計画」の総括について
報告：平成23年度北九州市障害児・者等実態調査について
報告：「（次期）北九州市障害者支援計画」策定にかかる今後のスケジュールについて

第3回支援体制整備部会（第1部会） <平成23年11月15日>

【基本目標：生涯を通じ一貫した支援体制の構築】

「(仮称)北九州市障害者支援計画」(素案)について

第3回人権・社会参加部会（第3部会） <平成23年11月18日>

【基本目標：人権の尊重・社会参加の促進】

「(仮称)北九州市障害者支援計画」(素案)について

第3回都市基盤・自立生活支援部会（第2部会） <平成23年11月18日>

【基本目標：地域で自立して生活できる基盤整備】

「(仮称)北九州市障害者支援計画」(素案)について

第3回策定委員会 <平成23年12月5日>

「(仮称)北九州市障害者支援計画」(素案)について

パブリックコメント <平成23年12月22日～平成24年1月23日>

「(仮称)北九州市障害者支援計画」(素案)に対する意見募集

第4回策定委員会 <平成24年1月30日>

「北九州市障害者支援計画」(平成24年度～29年度)最終案について

第2回北九州市障害者施策推進協議会 <平成24年2月3日>

「北九州市障害者支援計画」(平成24年度～29年度)最終案について

3 用語解説

あ

アスペルガー症候群 発達障害を参照

何らかの脳の機能障害に由来し、対人関係の障害や限定された反復的な興味、行動、活動などが診断の基準とされ、今日では自閉症スペクトラムという大きな連続体の一群ととらえられている。言葉や知的機能の遅れはないとされているが、実際には幼児期に言葉の遅れや、コミュニケーションの苦手さを持っている人も多い。

い

一般就労 福祉的就労を参照

民間企業等で、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係に基づき働くこと。

インクルーシブ教育

1994年ユネスコのサラマンカ声明では、さまざまな理由で学校教育へのアクセスから『排除』されている子どもたちを「特別なニーズのあるこども」とし、そのような子どもを包摂（包み込む）する教育をいう。

障害者の権利に関する条約では、「「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的な参加するとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要」とされている。

また、わが国では、教育分野のみならず、障害者基本法の目的の中で、実現すべき社会として「共生する社会」がうたわれている。

え

A D H D (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略) 発達障害を参照

何らかの脳の機能障害に由来する発達障害の一つで、注意欠陥多動性障害のこと。

注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴であり、社会的な活動や学業に障害をきたす。この3つの症状は通常7歳以前にあらわれる。

日本精神神経学会では「注意欠陥多動性障害」を「注意欠如多動性障害」に名称変更している。

L D (Learning Disorders または Learning Disabilities の略) 発達障害を参照

何らかの脳の機能障害に由来する学習障害のこと。学習障害(LD)には医学的な

立場でのLD(Learning Disorders)と教育的な立場でのLD(Learning Disabilities)の2つの考え方がある。

医学的LDは、全般的な知的機能の遅れがないが、読み書きの障害、算数の障害を指すことが多く、読字障害及び書字表出障害をディスレクシア、算数障害をディスカルキュリアという。

教育的立場として文部科学省では、やや広義に「聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態」と定義している。

お

音声コード

紙に印刷されたデータコード。デジタル化された文字情報がコード内に含まれているため、コードを元に音声を出力することができる。音声化する機器(活字文書読み上げ装置)に、音声コードを読み取らせることで音声を出力する。

き

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体・知的・精神障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関。

聴き取り調査

平成23年度北九州市障害者等聴き取り調査(平成23年6月17日~7月13日実施)

「北九州市障害者支援計画」の基礎資料とするとともに、今後の障害福祉施策の参考とするため、北九州市内に居住する障害児・者に対して、その生活実態やサービス利用状況等についての調査を実施するとともに、市民に対し、障害のある人への理解や関心の程度などについての調査を実施。

身体障害者：29人、知的障害者：26人、精神障害者：28人、サービス支援者(サービス管理責任者、支援員など)：20人 に対し聴き取り調査を実施。

教育支援計画

障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりについて作成した計画。

強度行動障害

ひどい自傷、強い他害、激しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れ、拒食、異

食等の食事面の問題、便こねや強迫的に排尿排便を繰り返すなど排泄面の問題等、生命維持にも危険を及ぼすような行動上の問題がある状態をいう。

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、障害のある人の自宅などを訪問して、入浴・排泄・食事などの身体介助や、調理・洗濯・掃除などの家事援助、生活などに関する相談・助言などの支援を行うサービス。

く

グループホーム

就労したり、障害福祉施設などに通ったりしている障害者が、地域で自立的生活を営むための援助を行う共同生活施設。

障害者自立支援法では訓練等給付の「共同生活援助」としてサービスが提供される。

け

ケアホーム

重い障害のある人が、介助を受けながら地域で自立生活を営むための援助を行なう共同生活施設。

障害者自立支援法では訓練等給付の「共同生活介護」としてサービスが提供される。

こ

工賃

障害のある人を支援する施設や事業所等で福祉的就労に従事する利用者に支払われるお金のこと。施設の生産活動によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分することとされている。

高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより、主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状をいう。その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等で脳の損傷部位によって特徴が異なる。外見上は障害が目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が障害を十分に認識できてないこともある。

広汎性発達障害 自閉症スペクトラム障害を参照

対人相互関係、コミュニケーション、限定された反復的な行動といった発達上の異常が認められるもので、自閉症やアスペルガー症候群などが含まれる（診断基準として「社会的コミュニケーション及び相互交渉の永続的障害」と「行動、興味、活動の限局された反復的な様式」といった行動症状を示すものとなっている）。

最近では自閉症とその連続体として「自閉症スペクトラム」という名称が使われる
近々改定される予定のアメリカ精神医学会の診断統計マニュアル第5版では神経
発達障害に属するものとして「広汎性発達障害」の名称を変更して「自閉症スペ
クトラム障害」としている。

合理的配慮

障害者権利条約第2条では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由
を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、
特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を
課さないものをいう。」と定義されている。

さ

災害時要援護者

地震などの災害のときに、自分で身を守り、ひとりで安全な場所に避難することが
難しく、手助けを必要とする人のこと。障害のある人だけでなく、高齢者、乳幼児、
外国人なども含まれる。

し

実態調査

平成23年度北九州市障害児・者等実態調査（平成23年6月2日～23日に実施）。

「北九州市障害者支援計画」の基礎資料とするとともに、今後の障害福祉施策の参
考とするため、北九州市内に居住する障害児・者に対して、その生活実態やサービス
利用状況等についての調査を実施するとともに、市民に対し、障害のある人への理解
や関心の程度などについての調査を実施した。

種 別	調査票発送数	有効回収数	有効回収率 /
身体障害者	2,200	1,287	58.5%
障害児	400	203	50.8%
知的障害者	1,000	546	54.6%
精神障害者	600	362	60.3%
発達障害児（者）	24	16	66.7%
難病患者	16	15	93.8%
合 計	4,240	2,429	57.3%

原則として無作為抽出だが、発達障害・難病患者は関係団体からの推薦。

自閉症 発達障害を参照

何らかの脳の機能障害に由来し、主に、社会的相互交渉の質的障害（対人関係の

障害) コミュニケーションの質的障害 行動、興味、活動の限定された反復的な様式がみられる状態。

最近では、知的障害のない人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

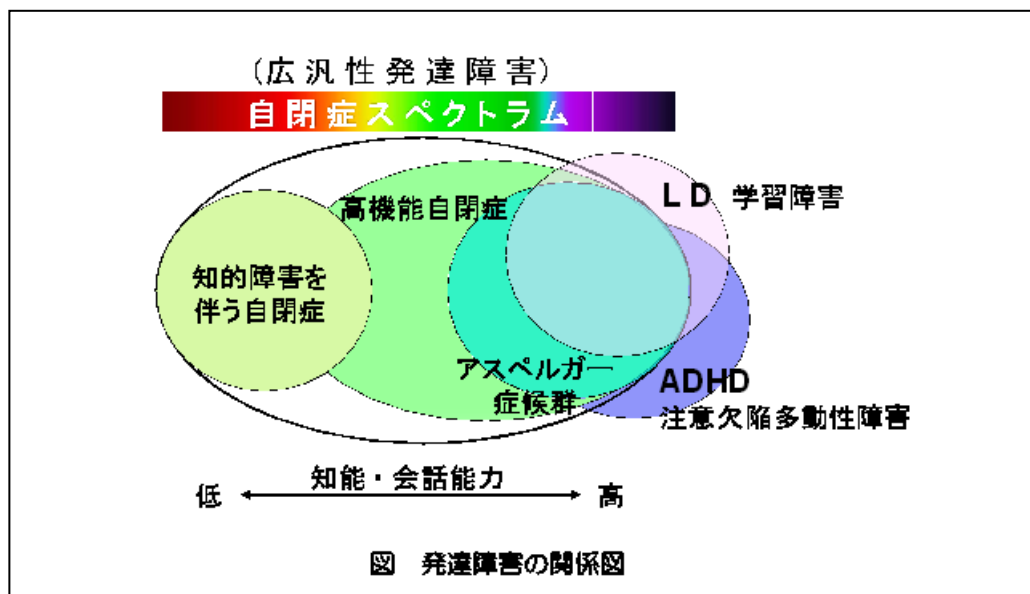
自閉症スペクトラム障害 広汎性発達障害、発達障害を参照

自閉症の広義の概念(対人相互関係、コミュニケーション、限定された反復的な行動といった三つの領域に発達上の異常が認められるもの)で、狭義の自閉症のほか、アスペルガー症候群などを含む。医学的には、広汎性発達障害と呼ぶこともある。

知的な発達の遅れを伴うものから知的な障害のない場合まで幅の広がりがあり、知的な発達や言葉の遅れの状態からすると区切りがはっきりしないこの幅の広がりを光のスペクトラム(虹)に例えて、自閉症スペクトラム(連続体)と言う。

下図では、知的発達にさほど遅れを伴わない場合を高機能自閉症、さらに知的な発達の遅れと言葉の遅れのない場合をアスペルガー症候群としている。また、図の右側には学習障害(LD)と注意欠陥多動性障害(ADHD)の円があり、自閉症スペクトラムの楕円と、LD、ADHDの円は互いに重なり合っている。

発達障害には、自閉症スペクトラム障害(自閉症、アスペルガー症候群等)と共に、LD、ADHDを含んでおり、連続していたり、重なり合ったりして区切りが明確でないことが特徴である。



社会的障壁

障害者基本法第2条では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。

就労移行支援事業

一般就労を希望する障害のある人が、一定の期間（原則として2年間）、事業所内や企業において就労のための知識や能力を身につけるための実習や、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行う。

就労継続支援事業

一般企業などで働くことの難しい障害のある人が、事業所等で働きながら、知識や能力を身につけるための訓練をする事業である。利用者が事業所と雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばずに働くB型がある。

障害児

児童福祉法第4条では、「障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）をいう。」と定義されている。

障害者

障害者基本法第2条では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されている。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

平成18年12月に第61回国連総会で採択された障害者の人権条約。日本は19年9月に署名しているが批准されていない（平成24年1月現在）。

この条約では、障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権と基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を批准国がとること等を定めている。

障害者雇用アドバイザー

職場開拓などで障害のある人の雇用を働きかける際、障害のある人の雇用に関する企業側の不安に対する助言を行ったり、労務管理や助成金活用などの専門的な相談に対応したりする。

障害福祉施設

障害のある人の福祉にかかわる施設の総称。施設には、入所施設（入所して生活自立訓練などを受ける施設）、通所施設（在宅の障害のある人が日中通って、機能訓練・就労訓練などを受ける施設）、生活施設（自立訓練のための生活の場）、交流施設（障

害のある人同士、障害のある人と住民が交流できる施設)などがある。

小規模共同作業所

一般の企業等で働くことの困難な障害のある人の働く場や日中活動の場として、障害のある人、親、ボランティアを始めとする関係者で運営されている地域密着型の福祉施設。

ショートステイ(短期入所) 短期入所を参照

ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害のある人が実際に働いている職場と一緒に職場に出向き、さまざまな支援をする援助者のこと。障害のある人、事業主、同僚、家族等に対して職場定着に向けた助言を行ったり、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善などを行ったりする。

身体障害者

身体障害者福祉法第4条では、「身体障害者」とは、別表(身体障害者障害程度等級表)に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事(政令指定都市市長)から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定義されている。

せ

生活介護(デイサービス)

常に介護を必要とする障害のある人が、昼間、事業所等に通い、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。

精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されている。

成年後見制度

障害などの理由で判断能力が十分でない人を不利益から守るため、家庭裁判所により選ばれた成年後見人等が、契約を結ぶ手続き等の代行や、本人が誤ってむすんでしまった契約などの取り消し等の支援を行う。

セルフヘルプ活動

共通の問題を抱えた当事者により、問題の緩和や解決を図るための活動。

た

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。

ち

知的障害者(児)

平成12年に厚生省(平成13年1月6日より厚生労働省)が行った知的障害児(者)基礎調査では、「知的機能障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。また18歳未満を知的障害児という。」と定義されている。

聴覚障害者用受信装置

字幕や手話通訳が付いた災害放送を受信し、その開始を光警報器で視覚的に知らせる機能を持つCS放送用の受信機。

つ

通所施設

障害のある人が日中通い、自立生活や就労のための訓練や生産活動や創作的活動などを行う施設。

と

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

特別支援教育コーディネーター

校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割として、校内の関係者や関係機関との連絡調整 保護者に対する相談窓口 担任への支援 巡回相談や専門家チームとの連携 校内委員会での推進役を担う人。

特別支援教育相談センター

総合療育センターや関係機関等との連携を統括し、各学校への巡回相談、教育相談、就学相談、通級相談などを行う。

トライアル雇用

公共職業安定所の紹介により、障害のある人をトライアル雇用（試行雇用）することで、障害のある人に関する知識や経験のない事業所に本格的な障害者雇用に取り組むきっかけ作りを進める。

職業経験、技能、知識などから就職が困難な求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正な業務遂行の可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることが目的とされている。

な

難病

難病対策要綱では、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。

に

日常生活用具

在宅の身体障害のある人等が日常生活を送るときに、障害による負担を軽減するために使う用具。

の

ノーマライゼーション

障害のある人となない人が、お互いに特別に区別されることなく、社会の中で同じように生活し、活動することが社会のあるべき姿（ノーマルな姿）であり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

は

発達障害 自閉症スペクトラム障害を参照

広義には、知的発達障害、運動発達障害、発達期に生じる視覚・聴覚障害、自閉症、注意欠陥多動性障害などを含む概念である。

わが国では、発達障害者支援法第2条により「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」として狭義に用いられている。

これらの障害は、障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っていることが多いことや、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるため診断された時期により診断名が異なる場合があることなどから、明確に診断することは非常に難しいとされている。

バリアフリー

障害のある人が日常生活や社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。もともと住宅建築用語として登場し、道路・施設・交通機関などの段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

平成18年12月にバリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が施行され、交通施設等のバリアフリー化と建築物のバリアフリー化を一体的に進めることが定められた。

ひ

ピアカウンセリング

障害のある人が自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談に応じ、相談者と同じ立場から問題解決のための支援を行うこと。

ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就学や就労などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。

ふ

福祉的就労 一般就労を参照

企業等に就労することが困難な障害のある人が、障害のある人を支援する施設や事業所等において生産活動を行うこと。

福祉有償運送

非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等が、心身の状態により一人では公共交通機関を利用することが難しい人（要介護・要支援・身体障害者手帳所持者）を対象として行う非営利の送迎サービス。

ほ

法定雇用率

民間企業や国、地方自治体等は、障害のある人の雇用の場を確保するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定以上の割合（法定雇用率）にあたる障害のある人を雇用しなければならない。法定雇用率未達成の企業からは一定の納付金が徴収され、法定雇用率を超えて障害のある人を雇用している企業には、障害者雇用調整金や報奨金として一定額が支給される。

よ

要約筆記

聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳のこと。ノートやホワイトボードなどに手書きしたり、パソコンなどを使用してスクリーンに映したりする。

ら

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分される。

り

療育

「療」は治療を、「育」は養育、保育及び教育を意味し、障害の早期発見、早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

リハビリテーション

障害や、事故・病気などの後遺症のある人が、身体的能力、社会的能力等を回復・向上させ、自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練や支援のこと。

リフトバス

身体障害のある人が、車いすのままでも乗降できるように昇降機を備えたバス。

れ

レスパイト

障害のある人をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

介護者自身の健康を保つために必要な休養や息ぬきの時間を確保することはもとより、介護者が地域での交流や社会参加の時間を持てるようにすることも目的としている。